

障がい福祉関係事業者等 説明会・集団指導資料

NO. 2

本書は、「障害保健福祉関係主管課長会議資料（令和２年３月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）」を抜粋・編集したものです。

令和２年３月

島根県健康福祉部障がい福祉課

資料NO. 2 目次

1 障害者自立支援給付審査支払等システム事業(自治体分)の実施について ……	1
2 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて ……	3
3 障害福祉関係データベース(仮称)構築について ……	5
4 障害者総合支援法対象疾病について ……	5
5 障害支援区分の認定について ……	15
6 障害福祉関係施設等の整備について ……	20
7 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について ……	25
8 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用等について ……	37
9 地域生活支援拠点等の整備促進について ……	50
10 障害者の就労支援の推進等について ……	52
11 最近の障害者雇用対策について ……	92
12 農林水産省における農福連携の推進について ……	117
13 訪問系サービスについて ……	123
14 強度行動障害を有する者等に対する支援について ……	132
15 相談支援の充実等について ……	135
16 障害者の地域生活への移行等について ……	144
17 障害者虐待の未然防止・早期発見等について ……	166
18 障害児支援について ……	173
19 発達障害者支援施策の推進について ……	188
20 その他 ……	196

3 障害者自立支援給付審査支払等システム事業（自治体分）の実施について

別添実施要綱（案）のとおり、令和3年度に予定されている障害福祉サービス等報酬改定への対応等に伴い、都道府県及び市町村の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修に必要な経費について、令和2年度予算において措置する予定であり、4月以降、所要額調査を行う予定である。

交付時期については、地域生活支援事業費等補助金の交付時期と同じ時期の予定であり、交付の手続きについては、地域生活支援事業費等補助金と併せて行うこととなるので担当者と連携するようお願いする。

また、都道府県におかれては、管内市区町村のとりまとめを行ってもらうことになるので、手続きに遺漏なきようお願いしたい。

令和2年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業実施要綱（案）

1 目的

令和3年度に予定されている報酬改定への対応等のために必要となる都道府県及び市町村の障害者自立支援給付審査支払等システムの改修にかかる経費に対して助成を行うことにより、制度の基盤の安定化及び適正な運営に資することを目的とする。

2 実施主体

都道府県及び市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下、同じ。）

3 事業内容

（1）令和3年度報酬改定に伴う改修

（2）その他制度改正等に伴って必要となる障害者自立支援給付審査支払等システムの改修

4 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、別に通知する「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）の別紙「地域生活支援事業費補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」により、予算の範囲内で補助するものである。

4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）については、平成 30 年 4 月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めている。

(別添 1)

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、令和元年度の障害者総合支援法等審査事務研究会報告書が今年度中にとりまとめられる予定である。報告書については、下記の URL に掲載される予定であるので、

各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

(2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を行った（第一段階）。また、令和元年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を行った（第二段階）。

令和 2 年度においては、請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を行う予定である（第三段階）。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

(3) 障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等

国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム（※ 1）において、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化を行う。

また、電子請求受付システム（※ 2）において、報酬告示、留意事項通知、報酬算定構造等の情報の集約掲載が令和元年度に行われた。

※ 1 簡易入力システム・・・事業所等の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うための

システム。

- ※2 電子請求受付システム・・・事業所等がインターネットを經由して送信したい請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム。

(4) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月1日から10日の間に確実に整備する必要がある。効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いする。

審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

また、令和2年度においては、市町村等における二次審査の標準化・強化の推進へ向けて、引き続き国保連における一次審査時の拡充・強化を図り、市町村と国保連とのデータ連携を効率的に行うため、市町村等向けの情報参照機能のさらなる充実を行う。

効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュール

別添1

○障害福祉サービス等給付費の効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールは、以下のとおり。

No	対応内容	実施時期(予定)							
		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	検討		検討				順次、対応を実施	
2	事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	一次審査等の実施	仮審査の推奨/実施のフォロー							
4	審査機能の強化	検討		検討	検討	検討		順次、対応を実施	
5	警告からエラーへの移行	検討		検討	検討	検討	検討	順次、対応を実施	
6	審査内容の拡充	検討		検討	検討	検討	検討	順次、対応を実施	
7	査定の導入	課題の検討							
8	一次審査結果資料等の作成	検討							
9	事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討		暫定版	初版	改版			
10	台帳情報等整備の改善	運用の見直し及び周知							
11	台帳情報等参照機能の追加			検討				順次、対応を実施	
12	自治体職員・国保連合会職員への研修	研修内容の検討				研修の実施			
13	事業者への研修	パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備				研修の実施	

※令和2年度の対応スケジュールについては、障害者総合支援法等審査事務研究会での議論を踏まえ、変更となる可能性がある。

5 障害福祉関係データベース(仮称)構築について

国や自治体において、政策を立案するにあたっては、確固たるエビデンスに基づいた施策を推進することが求められており、その場合、様々な視点からデータを利活用し分析することが重要である。

現在、障害福祉分野のデータは、サービスの利用状況や障害支援区分の認定情報など個々のデータが点在していることが総合的な観点での十分な分析を困難にしており、制度改正・運営や報酬改定等を行う際の有効的なデータの利活用がなされていないという課題がある。

このため、障害福祉関係データを有効に活用し、効果的・効率的な制度改正・運営や報酬改定につなげられるよう、データベースの構築を行う。

令和2年度は、障害福祉関係データベース(以下「DB」という)の構築に向けて、関係機関等との調整を図りつつ、DBの構築に必要な要件定義や収集するデータの範囲等の具体的な仕様書案を作成する予定である。

令和3年度以降、管内市区町村に対して事務システム等について改修をお願いすることになるが、具体的なDB構築スケジュールが決まり次第、お知らせする予定である。

6 障害者総合支援法対象疾病について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病(難病)の範囲が、359疾病から361疾病へと見直しが行われ、令和元年7月1日から適用されているところである。

「障害者総合支援法の対象となる疾病の見直しに関する周知について」(令和元年6月27日付障企発0627第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)においてもお願いしているところであるが、障害福祉サービス等の対象となる難病患者が必要なサービスの利用に向けて申請を行っていただくためにも、引き続き難病患者に対する情報提供等に努めていただくようお願いする。

令和元年7月1日
から適用

障害者総合支援法の 対象となる難病が 追加されます

- ・ こう 膠様滴状角膜ジストロフィー
- ・ ハッチンソン・ギルフォード症候群
- ・ フォンタン術後症候群

障害福祉サービス等の対象となる難病が、359疾病から361疾病へと見直しが行われます。対象となる方は、障害者手帳※をお持ちでなくても、必要と認められた支援が受けられます。

※ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。



手続き

- ◆ 対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆ 障害支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。（訓練系・就労系サービス等は障害支援区分の認定を受ける必要はありません）
- ◆ 詳しいサービスの内容や手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	46	カーニー複合
2	アイザックス症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
3	I g A腎症	48	潰瘍性大腸炎
4	I g G 4 関連疾患	49	下垂体前葉機能低下症
5	亜急性硬化性全脳炎	50	家族性地中海熱
6	アジソン病	51	家族性良性慢性天疱瘡
7	アッシャー症候群	52	カナバン病
8	アトピー性脊髄炎	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
9	アペール症候群	54	歌舞伎症候群
10	アミロイドーシス	55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
11	アラジール症候群	56	カルニチン回路異常症
12	アルポート症候群	57	加齢黄斑変性 ○
13	アレキサンダー病	58	肝型糖原病
14	アンジェルマン症候群	59	間質性膀胱炎（ハンナ型）
15	アントレー・ビクスラー症候群	60	環状20番染色体症候群
16	イソ吉草酸血症	61	関節リウマチ
17	一次性ネフローゼ症候群	62	完全大血管転位症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	63	眼皮膚白皮症
19	1 p 36欠失症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	65	ギャロウェイ・モフト症候群
21	遺伝性ジストニア	66	急性壊死性脳症 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	67	急性網膜壊死 ○
23	遺伝性脾炎	68	球脊髄性筋萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	69	急速進行性糸球体腎炎
25	ウィーバー症候群	70	強直性脊椎炎
26	ウィリアムズ症候群	71	巨細胞性動脈炎
27	ウィルソン病	72	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
28	ウエスト症候群	73	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
29	ウェルナー症候群	74	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
30	ウォルフラム症候群	75	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
31	ウルリッヒ病	76	筋萎縮性側索硬化症
32	HTLV-1 関連脊髄症	77	筋型糖原病
33	A T R - X 症候群	78	筋ジストロフィー
34	A D H 分泌異常症	79	クッシング病
35	エーラス・ダンロス症候群	80	クリオピリン関連周期熱症候群
36	エプスタイン症候群	81	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
37	エプスタイン病	82	クルーゾン症候群
38	エマヌエル症候群	83	グルコーストランスポーター 1 欠損症
39	遠位型ミオパチー	84	グルタル酸血症1型
40	円錐角膜 ○	85	グルタル酸血症2型
41	黄色靱帯骨化症	86	クロウ・深瀬症候群
42	黄斑ジストロフィー	87	クローン病
43	大田原症候群	88	クローンカイト・カナダ症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	89	痙攣重積型（二相性）急性脳症
45	オスラー病	90	結節性硬化症

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
91	結節性多発動脈炎	136	シェーグレン症候群
92	血栓性血小板減少性紫斑病	137	色素性乾皮症
93	限局性皮膚異形成	138	自己貪食空胞性ミオパチー
94	原発性局所多汗症 ○	139	自己免疫性肝炎
95	原発性硬化性胆管炎	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
96	原発性高脂血症	141	自己免疫性溶血性貧血
97	原発性側索硬化症	142	四肢形成不全 ○
98	原発性胆汁性胆管炎	143	シトステロール血症
99	原発性免疫不全症候群	144	シトリン欠損症
100	顕微鏡的大腸炎 ○	145	紫斑病性腎炎
101	顕微鏡的多発血管炎	146	脂肪萎縮症
102	高IgD症候群	147	若年性特発性関節炎
103	好酸球性消化管疾患	148	若年性肺気腫
104	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	149	シャルコー・マリー・トゥース病
105	好酸球性副鼻腔炎	150	重症筋無力症
106	抗糸球体基底膜腎炎	151	修正大血管転位症
107	後縦靱帯骨化症	152	ジュベール症候群関連疾患
108	甲状腺ホルモン不応症	153	シュワルツ・ヤンペル症候群
109	拘束型心筋症	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
110	高チロシン血症1型	155	神経細胞移動異常症
111	高チロシン血症2型	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
112	高チロシン血症3型	157	神経線維腫症
113	後天性赤芽球癆	158	神経フェリチン症
114	広範脊柱管狭窄症	159	神経有棘赤血球症
115	膠様滴状角膜ジストロフィー ※	160	進行性核上性麻痺
116	抗リン脂質抗体症候群	161	進行性骨化性線維異形成症
117	コケイン症候群	162	進行性多巣性白質脳症
118	コストロ症候群	163	進行性白質脳症
119	骨形成不全症	164	進行性ミオクローマスてんかん
120	骨髄異形成症候群 ○	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
121	骨髄線維症 ○	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
122	ゴナドトロピン分泌亢進症	167	スタージ・ウェーバー症候群
123	5p欠失症候群	168	スティーヴンス・ジョンソン症候群
124	コフィン・シリス症候群	169	スミス・マギニス症候群
125	コフィン・ローリー症候群	170	スモン ○
126	混合性結合組織病	171	脆弱X症候群
127	鰓耳腎症候群	172	脆弱X症候群関連疾患
128	再生不良性貧血	173	成人スチル病
129	サイトメガロウィルス角膜内皮炎 ○	174	成長ホルモン分泌亢進症
130	再発性多発軟骨炎	175	脊髄空洞症
131	左心低形成症候群	176	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
132	サルコイドーシス	177	脊髄髄膜瘤
133	三尖弁閉鎖症	178	脊髄性筋萎縮症
134	三頭酵素欠損症	179	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
135	CFC症候群	180	前眼部形成異常

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
181	全身性エリテマトーデス	226	遅発性内リンパ水腫
182	全身性強皮症 △	227	チャージ症候群
183	先天異常症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
184	先天性横隔膜ヘルニア	229	中毒性表皮壊死症
185	先天性核上性球麻痺	230	腸管神経節細胞減少症
186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	231	TSH分泌亢進症
187	先天性魚鱗癬	232	TNF受容体関連周期性症候群
188	先天性筋無力症候群	233	低ホスファターゼ症
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	234	天疱瘡
190	先天性三尖弁狭窄症	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
191	先天性腎性尿崩症	236	特発性拡張型心筋症
192	先天性赤血球形形成異常性貧血	237	特発性間質性肺炎
193	先天性僧帽弁狭窄症	238	特発性基底核石灰化症
194	先天性大脳白質形成不全症	239	特発性血小板減少性紫斑病
195	先天性肺静脈狭窄症	240	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
196	先天性風疹症候群 ○	241	特発性後天性全身性無汗症
197	先天性副腎低形成症	242	特発性大腿骨頭壊死症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	243	特発性多中心性キャスルマン病
199	先天性ミオパチー	244	特発性門脈圧亢進症
200	先天性無痛無汗症	245	特発性両側性感音難聴
201	先天性葉酸吸収不全	246	突発性難聴 ○
202	前頭側頭葉変性症	247	ドラベ症候群
203	早期ミオクロニー脳症	248	中條・西村症候群
204	総動脈幹遺残症	249	那須・ハコラ病
205	総排泄腔遺残	250	軟骨無形成症
206	総排泄腔外反症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
207	ソトス症候群	252	22q11.2欠失症候群
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	253	乳幼児肝巨大血管腫
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	254	尿素サイクル異常症
210	大脳皮質基底核変性症	255	ヌーナン症候群
211	大理石骨病	256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
212	ダウン症候群 ○	257	脳腱黄色腫症
213	高安動脈炎	258	脳表ヘモジデリン沈着症
214	多系統萎縮症	259	膿疱性乾癬
215	タナトフォリック骨異形成症	260	嚢胞性線維症
216	多発血管炎性肉芽腫症	261	パーキンソン病
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	262	バージャー病
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
219	多発性嚢胞腎	264	肺動脈性肺高血圧症
220	多脾症候群	265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
221	タンジール病	266	肺胞低換気症候群
222	単心室症	267	ハッチンソン・ギルフォード症候群 ※
223	弾性線維性仮性黄色腫	268	バッド・キアリ症候群
224	短腸症候群 ○	269	ハンチントン病
225	胆道閉鎖症	270	汎発性特発性骨増殖症 ○

令和元年7月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（361疾病）

※ 新たに対象となる疾病（3疾病）

△ 表記が変更された疾病（1疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
271	P C D H19関連症候群	316	発作性夜間ヘモグロビン尿症
272	非ケトーシス型高グリシン血症	317	ポルフィリン症
273	肥厚性皮膚骨膜炎	318	マリネスコ・シェーグレン症候群
274	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	319	マルファン症候群
275	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	320	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
276	肥大型心筋症	321	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
277	左肺動脈右肺動脈起始症	322	慢性再発性多発性骨髄炎
278	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	323	慢性膵炎 ○
279	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	324	慢性特発性偽性腸閉塞症
280	ビッカーstaff脳幹脳炎	325	ミオクロニー欠伸てんかん
281	非典型溶血性尿毒症症候群	326	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
282	非特異性多発性小腸潰瘍症	327	ミトコンドリア病
283	皮膚筋炎／多発性筋炎	328	無虹彩症
284	びまん性汎細気管支炎 ○	329	無脾症候群
285	肥満低換気症候群 ○	330	無βリポタンパク血症
286	表皮水疱症	331	メーブルシロップ尿症
287	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	332	メチルグルタコン酸尿症
288	VATER症候群	333	メチルマロン酸血症
289	ファイファー症候群	334	メビウス症候群
290	ファロー四徴症	335	メンケス病
291	ファンconi貧血	336	網膜色素変性症
292	封入体筋炎	337	もやもや病
293	フェニルケトン尿症	338	モワット・ウイルソン症候群
294	フォンタン術後症候群 ※ ○	339	薬剤性過敏症症候群 ○
295	複合カルボキシラーゼ欠損症	340	ヤング・シンプソン症候群
296	副甲状腺機能低下症	341	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
297	副腎白質ジストロフィー	342	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
298	副腎皮質刺激ホルモン不応症	343	4p欠失症候群
299	ブラウ症候群	344	ライソゾーム病
300	ブラダー・ウィリ症候群	345	ラスマッセン脳炎
301	プリオン病	346	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
302	プロピオン酸血症	347	ランドウ・クレフナー症候群
303	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	348	リジン尿性蛋白不耐症
304	閉塞性細気管支炎	349	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
305	β-ケトチオラーゼ欠損症	350	両大血管右室起始症
306	ベーチェット病	351	リンパ管腫症/ゴーハム病
307	バスレムミオパチー	352	リンパ脈管筋腫症
308	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	353	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
309	ヘモクロマトーシス ○	354	ルビンシュタイン・ティビ症候群
310	ペリー症候群	355	レーベル遺伝性視神経症
311	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	356	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
312	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	357	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
313	片側巨脳症	358	レット症候群
314	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	359	レノックス・ガストー症候群
315	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	360	ロスムンド・トムソン症候群
		361	肋骨異常を伴う先天性側弯症

経過的に対象となっている疾病

- 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレー症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

指定難病と障害者総合支援法対象疾病の疾病名の相違

- 難病法に基づく指定難病は、障害者総合支援法の対象疾病に全て含まれておりますが、下表の疾病については、異なる疾病名を用いているためご注意ください。

障害者総合支援法の対象疾病	難病法の指定難病
アミロイドーシス	全身性アミロイドーシス
ADH分泌異常症	下垂体性ADH分泌異常症
関節リウマチ	悪性関節リウマチ
原発性高脂血症	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
	原発性高カイロミクロン血症
抗リン脂質抗体症候群	原発性抗リン脂質抗体症候群
ゴナドトロピン分泌亢進症	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
若年性肺気腫	$\alpha 1$ - アンチトリプシン欠乏症
成長ホルモン分泌亢進症	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
TSH分泌亢進症	下垂体性TSH分泌亢進症
特発性両側性感音難聴	若年発症型両側性感音難聴
膿疱性乾癬	膿疱性乾癬（汎発型）
PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	下垂体性PRL分泌亢進症

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

① 平成27年1月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成26年12月31日までの疾病名	【新】 平成27年1月1日以降の疾病名
アミロイド症	アミロイドーシス
アレルギー性肉芽腫性血管炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
ウェグナー肉芽腫症	多発血管炎性肉芽腫症
ADH不適合分泌症候群	ADH分泌異常症
中枢性尿崩症	
結節性動脈周囲炎	結節性多発動脈炎
	顕微鏡的多発血管炎
高プロラクチン血症	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
ゴナドトロピン分泌過剰症	ゴナドトロピン分泌亢進症
脊髄小脳変性症	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
先端巨大症	成長ホルモン分泌亢進症
側頭動脈炎	巨細胞性動脈炎
大動脈炎症候群	高安動脈炎
多巣性運動ニューロパチー	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
多発筋炎	皮膚筋炎／多発性筋炎
皮膚筋炎	
多発性硬化症	多発性硬化症／視神経脊髄炎
TSH産生下垂体腺腫	TSH分泌亢進症
特発性大腿骨頭壊死	特発性大腿骨頭壊死症
有棘赤血球舞踏病	神経有棘赤血球症
リソソーム病	ライソゾーム病
リンパ管筋腫症	リンパ脈管筋腫症
レフェトフ症候群	甲状腺ホルモン不応症

疾病名の表記を変更したもの（新旧対照表）

② 平成27年7月1日に表記変更した疾病

【旧】 平成27年6月30日までの疾病名	【新】 平成27年7月1日以降の疾病名
難治性ネフローゼ症候群	一次性ネフローゼ症候群
加齢性黄斑変性症	加齢黄斑変性
進行性骨化性線維形成異常症	進行性骨化性線維異形成症
先天性魚鱗癬様紅皮症	先天性魚鱗癬
ビタミンD依存症二型	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
ペルオキシソーム病	副腎白質ジストロフィー
	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）

③ 平成29年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成29年3月31日までの疾病名	【新】 平成29年4月1日以降の疾病名
原発性胆汁性肝硬変	原発性胆汁性胆管炎
自己免疫性出血病ⅩⅢ	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症

④ 平成30年4月1日に表記を変更した疾病

【旧】 平成30年3月31日までの疾病名	【新】 平成30年4月1日以降の疾病名
有馬症候群	ジュベール症候群関連疾患
全身型若年性特発性関節炎	若年性特発性関節炎
先天性気管狭窄症	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症

⑤ 令和元年7月1日に表記を変更した疾病

【旧】 令和元年6月30日までの疾病名	【新】 令和元年7月1日以降の疾病名
強皮症	全身性強皮症

5 障害支援区分の認定について

(1) 障害支援区分の適切な認定の推進について

障害支援区分については、社会保障審議会障害者部会等において、審査判定実績の地域差が見られるため、その要因を分析し、必要な改善策を検討すべき等の指摘があったことを受け、国において制度の運用における実態・課題を把握するための調査研究を実施しているところであるが、認定調査の記載にばらつきがある、市町村審査会において運用上適切でない根拠に基づき区分変更を行う等の実態がなお見られる。

令和2年度は、障害支援区分制度の適正化を図るため、全国の市町村等を対象にしたアンケート調査をし、課題等の要因分析及び検証を行う予定である。

また、障害支援区分の適切な運営のためには、制度の趣旨や障害への理解を深めた上で、法令等の規定に従って認定調査及び審査判定を行うことが重要である。

管内市区町村に対し、法令の規定や制度の趣旨・運用についてあらためて周知し、認定事務を遺漏なく実施できる体制の整備を徹底いただくとともに、都道府県研修会への積極的な参加を呼びかけ、認定調査員及び市町村審査会委員の理解促進に努めるようお願いしたい。

令和2年度も引き続き、都道府県担当者等を対象にした全国会議を実施する予定である。日時等が決定次第、事務連絡でお示しする。

(2) 障害福祉関係データベース（仮称）構築について

令和2年度以降、障害支援区分認定データと障害給付等明細書データを連結したデータベースを構築していく予定である。

障害支援区分の審査判定実績（平成29年10月～平成30年9月※速報値）

1. 全体（身体障害・知的障害・精神障害・難病）

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	上位区分		下位区分	
									変更件数	変更率	変更件数	変更率
非該当	32	18	9	5	2	1	1	68	36	52.9%	—	—
区分1	3	4,891	621	41	3	0	0	5,559	665	12.0%	3	0.1%
区分2	5	120	46,622	4,174	122	5	1	51,049	4,302	8.4%	125	0.2%
区分3	1	7	368	49,034	3,556	79	3	53,048	3,638	6.9%	376	0.7%
区分4	2	1	18	377	42,899	3,392	87	46,776	3,479	7.4%	398	0.9%
区分5	1	0	0	6	243	34,359	3,936	38,545	3,936	10.2%	250	0.6%
区分6	0	0	1	9	21	270	56,959	57,260	—	—	301	0.5%
件数	44	5,037	47,639	53,646	46,846	38,106	60,987	252,305	16,056	6.4%	1,453	0.6%
割合（%）	0.0%	2.0%	18.9%	21.3%	18.6%	15.1%	24.2%	100.0%				

（参考）二次判定結果の実績

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	割合	上位区分		下位区分	
										変更件数	変更率	変更件数	変更率
支援区分 H29.10～H30.9	件数 44	5,483	49,621	56,510	49,660	40,359	69,049	270,726	—	18,330	6.8%	1,614	0.6%
	割合 0.0%	2.0%	18.3%	20.9%	18.3%	14.9%	25.5%	—	100.0%				
支援区分 H28.10～H29.9	件数 47	5,436	45,448	48,993	42,851	35,819	53,253	231,847	—	18,283	7.9%	1,624	0.7%
	割合 0.0%	2.3%	19.6%	21.1%	18.5%	15.4%	23.0%	—	100.0%				
支援区分 H27.10～H28.9	件数 71	6,163	46,914	53,224	46,478	37,538	59,479	249,867	—	21,391	8.6%	2,075	0.8%
	割合 0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	—	100.0%				
支援区分 H26.10～H27.9	件数 82	6,078	44,929	51,651	45,554	37,535	63,658	249,467	—	23,361	9.4%	2,066	0.8%
	割合 0.0%	2.4%	18.0%	20.7%	18.3%	15.0%	25.5%	—	100.0%				
支援区分 H26.4～H26.9	件数 18	1,896	14,287	15,884	13,973	11,508	16,908	74,474	—	7,839	10.5%	743	1.0%
	割合 0.0%	2.5%	19.2%	21.3%	18.8%	15.5%	22.7%	—	100.0%				

※データは現在精査中のため今後修正があり得ます。以下全て同様です。

2. 身体障害

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	上位区分		下位区分	
									変更件数	変更率	変更件数	変更率
非該当	17	4	3	1	0	0	1	26	9	34.6%	—	—
区分1	1	1,473	174	11	1	0	0	1,660	186	11.2%	1	0.1%
区分2	1	25	7,555	561	8	0	1	8,151	570	7.0%	26	0.3%
区分3	0	3	124	15,188	1,019	30	0	16,364	1,049	6.4%	127	0.8%
区分4	2	1	9	91	11,698	619	15	12,435	634	5.1%	103	0.8%
区分5	1	0	0	1	79	13,033	967	14,081	967	6.9%	81	0.6%
区分6	0	0	1	4	5	124	36,719	36,853	—	—	134	0.4%
件数	22	1,506	7,866	15,857	12,810	13,806	37,703	89,570	3,415	3.8%	472	0.5%
割合（%）	0.0%	1.7%	8.8%	17.7%	14.3%	15.4%	42.1%	100.0%				

（参考）二次判定結果の実績

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	割合	上位区分		下位区分	
										変更件数	変更率	変更件数	変更率
支援区分 H29.10～H30.9	件数 16	1,662	8,657	17,921	13,749	14,732	44,701	101,438	—	3,958	3.9%	629	0.6%
	割合 0.0%	1.6%	8.5%	17.7%	13.6%	14.5%	44.1%	—	100.0%				
支援区分 H28.10～H29.9	件数 22	1,629	8,424	15,765	12,078	12,568	30,178	80,664	—	3,933	4.9%	622	0.8%
	割合 0.0%	2.0%	10.4%	19.5%	15.0%	15.6%	37.4%	—	100.0%				
支援区分 H27.10～H28.9	件数 29	1,939	9,588	17,391	13,242	14,179	38,007	94,375	—	5,054	5.4%	785	0.8%
	割合 0.0%	2.1%	10.2%	18.4%	14.0%	15.0%	40.3%	—	100.0%				
支援区分 H26.10～H27.9	件数 38	2,012	9,918	17,479	12,871	13,993	42,289	98,580	—	5,624	5.7%	826	0.8%
	割合 0.0%	2.0%	10.1%	17.7%	13.1%	14.2%	42.9%	—	100.0%				

3. 知的障害

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	上位区分		下位区分	
									変更件数	変更率	変更件数	変更率
非該当	4	5	1	3	1	1	0	15	11	73.3%	—	—
区分1	0	1,852	199	14	1	0	0	2,066	214	10.4%	0	0.0%
区分2	1	47	14,972	1,297	41	3	1	16,362	1,342	8.2%	48	0.3%
区分3	1	3	152	21,364	1,873	40	2	23,435	1,915	8.2%	156	0.7%
区分4	0	0	7	240	28,975	2,810	71	32,103	2,881	9.0%	247	0.8%
区分5	0	0	0	4	169	25,000	3,511	28,684	3,511	12.2%	173	0.6%
区分6	0	0	0	3	11	185	37,744	37,943	—	—	199	0.5%
件数	6	1,907	15,331	22,925	31,071	28,039	41,329	140,608	9,874	7.0%	823	0.6%
割合（%）	0.0%	1.4%	10.9%	16.3%	22.1%	19.9%	29.4%	100.0%				

（参考）二次判定結果の実績

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	割合	上位区分		下位区分	
										変更件数	変更率	変更件数	変更率
支援区分 H29.10～H30.9	件数 7	1,997	16,040	24,061	33,312	29,763	47,004	152,184	—	11,319	7.4%	848	0.6%
	割合 0.0%	1.3%	10.5%	15.8%	21.9%	19.6%	30.9%	—	100.0%				
支援区分 H28.10～H29.9	件数 5	1,927	14,085	20,061	28,136	26,420	36,186	126,820	—	11,004	8.7%	819	0.6%
	割合 0.0%	1.5%	11.1%	15.8%	22.2%	20.8%	28.5%	—	100.0%				
支援区分 H27.10～H28.9	件数 11	2,215	15,598	23,290	31,381	27,439	39,197	139,131	—	12,573	9.0%	1,176	0.8%
	割合 0.0%	1.6%	11.2%	16.7%	22.6%	19.7%	28.2%	—	100.0%				
支援区分 H26.10～H27.9	件数 6	2,132	14,830	22,350	31,003	27,537	42,327	140,185	—	13,649	9.7%	1,109	0.8%
	割合 0.0%	1.5%	10.8%	15.9%	22.1%	19.6%	30.2%	—	100.0%				

4. 精神障害

二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	上位区分		下位区分	
									変更件数	変更率	変更件数	変更率
非該当	10	11	5	1	1	0	0	28	18	64.3%	—	—
区分1	2	1,734	277	20	1	0	0	2,034	298	14.7%	2	0.1%
区分2	3	54	26,983	2,678	85	2	0	29,805	2,765	9.3%	57	0.2%
区分3	0	1	116	17,060	1,135	25	0	18,337	1,160	6.3%	117	0.6%
区分4	0	0	2	72	7,809	431	13	8,327	444	5.3%	74	0.9%
区分5	0	0	0	3	30	2,478	154	2,665	154	5.8%	33	1.2%
区分6	0	0	0	4	7	15	1,919	1,945	—	—	26	1.3%
件数	15	1,800	27,383	19,838	9,068	2,951	2,086	63,141	4,839	7.7%	309	0.5%
割合(%)	0.0%	2.9%	43.4%	31.4%	14.4%	4.7%	3.3%	100.0%				

(参考) 二次判定結果の実績

支援区分	H29.10～ H30.9	件数 割合	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	割合	上位区分		下位区分	
												変更件数	変更率	変更件数	変更率
支援区分	H29.10～ H30.9	件数 割合	19 0.0%	2,017 3.2%	27,910 43.9%	19,621 30.9%	9,063 14.3%	2,825 4.4%	2,099 3.3%	63,554	— 100.0%	5,465	8.8%	323	0.5%
支援区分	H28.10～ H29.9	件数 割合	19 0.0%	2,098 3.6%	25,692 44.2%	17,668 30.4%	8,195 14.1%	2,578 4.4%	1,861 3.2%	58,111	— 100.0%	5,682	9.8%	337	0.6%
支援区分	H27.10～ H28.9	件数 割合	29 0.1%	2,205 3.9%	24,805 43.7%	17,385 30.9%	7,960 14.1%	2,478 4.4%	1,827 2.9%	56,299	— 100.0%	6,562	11.7%	392	0.7%
支援区分	H26.10～ H27.9	件数 割合	23 0.0%	2,179 4.1%	22,752 43.2%	16,305 31.0%	7,355 14.0%	2,375 4.5%	1,669 3.2%	52,658	— 100.0%	7,058	12.6%	338	0.6%

5. 難病

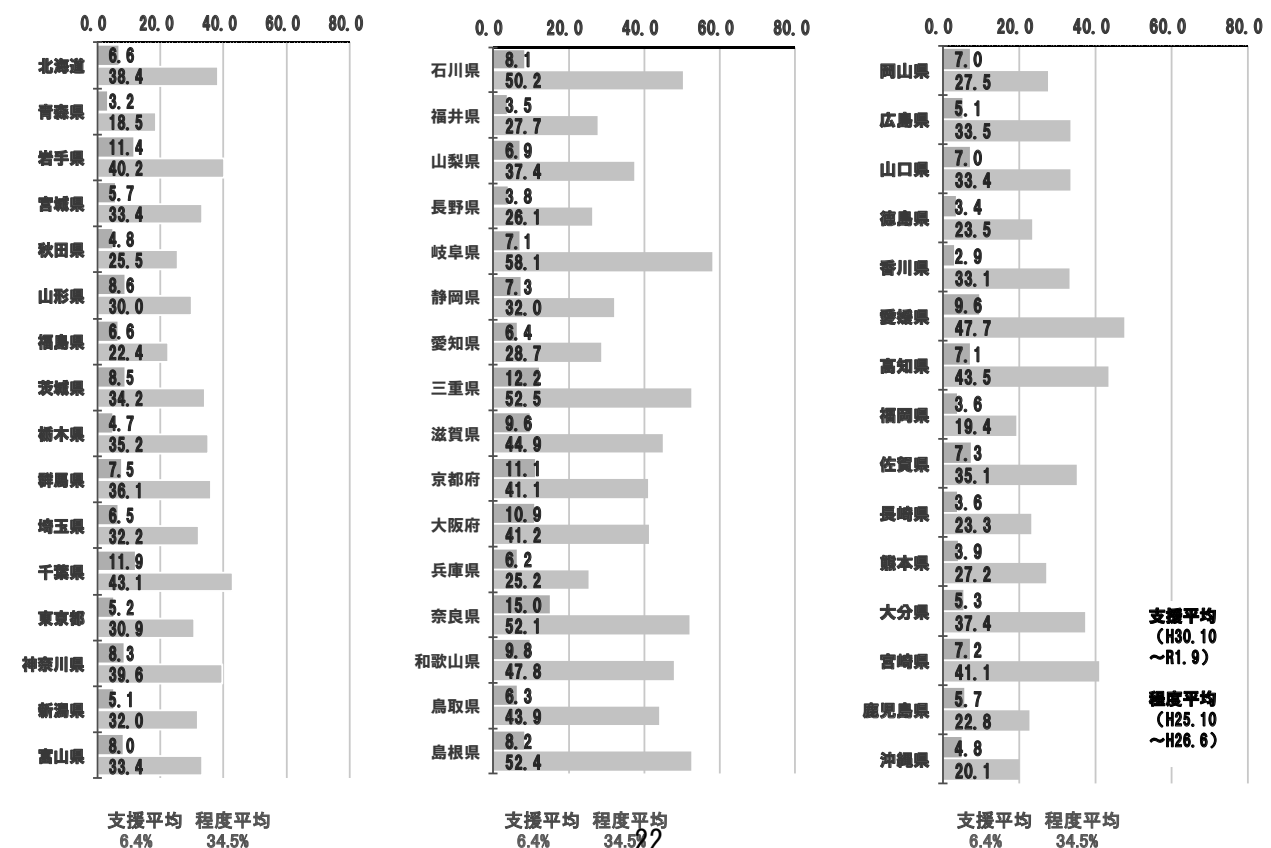
二次判定 一次判定	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	上位区分		下位区分	
									変更件数	変更率	変更件数	変更率
非該当	3	2	0	0	0	0	0	5	2	40.0%	—	—
区分1	0	115	13	0	0	0	0	128	13	10.2%	0	0.0%
区分2	0	1	542	47	2	0	0	592	49	8.3%	1	0.2%
区分3	0	0	6	930	84	2	1	1,023	87	8.5%	6	0.6%
区分4	0	0	1	6	695	46	0	748	46	6.1%	7	0.9%
区分5	0	0	0	0	6	616	42	664	42	6.3%	6	0.9%
区分6	0	0	0	1	0	4	1,394	1,399	—	—	5	0.4%
件数	3	118	562	984	787	668	1,437	4,559	239	5.2%	25	0.5%
割合(%)	0.1%	2.6%	12.3%	21.6%	17.3%	14.7%	31.5%	100.0%				

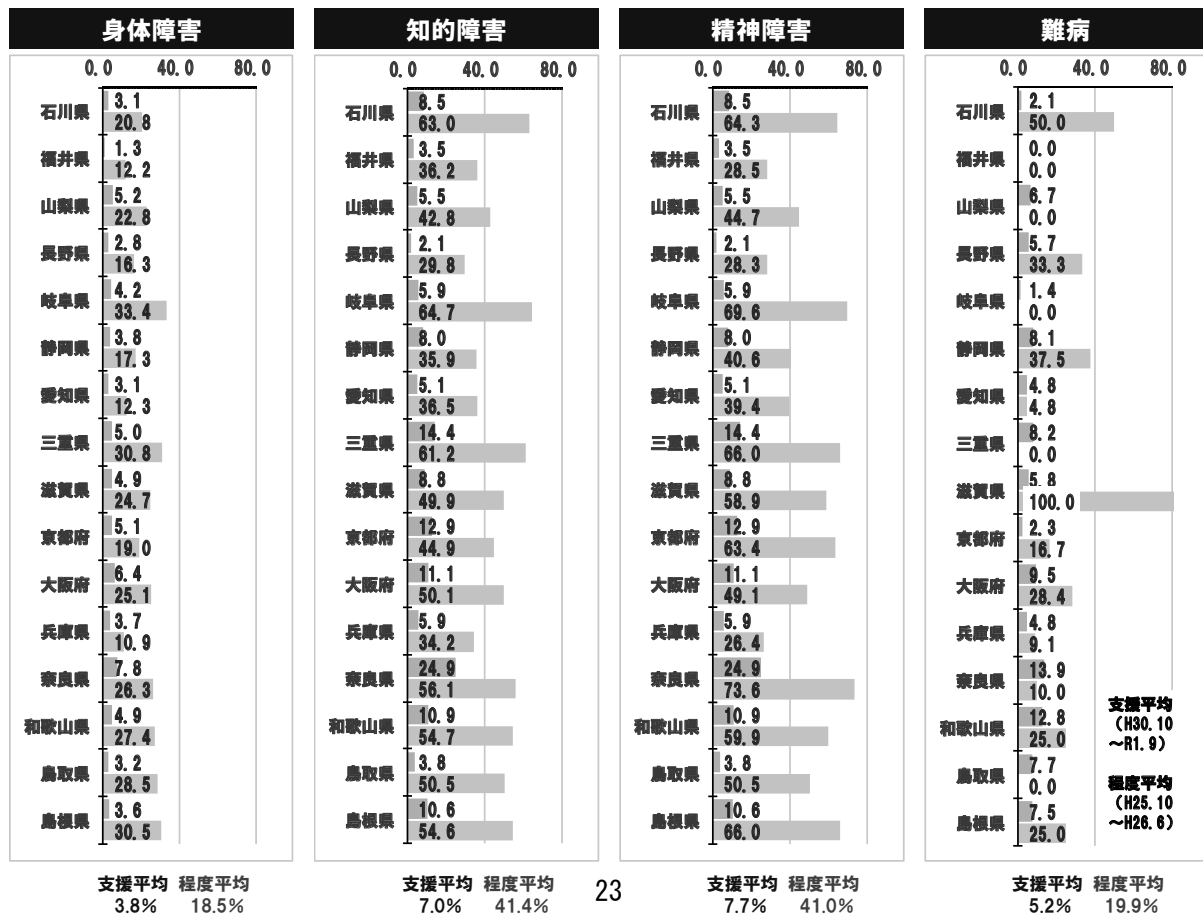
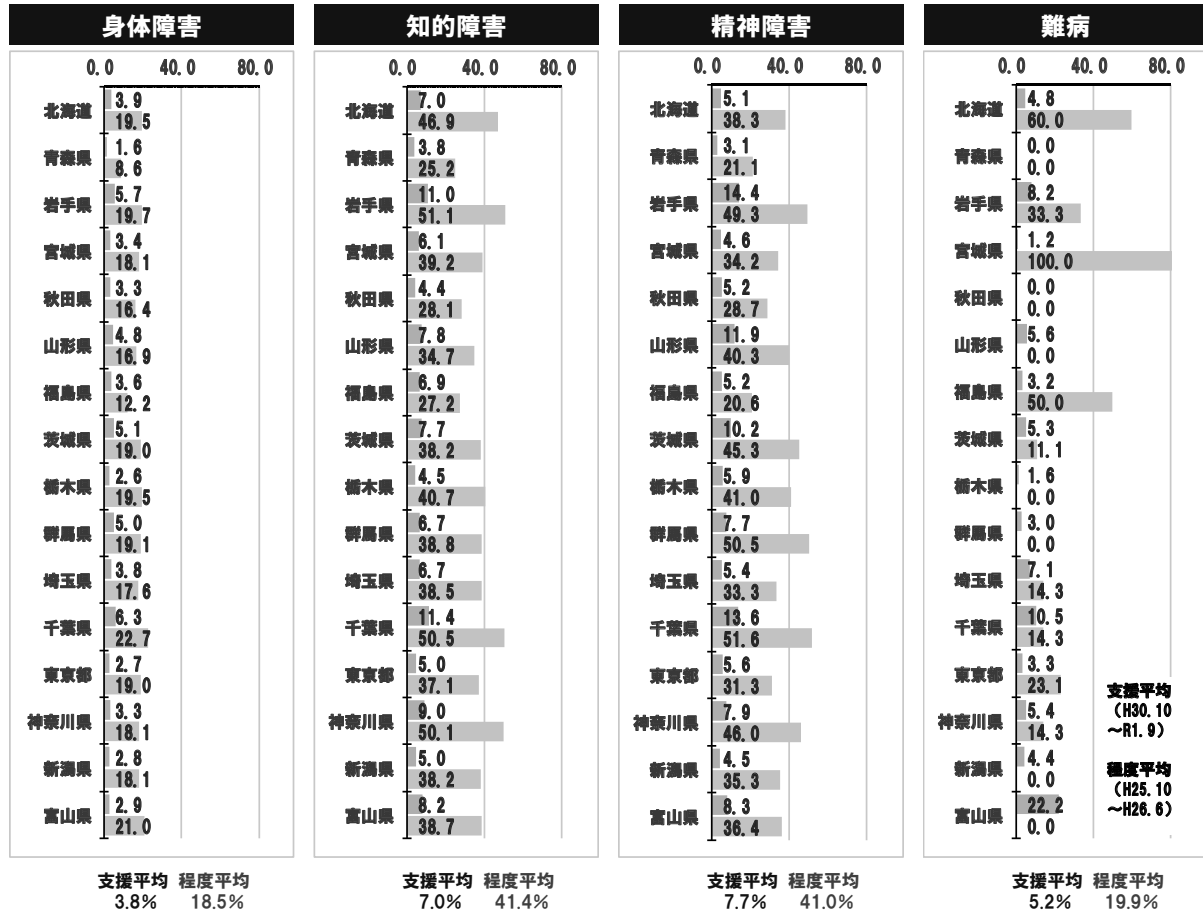
(参考) 二次判定結果の実績

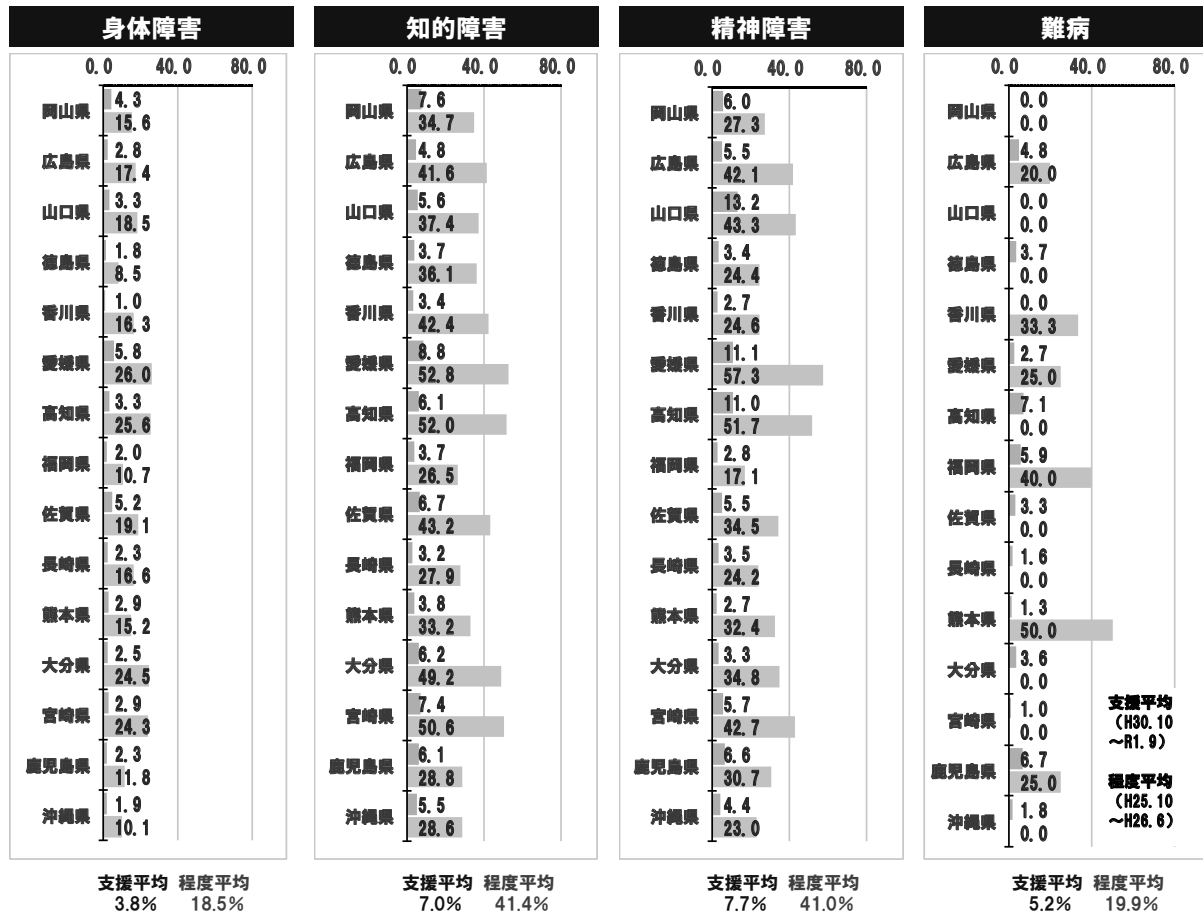
支援区分	H29.10～ H30.9	件数 割合	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計件数	割合	上位区分		下位区分	
												変更件数	変更率	変更件数	変更率
支援区分	H29.10～ H30.9	件数 割合	3 0.1%	112 2.6%	493 11.5%	961 22.3%	741 17.2%	590 13.7%	1,405 32.6%	4,305	— 100.0%	244	5.7%	20	0.5%
支援区分	H28.10～ H29.9	件数 割合	1 0.0%	106 3.3%	475 14.6%	753 23.1%	534 16.4%	432 13.3%	958 29.4%	3,259	— 100.0%	210	6.4%	19	0.6%
支援区分	H27.10～ H28.9	件数 割合	3 0.1%	101 3.3%	435 14.4%	702 23.2%	465 15.4%	387 12.8%	933 30.8%	3,026	— 100.0%	221	7.3%	28	0.9%
支援区分	H26.10～ H27.9	件数 割合	0 0.0%	70 3.4%	320 15.6%	563 27.5%	317 15.5%	246 12.0%	534 26.0%	2,050	— 100.0%	171	8.3%	21	1.0%

都道府県別 上位区分変更率（二次判定での引き上げ率）

全体（身体障害・知的障害・精神障害・難病）







1 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について

平成30年に続き、令和元年も多く自然災害が発生し、災害そのものによる直接的な被害に加え、インフラの毀損による二次被害が生じた。

政府においては、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことのないよう、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)(以下「緊急対策」という。)を取りまとめ、それに基づき社会福祉施設等の耐震化整備、ブロック塀等の改修整備及び非常用自家発電設備の整備を進めてきた。

令和2年度は3か年の最終年度となり、引き続き耐震化整備を推進する。
(首相官邸ホームページ：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/index.html>参照)

また、一億総活躍社会の実現に向けて障害児・者が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう、

- ・ 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ・ 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備

等を図る必要がある。

こうした課題に対応するため、社会福祉施設等施設整備費補助金については、令和2年度予算(案)において、174億円を計上している。

(2) 令和2年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

① 令和2年度国庫補助協議について

令和2年度予算(案)に係る国庫補助協議については、緊急対策を優先することとしているので、これまで国庫補助協議を見送っていた老朽化による改築等の耐震化整備について、この機会に積極的に協議を行っていたべくよう願います。

また、国庫補助協議に当たっては、以下の点にご留意頂きたい。

ア 社会福祉施設等施設整備費補助金で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘(会計検査院)を受けていることから、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

イ 平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第21号)において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産(控除対象財産)を控除した上で、社会福祉充実財産(社会福祉充実残額)を明確化することとしている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、平成30年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約4割(40.2%)が社会福祉充実計画

内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

各都道府県等におかれては、社会福祉充実財産がある場合には、法人の経営判断を十分に尊重した上で、法人が策定している社会福祉充実計画について、どのような既存事業の充実又は新規事業に活用する計画にあるかを確認するようお願いする。

ウ 社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 18 年度から公立施設分の整備について一般財源化されている。このため、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。

なお、国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているのご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- | | |
|----------------------------|------|
| ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 | 3月上旬 |
| ・地方自治体から協議書の地方厚生（支）局への提出 | 3月中 |
| ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング | 4月中 |

② 令和 2 年度補助基準単価について

令和 2 年度における社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価については、資材費及び労務費の動向や消費税率の引上げ等を踏まえ、前年度比 2.5%増の改定を行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

(3) 福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

① 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

② スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

③ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

耐震化整備、アスベスト対策事業及び非常用自家発電設備等については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

（４）障害福祉関係施設等の財産処分について

近年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）による申請手続き等が必要となるため、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日社援発 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知）

（５）障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

① アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、平成 30 年 3 月※に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び

職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

※ 平成 30 年 12 月時点の使用実態調査については、現在集計中であり、公表時には別途、お知らせする。

② アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっていることから、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、平成 17 年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置について、令和 2 年度も引き続き実施することとしている。

融資率の引上げ 5%

貸付利率の引下げ 0.05%～0.4%

※ 融資率が 80%未満のものに限る。

（６）障害福祉関係施設の木材利用の促進及び CLT の活用について

障害福祉関係施設における木材の利用の促進及び CLT の活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及び CLT の活用について」

（平成 28 年 7 月 21 日雇児発 0721 第 17 号・社援発 0721 第 5 号・障発 0721 第 2 号・老発 0721 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用や CLT の積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用や CLT の積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和元年度予算額

69億

+126億円(臨時・特別の措置分)

【令和元年度 補正予算

→

令和2年度予算額(案)

68億

+106億円(臨時・特別の措置分)

83億円】

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率: 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

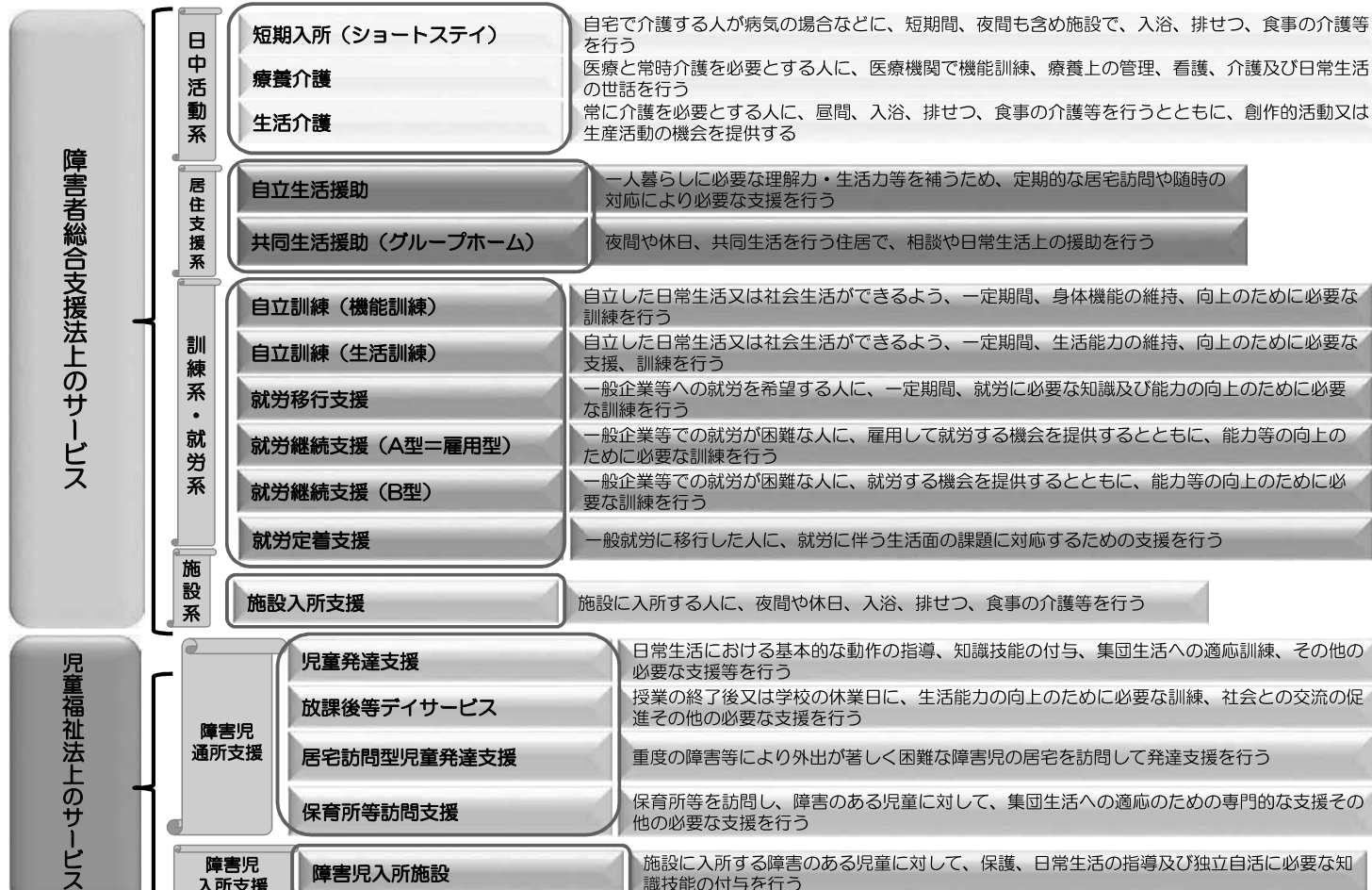
- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づき、耐震化整備を推進するほか、非常用自家発電設備・給水設備の整備等を推進する。



1. 対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。

※ これ以外に保護施設、身体障害者社会参加支援施設等がある。



3 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活を支援するには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、更なる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、令和元年度障害者総合推進事業において、「医療型短期入所に関する実態調査」を実施しており、調査結果や成果物である医療型短期入所の参入促進に向けたガイドブックについて、今後周知する予定であるので、ご承知おき願いたい。

なお、平成30年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえて基本報酬を引き上げていることから、サービスの更なる活用と整備促進をお願いする。

(2) 共生型サービスの整備促進

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成30年4月に施行され、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度の両制度において、新たに「共生型サービス」を位置付け、障害福祉サービス事業所（介護保険サービス事業所）等であれば、基本的に介護保険サービス事業所（障害福祉サービス事業所）の指定も受けられる特例を設けている。

令和元年度障害者総合福祉推進事業「共生型サービスに関する実態調査」及び令和元年度老人保健健康増進等事業「共生型サービスの実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業」において、自治体や事業所に対するアンケート調査やヒアリング調査、共生型サービスの普及啓発に向けた研修会やシンポジウムを実施しており、調査結果や成果物について今後周知する予定であるので、ご承知おき願いたい。

各自治体におかれては、これら資料も活用いただき、制度趣旨や事業概要、取組事例等について管内事業所に対する説明会の開催等を通じた共生型サービスの普及促進に向けた取組をお願いしたい。

なお、介護保険サービス事業所が実施している共生型障害福祉サービス等の請求事業所数は、合計 517 事業所（令和元年 11 月審査分（10 月サービス提供分））となっている。【関連資料 1】

（３）障害福祉サービス等の情報公表制度について

令和元年 10 月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年 5 月 17 日障障発 0517 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）において、令和 2 年度より、加算に基づく取組の見える化を算定要件としているところ。

（以下「見える化要件」という。）

今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件の入力・公表ができるよう整備したので、原則、当該システムを活用していただきたい。

併せて、情報公表制度に定められている「都道府県知事が必要と認めた事項」について、設定・公表ができるよう整備したので、必要に応じて活用されたい。

また、公表情報について、年度ごとの情報更新が必要だが、今年度は、情報が更新されていない事業所や、制度開始後、未だ公表されていない事業所情報が散見されるため、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。【関連資料 2】

（４）障害福祉の仕事の魅力発信について

障害福祉人材の確保に係る取組は重要と考えており、順次にわたり処遇改善を実施しており、さらに、令和 2 年度予算案では、地域生活支援事業における都道府県事業の新たなメニューとして、「障害福祉のしごと魅力発信事業」を創設予定である。

厚生労働省では、障害福祉の仕事の魅力を発信するための動画等を作成予定であるため、適宜活用いただくとともに、各都道府県においても就職フェアや体験イベント等の開催により、障害福祉の仕事の魅力を積極的に取り組んでいただきたい。【関連資料 3】

（５）障害福祉分野におけるロボット・ICT 等導入支援事業の実施主体拡大について

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、令和元年度補正予算及び令和 2 年度予算案に障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業を計上し、補助対象自治体に指定都

市及び中核市を追加するとともに、対象施設・事業所を障害者支援施設及び共同生活援助事業所としたところである。

令和２年度予算案に係る協議については、別途改めて案内するので、積極的なご活用をお願いする。【関連資料４】

また、障害福祉分野における生産性向上に向けた取組を促進するため、令和元年度補正予算に障害福祉分野の ICT 導入モデル事業を計上しており、先般、都道府県・指定都市に対して所要額調査を行ったところである。交付申請については追ってお示しすることとしているが、引き続き協議に係る相談を受け付けているので、積極的な活用をお願いする。

（６）障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金については、平成 29 年度以前（H25～H29）の交付額について、令和元年度において再確定を行っている。（235 件、返還額 124 百万円・追加交付額 224 百万円）

これは、会計検査院による指摘や市町村における自主監査等によって国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 市町村において、障害福祉サービス費等の算定の際、国庫負担金の対象とならない自治体単独事業の費用を計上するなどし、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 事業所において、就労移行支援事業の給付費の算定の際に適正な就労定着の状況に基づかずに就労定着支援体制加算を算定していた。
- ・ 市町村において、障害児入所給付費等の算定の際に利用者負担額を控除していなかったため、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 事業所において、放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の算定の際、所定の要件を満たした児童発達支援管理責任者を配置していないにも関わらず児童発達支援管理責任者欠如減算を行わず算定していた。

(7) 障害福祉関係施設の防災・減災対策等について

① 障害福祉関係施設の耐震化について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、平成 30 年 9 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu1/index.html 参照）では、平成 29 年 3 月時点（※ 1）の耐震化率は 83.7%（4.2 万棟／5.0 万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※ 2）の情報提供や助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 1 平成 31 年 3 月の状況については、現在集計中であり、公表時には別途、お知らせする

※ 2 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

② 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要であるため、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進することとしている。

また、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停

電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

あわせて、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるよう、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくことについても周知をお願いする。

※ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。（令和元年度補正予算にて対応）

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

③ 障害福祉関係施設の土砂災害対策の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ど

も家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

④ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期するよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成 30 年 10 月 19 日付事務連絡厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名）など参照）

また、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受入れる体制の整備をお願いしたい。

（８）障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、当該情報を基に被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

今後、都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

① 迅速な情報収集及び提供について

必要な支援を迅速に行うためには、通知に基づく情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。

② 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、重大な事故につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要であることから、都道府県等

におかれては、社会福祉施設等で停電が発生した際に、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

③ 施設リストの提出について

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを更新の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに未提出の自治体が見受けられるところである。未提出自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に御対応をお願いする。

なお、去年の災害時の対応を踏まえ、今年度中を目途に社会福祉施設等の被災状況の把握様式について、電源車や給水車の支援要請状況も加えた上で、施設リストの提出を依頼する予定（提出期限：令和2年4月末）であるので、期限までの提出をお願いしたい。

④ 災害時情報共有システムの構築について

令和元年度補正予算を活用し、災害発生時の被災状況等を社会福祉施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できる災害時情報共有システムを構築することとしているので、予めご了承ください。

（９）東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する予定であり、令和2年度予算案に計上しているため、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※１）、上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等（※２）及び令和元年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（※３）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。なお、令和元年度に指定解除となる区域等（※４）の上位所得層は、一定期間、対象に含める。

（※１）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※２）旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※３）旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域

(※4) 以下の2つの区域等をいう。

(1) 平成31年4月10日に指定が解除された旧居住制限区域等（大熊町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域）

(2) 令和2年3月に指定が解除される旧避難指示解除準備区域等（双葉町の旧避難指示解除準備区域及び双葉町、大熊町、富岡町の一部の帰還困難区域）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和3年2月末（サービス提供分）まで。ただし、令和元年度に指定解除となる区域等の上位所得層は、令和2年9月30日まで。（予定）

共生型サービスの請求事業所数

(介護保険事業所が共生型障害福祉サービス等の指定を取る場合)

関連資料1

(令和元年11月審査分(10月サービス提供分))

種類	指定を受けている 介護保険サービス(※1)	共生型の 請求事業所数	(参考)サービス全体の 請求事業所数(※2)
【障害福祉サービス】			
居宅介護	指定訪問介護事業所	53	20,176
重度訪問介護	指定訪問介護事業所	13	7,482
短期入所	指定短期入所生活介護事業所(介護予防を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「泊まり」部分	37	5,021
生活介護	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	274	10,866
自立訓練(機能訓練)	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	21	179
自立訓練(生活訓練)	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	18	1,170
【障害児通所支援】			
児童発達支援	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	17	6,901
放課後等デイサービス	指定通所介護事業所(地域密着型を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)の「通い」部分	84	14,080
合計		517	—

(出典)国保連合会保有給付実績情報に基づき、障害保健福祉部にて任意集計を実施。

(※1)「指定を受けている介護保険サービス」毎の「共生型の請求事業所数」の内訳は把握できていない。また、介護保険サービス以外に、指定生活介護は共生型障害児通所支援の指定が、障害児通所支援は共生型生活介護の指定が可能であり、件数に含まれている。

(※2)「サービス全体の請求事業所数」は令和元年11月審査分(10月サービス提供分)。

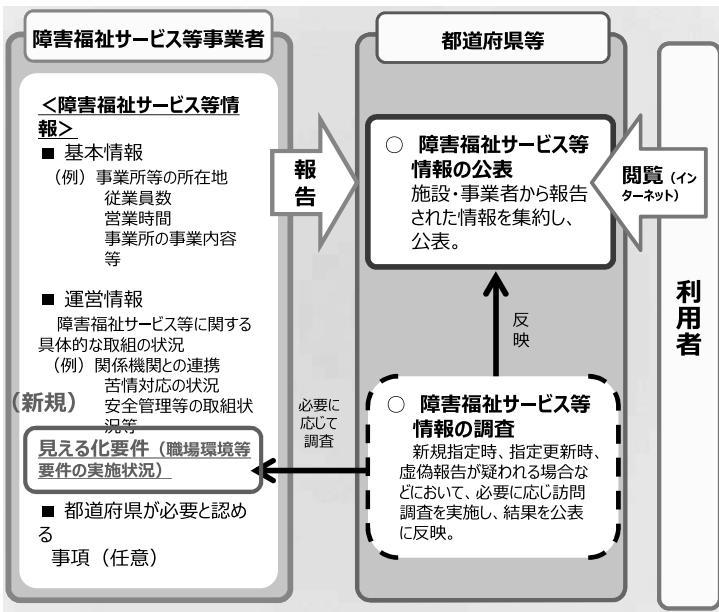
福祉・介護職員等特定処遇改善加算における見える化要件の対応について (障害福祉サービス等情報公表システム関係)

関連資料2

- 令和元年10月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得要件の一つとして、処遇改善加算に基づく取組の見える化を行う事が定められており、令和2年度からの要件としているところ。(以下「見える化要件」という。)
- 見える化要件を満たすには、処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していることを求めている。
- 今般、事務を標準化する観点から、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、見える化要件(処遇改善加算に基づく職場環境等要件の実施状況)の入力・公表ができるよう整備したので、原則、当該システムを活用していただきたい。

【制度概要】

【事業所入力画面】



サービスの内容等

主たる対象とする障害の種類

障害福祉サービス等の加算状況

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取得の有無(予定を含む)

1. 資質の向上

働きながら、介護福祉士等の継続研修、より専門性の高い支援技術の取得に係る研修の実施

研修の受講やキャリア段階制度と人事考課との連携

小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション、研修のための制度構築

キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業所に限る。)

その他

最終的な報告欄(250文字)

事業所が入力する「サービス内容に関する事項」欄に特定処遇改善加算に関する項目が表示されます

【事業所公表画面】

障害福祉サービス等情報公表制度における都道府県等が必要と認めた事項の対応について (障害福祉サービス等情報公表システム関係)

- 障害福祉サービス等情報公表制度において、事業者から報告を求める項目として「都道府県知事が必要と認めた事項」（以下「独自項目」という。）が定められており、今般、障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、独自項目を設定、公表できるよう整備した。

登録

【都道府県等による独自項目の登録】

- ・独自項目登録
- ・独自項目確定

入力

【事業者による独自項目の入力画面】

- ・独自項目の入力

公表

登録できる独自項目の形式

独自項目形式	独自項目属性定義
文字入力	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大文字数
数値入力（整数のみ）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大桁数（整数部）、単位、数値範囲
数値入力（小数点以下も含む）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、最大桁数（整数部、小数部）、単位、数値範囲
リスト選択（選択肢は10つまで）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、選択肢及び表示順
ボタン選択（選択肢は5つまで）	表示順、名称、必須・オプション、記入要領、選択肢及び表示順

（都道府県等）設定画面
各サービスが一覧で表示され、現在の独自項目の設定状況、登録状況が表示されます

都道府県知事が必要と認める事項

項目名	登録状況	入力画面	公表画面
ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業者内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む））	登録済	入力画面あり	公表画面あり
障害者居宅介護従事者基礎研修修了者（旧ホームヘルパー3級研修修了者含む）	登録済	入力画面あり	公表画面あり
嚥下吸引等の医療的ケアを必要とする利用者の人数	登録済	入力画面あり	公表画面あり
キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。）	登録済	入力画面あり	公表画面あり
医療的ケアを必要とする利用者の受入体制	登録済	入力画面あり	公表画面あり

左表の独自項目を設定後、事業所が入力した結果が公表画面上で公開されます

障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

- 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
- 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
- 令和2年2月7日現在：掲載事業所数119,298件
参考：令和元年10月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数120,955件
- 障害福祉サービス等情報検索サイトの閲覧数
 - ・平成31年3月末日：3,331,687件
 - ・令和元年10月末日：4,106,510件
 - ・令和2年1月末日：5,259,947件

令和元年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和元年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で49.3%である。（令和2年2月7日現在）
※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 情報公表制度は、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択、事業者のサービスの質の向上等に資するための情報を公表するものであり、当該サイトの閲覧数も増加しているため、各都道府県等においては、より一層適切な情報公表に取り組んでいただきたい。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について(令和2年2月7日現在)

都道府県	更新率	都道府県	更新率	政令市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
北海道	33.3%	滋賀県	25.0%	札幌市	42.0%	函館市	47.9%	長野市	72.5%	高松市	19.4%
青森県	95.2%	京都府	51.1%	仙台市	41.1%	旭川市	66.1%	岐阜市	73.3%	松山市	59.5%
岩手県	57.0%	大阪府	36.6%	さいたま市	34.9%	青森市	75.3%	豊橋市	45.3%	高知市	50.1%
宮城県	64.6%	兵庫県	83.2%	千葉市	35.4%	八戸市	66.0%	岡崎市	76.4%	久留米市	35.8%
秋田県	82.9%	奈良県	17.6%	横浜市	49.0%	盛岡市	49.9%	豊田市	75.4%	長崎市	36.7%
山形県	87.5%	和歌山県	25.7%	川崎市	58.0%	秋田市	81.7%	大津市	36.6%	佐世保市	44.0%
福島県	17.6%	鳥取県	69.4%	相模原市	67.0%	山形市	74.1%	豊中市	42.8%	大分市	42.6%
茨城県	27.1%	島根県	73.7%	新潟市	80.4%	福島市	37.5%	高槻市	98.3%	宮崎市	47.8%
栃木県	51.5%	岡山県	78.2%	静岡市	69.2%	郡山市	67.7%	枚方市	58.5%	鹿児島市	54.8%
群馬県	37.9%	広島県	47.7%	浜松市	48.5%	いわき市	57.3%	八尾市	0.0%	那覇市	5.3%
埼玉県	27.1%	山口県	78.3%	名古屋市	54.5%	宇都宮市	53.8%	寝屋川市	24.3%		
千葉県	31.7%	徳島県	22.5%	京都市	40.3%	前橋市	39.0%	東大阪市	59.5%	一般市	更新率
東京都	32.8%	香川県	44.0%	大阪市	39.5%	高崎市	48.1%	姫路市	61.4%	栃木市	40.5%
神奈川県	83.3%	愛媛県	91.6%	堺市	42.5%	川越市	8.2%	尼崎市	80.2%	我孫子市	44.3%
新潟県	95.5%	高知県	27.3%	神戸市	31.8%	川口市	43.3%	明石市	49.9%		
富山県	73.0%	福岡県	52.2%	岡山市	61.0%	越谷市	39.7%	西宮市	45.1%		
石川県	64.1%	佐賀県	53.9%	広島市	29.6%	船橋市	42.4%	奈良市	16.0%		
福井県	58.6%	長崎県	50.0%	北九州市	98.1%	柏市	65.6%	和歌山市	24.0%		
山梨県	73.9%	熊本県	88.6%	福岡市	60.4%	八王子市	22.6%	鳥取市	70.6%		
長野県	79.5%	大分県	82.2%	熊本市	38.1%	横須賀市	93.6%	松江市	78.5%		
岐阜県	75.5%	宮崎県	24.5%			富山市	50.7%	倉敷市	87.8%		
静岡県	75.2%	鹿児島県	29.6%			金沢市	33.7%	呉市	97.9%		
愛知県	69.2%	沖縄県	23.3%			福井市	51.1%	福山市	29.6%		
三重県	68.1%					甲府市	26.3%	下関市	38.6%		

注) 更新率(※)に下線がある自治体は、更新率が50%以下であることを示す。

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

障害福祉のしごと魅力発信事業について (厚生労働省本省事業、地域生活支援事業(都道府県事業))

関連資料3

1. 事業の目的

障害福祉の仕事の魅力を伝え、障害福祉に対して抱いているイメージを変えて、障害福祉の職場について理解を促進するための障害福祉就職フェア等を行い、障害福祉分野への多様な人材の参入促進を図る。

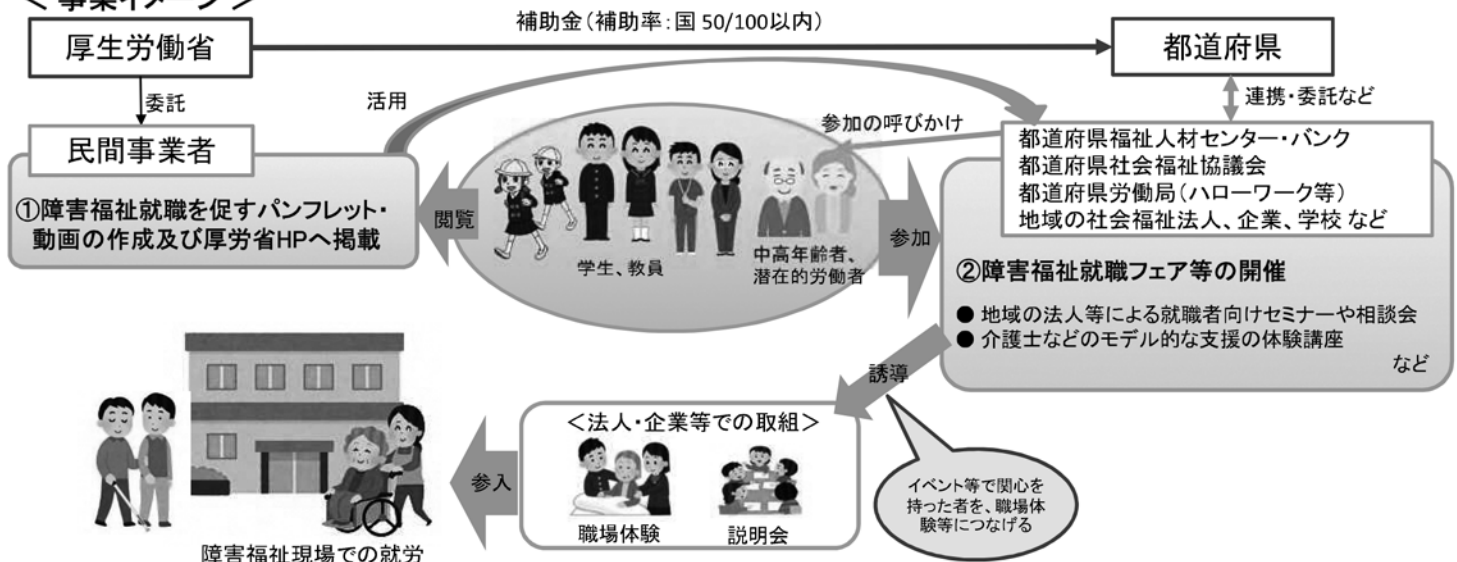
2. 事業概要・実施主体

① 障害福祉就職を促すパンフレット・動画の作成及び厚生労働省HPへ掲載(実施主体:厚生労働省)

② 障害福祉就職フェア等の開催(実施主体:都道府県、補助率:国1/2以内)

小中高生、福祉系大学の学生・教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、地域の福祉人材センター、ハローワーク、社会福祉法人、企業、学校などの多様な関係団体と連携しつつ、障害福祉の就職フェア等を開催する。

< 事業イメージ >



障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業

関連資料4

令和元年度補正予算:202,800千円 令和2年度予算案:51,600千円

1. 事業目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2019」では、ロボット・AI・ICT等、データヘルス改革、タスク・シフティング、シニア人材の活用推進、組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化を通じて、医療・福祉サービス改革による生産性の向上を図ることにより、2040年における医療・福祉分野の単位時間サービス提供量について5%以上向上させることが明記されている。
- 障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、労働環境の改善、生産性の向上、安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進する。（※補助の上限額は1機器当たり30万円、補助率は国10/10）

2. 事業内容

- 障害者支援施設等の実情に応じて策定する介護の負担軽減等を図るためのロボット導入計画の実現のために使用されるロボットであって、当該事業を通じた先駆的な取組により、介護業務の負担軽減等に資するものについて、一定額以上のロボットを施設・事業所へ導入する費用を助成する。

3. 事業要件

【実施主体】

- 都道府県、指定都市、中核市

【導入施設・事業所】

- 障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

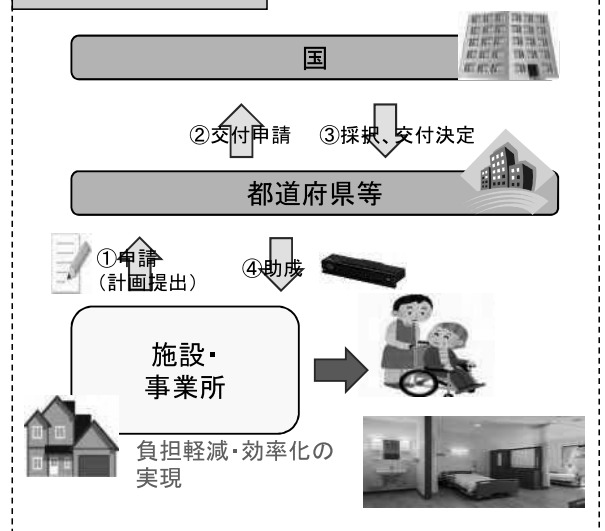
【申請要件】

- 介護業務の負担軽減等のためのロボット導入計画の作成（計画の記載内容）
→ 達成目標、導入機種、期待される効果等とし、実際の活用事例を示すことで他の施設等が参考にできるような内容であること。

【助成対象】※ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

- 日常生活支援における見守り等で利用するロボットが対象。

4. 事業スキーム



4 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用等について

(1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料 1、2】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成 27 年 2 月 18 日付事務連絡。以下「事務連絡」という。）において、制度の適切な運用について示しているところであり、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

なお、介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申

請について理解を得られるよう丁寧に取り組むよう改めてお願いする。

さらに、特に 65 歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65 歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いする。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・ 相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるように介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するように適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いする。

（２）新高額障害福祉サービス等給付費について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）により支給対象が拡大された高額障害福祉サービス等給付費（いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」）については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。これらの対応に当たっては、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対象者要件を満たす者の把握に努めていただきたい。

また、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。

障企発第0328002号
障障発第0328002号
平成19年3月28日
一部改正
障企発0928第2号
障障発0928第2号
平成23年9月28日
一部改正
障企発0330第4号
障障発0330第11号
平成24年3月30日
一部改正
障企発0329第5号
障障発0329第9号
平成25年3月29日
一部改正
障企発0331第2号
障障発0331第2号
平成26年3月31日
一部改正
障企発0331第1号
障障発0331第5号
平成27年3月31日
一部改正

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課 長
障害福祉課長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について

障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）に基づく自立支援給付（以下「自立支援給付」という。）については、法第7条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなる。このうち、介護給付費等（法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。以下同じ。）の支給決定及び補装具費の支給に係る認定を行う際の介護保険制度との適用関係等についての考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体及び関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

本通知の施行に伴い、平成12年3月24日障企第16号・障障第8号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長連名通知「介護保険制度と障害者施策との適用関係等について」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方について

(1) 介護保険の被保険者とならない者について

障害者についても、65 歳以上の者及び40 歳以上65 歳未満の医療保険加入者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①及び②に掲げる者並びに③～⑪の施設に入所又は入院している者については、①～⑪に掲げる施設（以下「介護保険適用除外施設」という。）から介護保険法の規定によるサービス（以下「介護保険サービス」という。）に相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法（平成9 年法律第124 号）第11 条及び介護保険法施行規則（平成11 年厚生省令第36 号）第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。

なお、介護保険適用除外施設を退所又は退院すれば介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受ければ、これに応じた介護保険施設に入所（要介護認定を受けた場合に限る。）し、又は在宅で介護保険サービスを利用することができる。

- ① 法第19 条第1 項の規定による支給決定（以下「支給決定」という。）（法第5 条第7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第11 項に規定する施設入所支援（以下「施設入所支援」という。）に係るものに限る。）を受けて同法第29 条第1 項に規定する指定障害者支援施設（以下「指定障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ② 身体障害者福祉法（昭和24 年法律第283 号）第18 条第2 項の規定により法第5 条第12 項に規定する障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。以下「障害者支援施設」という。）に入所している身体障害者
- ③ 児童福祉法（昭和22 年法律第164 号）第42 条第2 号に規定する医療型障害児入所施設
- ④ 児童福祉法第6 条の2 第3 項の厚生労働大臣が指定する医療機関（当該指定に係る治療等を行う病床に限る。）
- ⑤ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14 年法

律第167号) 第11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

⑥ 国立及び国立以外のハンセン病療養所

⑦ 生活保護法(昭和25年法律第144号) 第38条第 1 項第 1 号に規定する救護施設

⑧ 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第29条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)

⑨ 障害者支援施設(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 第16条第 1 項第 2 号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)

⑩ 指定障害者支援施設(支給決定(生活介護及び施設入所支援に係るものに限る。))を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)

⑪ 法第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号) 第 2 条の 3 に規定する施設(法第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行うものに限る。)

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

介護保険の被保険者である65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合(40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護状態又は要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合)には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる。また、一定の条件を満たした場合には、地域支援事業を利用することができる。

その際、自立支援給付については、法第 7 条の他の法令による給付又は事業との調整規定に基づき、介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の基本的な考え方は以下のとおりであるので、市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に

係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

① 優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付又は地域支援事業は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業とされている（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第2条）。したがって、これらの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を優先して受け、又は利用することとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

なお、その際には、従前のサービスに加え、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスについても、その実施の有無、当該障害者の利用の可否等について確認するよう留意する必要がある。

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援

護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

③ 具体的な運用

②により、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない又は地域支援事業が利用することができない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）。

（３）補装具費と介護保険制度との適用関係

補装具費の支給認定を行う際の介護保険制度との適用関係についても、基本的な考え方は（２）の①及び②と同様であるが、具体的には以下のとおりである。介護保険で貸与される福祉用具としては、補装具と同様の品目（車いす、歩行器、歩行補助つえ）が含まれているところであり、それらの品目は介護保険法に規定する保険給付が優先される。ただし、車いす

等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない。

2. その他

- (1) 介護保険サービスが利用可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を申請していない場合等は、介護保険サービスの利用が優先される旨を説明し、申請を行うよう、周知徹底を図られたい。
- (2) 平成18年3月31日以前の身体障害者福祉法等による日常生活用具の給付・貸与事業において、介護保険による福祉用具の対象となる品目については、介護保険法の規定による貸与や購入費の支給を優先して行うこととされていたところであるが、法における地域生活支援事業については自立支援給付とは異なり、地域の実情に応じて行われるものであり、法令上、給付調整に関する規定は適用がないものである。しかしながら、日常生活用具に係る従来の取り扱いや本通知の趣旨を踏まえ、地域生活支援事業に係る補助金の効率的な執行の観点も考慮しつつ、その適切な運用に努められたい。

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 18 日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$ 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。）でお示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することもあると考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の40歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65歳到達日等」という。）の3か月前以内に

要介護認定等申請を受理し、65 歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65 歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、（３）にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

（２）障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知（２）②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

（３）指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するように適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において

介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われれないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

5 地域生活支援拠点等の整備促進について

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援を推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点等」（以下「拠点等」という。）の整備をお願いしているが、平成 31 年 4 月時点では、整備済が 332 市町村（うち、圏域整備：42 圏域 189 市町村）となっている。

拠点等については、第 5 期障害福祉計画の策定に係る基本指針の成果目標において、令和 2 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする旨定めていること、また、内閣府の障害者政策委員会における第 4 次障害者基本計画においても、同年度末までに全ての地域に整備することと定められている。

そのため、拠点等の整備を終えていない各市町村又は各圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行った上で整備に努めるようお願いする。

また、各都道府県におかれては、各市町村又は各圏域における拠点等の整備を進めるに当たって、管内市町村における好事例の紹介、現状や課題の共有等、必要な支援を行うよう特段のご配慮をお願いする。

なお、平成 31 年 4 月時点における拠点等の整備状況や平成 30 年度に各都道府県で実施したブロック会議の資料や好事例集等、拠点等の取組に係る資料等については、厚生労働省のホームページに掲載しているので、これらを十分に活用いただき、積極的な整備や必要な機能の強化・充実をお願いする。

（掲載先）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

(2) 今後の制度的対応

平成 27 年 12 月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされており、これらについては、自立生活援助や重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型（日中サービス支援型）の創設など障害者総合支援法の改正によるサービス等の新設や、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の機能など拠点等の必要な機能の強化・充実を図ってきたところである。

また、今年度は障害者総合福祉推進事業において、「地域生活支援拠点等の整備に関する実態調査」を実施しており、アンケート調査により拠点等を整備済の各市町村又は各圏域が拠点等に設けている機能や今後の取組

を把握し、ヒアリング調査により具体的な取組状況等について聴取している。調査結果については、各都道府県に周知する予定であるのでご承知をお願いしたい。

拠点等について、第6期障害福祉計画に係る基本指針においては、引き続き各市町村又は圏域に少なくとも1つを確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とすることを検討している。

各自治体等においては、PDCAの視点で拠点等における支援困難事例等のノウハウの蓄積・活用を図りながら、障害児者の生活を地域全体で支える体制の構築に向けて、効果的な取組の推進をお願いする。

6 障害者の就労支援の推進等について

(1) 就労系障害福祉サービスの適正かつ効果的な実施

① 全般的な事項

(ア) 第5期障害福祉計画最終年度における取組の着実な実施【関連資料1】

- 第5期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、「令和2年度中に一般就労に移行する者を平成28年度実績の1.5倍以上」とすることを目標値として設定することを基本とし、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととしている。
- 一方、例年ベースで、一般就労への移行率別の施設割合の推移とみると、前年度の移行者数がゼロである事業所の割合について、都道府県毎にバラツキがある状況にあることから、各地域においてその原因等の分析を進め、対応策を検討していく必要がある。
- このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、最終年度である第5期の目標達成に向け、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を改めて確認し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などにおいて、地域一丸となった一般就労への移行や定着に向けた方策を検討していただくようお願いする。
例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、このような取組も就労移行支援事業所と連絡調整の上、進めていただきたい。

(イ) 第6期障害福祉計画基本指針案の考え方【関連資料2】

- 第6期障害福祉計画においては、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、
 - ・ 就労移行支援の目標を明確化するとともに、
 - ・ 就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する予定である。
- また、就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせて設定する予定である。
- 具体的には、新しい指針では、直近の状況等を踏まえ、令和5年度末

における成果目標の設定を次のとおりとする。

- ① 令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
- ② 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
- ③ 就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。
* 就労継続支援A型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型は、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
- ④ 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- このほか、次の取組を進めることが望ましいことを新しい指針に記載する予定である。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

（ウ）平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の影響【関連資料3】

- 就労系障害福祉サービスについては、平成30年度報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行を更に促進させることとした。
- 平成30年4月と平成31年4月を比較すると、改定後の状況は次のとおりであり、全国的に見ると、平成30年度報酬改定により見込んだ効果は概ねあったと考えられる。
 - ・ 就労移行支援は、定着率の高い事業所・利用者が増加
 - ・ 就労継続支援A型は、平均労働時間が短時間の事業所・利用者は減少し、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満の事業所・利用者が増加

- ・ 就労継続支援 B 型は、平均工賃月額が高い事業所・利用者が増加
- ・ 就労定着支援は、令和元年 7 月時点において、就労定着率 7 割以上の事業所・利用者が 8 割超。

② 各サービスにおいて留意いただきたい事項等

(ア) 就労移行支援【関連資料 4】

- 平成 30 年度以降、全国就労移行支援事業所数は減少傾向にあり、既存事業所においても利用者の確保に苦慮している事業所が少なくない。このため、地域においてハローワーク、就労継続支援事業所、特別支援学校等の就労支援関係者によるネットワークを活用し、就労移行支援の利用が見込まれる者の掘り起こし等を進めるとともに、地域において障害者の就労移行に係るサービス基盤が引き続き確保されるよう留意願いたい。
- また、大学（4 年生大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。）在学中の者、一般就労しており休職中の者に対する就労移行支援の利用については、定められた条件をいずれも満たす場合において、支給決定を行っても差し支えないこととなっている。特に、発達障害等コミュニケーション能力に困難を抱える学生に対しては早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることも踏まえ、これらの者の支援ニーズがあった場合には就労移行支援事業所の利用が適切に行われるように市町村に周知いただきたい。
- さらに、就労中の就労移行支援の利用可否については、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年 11 月 5 日付け障障発 1105 第 1 号）において、市町村が、以下の 3 点を踏まえて就労中の就労移行支援の必要性が認められると判断した場合は、就労中の就労移行支援の利用を可能としている。
 - ・ 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。
 - ・ 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的な負担にならないか。
 - ・ 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か
 市町村が必要性を判断するためには、例えば就労中の就労移行支援の利用に関して当該利用者が就労している企業等の意向が十分踏まえているか（就労移行支援を利用することによって、当該企業等が当該利用者の勤務時間や労働日数を増やすことを予定しているか等）等を確認した上で、慎重に判断されるように周知いただきたい。
- 最後に、就労移行支援の標準支援期間（2 年間）を超えて更新を行う場合や、就労移行支援の複数回利用希望があった場合の取り扱いに関し

て、本年度市町村に実施したアンケート調査によると、自治体によっては個別の対象者の状況を勘案せず、一律の取り扱いが行われているケースが見られた。就労移行支援の利用等に際しては、引き続き、市町村は個々の対象者の状況を勘案してサービスの利用を判断いただきたい。

（イ）就労定着支援【関連資料 5】

- 就労定着支援の実施状況について、令和元年 11 月国保連データによると、事業所数 1,162 事業所、利用者数 10,009 人となっている。就労移行支援事業所が 3,132 事業所であることを踏まえると、地域における就労定着支援の体制の中で、就労定着支援事業がその一翼を担えていない現状が伺える。このため、各自治体においては、就労定着支援事業の整備状況を踏まえつつ、改めて地域における就労定着支援の体制整備について、自立支援協議会等地域の関係者間で現状把握や認識共有、必要に応じて対応策の検討等をお願いしたい。
- また、就労定着支援事業を終了し、なお支援が必要な者については、障害者就業・生活支援センターに支援を引き継ぐ等、地域における就労支援機関の連携が必要になるが、連携を円滑に進めるための情報共有や支援の引き継ぎの方法等が未整理の地域も多いと考えられる。このような地域においては、先に述べた地域における就労定着支援の体制整備とあわせて障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関との連携方法についても関係者間で検討いただきたい。

（ウ）就労継続支援 A 型【関連資料 6】

- 就労継続支援 A 型における経営改善計画書の提出状況（平成 31 年 3 月末時点）については、実態把握を行った事業所のうち、提出の必要がある事業所は 66.2%（前回調査時：71.0%）であった。前回調査時と比較して数値上改善はしたものの、依然として、経営改善が必要な事業所が全国に多数ある状況である。また、平成 30 年度における就労継続支援 A 型事業所利用者の全国平均の賃金月額 は 76,887 円、対前年比 2,802 円増（3.8%増）となっている。
- 改めて、経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことであり、各自治体においては、引き続き、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取組を実施していただきたい。また、そもそも管内の就労継続支援 A 型の経営状況の事態把握が十分に実施できていない自治体も見受けられることから、引き続き、管内事業所の経営状況には注視していただきたい。
- なお、令和 2 年度においては、「工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業」として、全国の就労継続支援 A 型事業所の経営改善を支援（実効性ある経営改善計画の作成に向けた支援含む。）するためのモ

デル事業を実施する予定である。

(エ) 就労継続支援B型

- 就労継続支援B型の利用については、改めて、次に該当する者であれば、年齢に関わらず利用することが可能となっている。
 - ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- このため、現状において、就労継続支援B型については、高齢者、若年認知症の方、高次脳機能障害の方など様々な状態の方が利用していることから、その者の支援ニーズに応じ、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが重要である。
- また、平成30年度における就労継続支援B型事業所利用者の全国平均の工賃月額額は16,118円、対前年度比515円増(3.3%増)となっている。平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成18年度から31.9%上昇している。各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃はわずかず増加してきているが、6.1%の事業所で平均工賃が5千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もあるので、引き続き、「工賃向上計画」に基づく着実な取組の実施をお願いしたい。
- なお、本年度の「工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業」においては、既に各都道府県平均以上の工賃を実現している事業所に対する更なる工賃向上支援のノウハウ構築を図っているところであり、当該支援に係るガイドブック等が完成次第、情報提供させていただくので、工賃向上計画支援等事業(基本事業)の取組などにも活用いただきたい。

③ その他

(ア) 令和元年台風19号及び新型コロナウイルス感染症に伴う対応

- 令和元年台風第19号への対応については、障害福祉サービス等に関する各種の事務連絡を発出しているところであるが、「令和元年台風第19号に伴う災害による指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の取扱いについて」(令和元年11月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)により、対象となる就労継続支援A型については、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能となっているので、留意いただきたい。
- また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応については、障害福祉サービス等に関する各種の事務連絡等を発出しているが、就労系障害

福祉サービスに関しては、

① 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について」（令和２年２月２０日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、

- ・ 就労継続支援Ａ型について、自立支援給付を利用者の賃金に充てることが可能
- ・ 就労継続支援Ｂ型について、災害時と同様に基本報酬の算定区分で前々年度の平均工賃月額を適用すること等が可能
- ・ 就労継続支援事業所及び就労移行支援事業所について、平時より在宅でのサービス利用が一定の条件のもと可能となっているが、感染拡大防止の観点から柔軟な取扱いが可能

とし、

② 「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第２報）」（令和２年３月２日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）により、

- ・ 就労継続支援Ａ型における経営改善計画の作成について、柔軟な取扱いが可能
- ・ 就労継続支援Ｂ型について、災害時と同様に、事業所の職員の処遇が悪化しない範囲で自立支援給付費による工賃の補填が可能

としているので、留意いただきたい。

（イ）在宅におけるサービス利用の積極的活用【関連資料７】

- 就労移行支援事業、就労継続支援事業において一定の要件を下で在宅での就労支援を可能としているが、市町村によって取り組み状況にバラツキがある。

障害者の能力を活かした多様な働き方の一つとしてテレワークにおける在宅就労の推進も注目されていることから、障害の種類に関わらず通所による利用が困難な障害者に対しては、在宅での就労支援が可能な事業所を積極的に利用できるように、市町村の理解を促す等、取組を強化いただきたい。

（ウ）暫定支給決定の実施について【関連資料８】

- 本年度市町村に実施したアンケート調査によると、市町村において本支給決定に先立って本来行うべき暫定支給決定が実施されていないケースが見られた。

本支給決定に先立って行うべき暫定支給決定に関して、アセスメントと同等と認められる情報収集が行われていない場合には、暫定支給決定を実施し、当該対象者のアセスメントを的確に行う必要がある。

- また、本支給決定の判断にあたっては暫定支給決定の実施結果をふまえて、当該サービスの支援効果が見込まれるかを判断し、対象者にあつ

たサービスの利用につなげる等の対応も必要である。

改めて、暫定支給決定の目的を確認の上、引き続き、適正な暫定支給決定の実施をお願いしたい。

（エ）就労アセスメントの着実な実施【関連資料 9】

- 就労継続支援 B 型の利用に係る就労アセスメントでは、一般就労への移行の可能性も視野にいたした長期的な就労面に関するニーズを把握し、就労継続支援 B 型における支援計画の検討に留まらず、他の就労支援サービスの利用も含めた長期的な支援計画の検討を行う必要がある。

改めて、就労アセスメントについては、単なる就労継続支援 B 型を利用するための手続きではないことを認識の上、引き続き、趣旨に沿った就労アセスメントの実施をお願いしたい。

- その際、各市町村における就労支援体制の実態にあわせて、就労移行支援事業所に加え、必要に応じ実施機関の拡大を図るなど、就労アセスメントの実施体制の強化を検討いただきたい。
- なお、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業における支援を効果的に実施するに当たっては、本人の能力や適性、状態等を的確に把握した上で、個別支援計画の策定を行えるよう、就労アセスメントを実施することも重要である。

（２）障害者の就労支援に係る予算事業の効果的な活用【関連資料 10】

① 全般的な事項

- 障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成 29 年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。
- 令和 2 年度予算案において、工賃向上計画支援等事業における共同受注窓口に関する事業及び在宅就業に関する事業については、特別事業から基本事業に変更するとともに、事業内容の見直しを行うことにしている。引き続き、工賃向上計画支援等事業をはじめとする障害者の就労支援に係る予算事業の活用を検討していただきたい。
- さらに、事業実施に当たっては、その効果検証についても併せて実施し、各都道府県においても事業内容の不断の改善等に努めていただきたい。なお、特に工賃向上計画支援等事業については、国でも各都道府県における事業効果を把握することとしているのでご協力をお願いしたい。

② 各予算事業のポイント

（ア）工賃向上計画支援等事業（基本事業）

- 従前より、基本事業として実施している工賃等向上事業（経営力育成

支援、品質向上支援、事業所職員の人材育成支援、販路開拓支援等）については、引き続き、積極的に活用いただきたい。

- また、令和2年度から、在宅就業マッチング支援等事業について、位置付けを特別事業から基本事業に変更している。在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援するものであり、在宅就業を推進に向け、積極的な活用をお願いしたい。
- さらに、共同受注窓口の機能強化事業についても、令和2年度から、位置付けを特別事業から基本事業に変更し、全都道府県において、関係者による協議体の設置による共同受注窓口の機能強化を図ることを目指している。事業内容についても、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援することとしているので積極的に活用いただきたい。

（イ）農福連携による就農促進プロジェクト等

- 「農福連携による就農促進プロジェクト」については、従来の支援に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせ、ブロック単位でも開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充するとしている。
併せて、共同受注窓口の機能強化事業の一環として、農福連携に対応した地域関係者を結ぶ共同受注窓口の取組も支援することとしているので、引き続き農福連携の推進に向けて積極的に活用いただきたい。
- また、「林・水産業等向け障害者就労のモデル事業」については、農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農業以外にも林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）の作成等を行うこととしている。厚生労働本省事業として実施するのでご承知いただきたい。

（ウ）工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業

- 令和2年度においては、工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業として、全国の就労継続支援A型事業所の経営改善を支援するために以下のような事業を実施する予定である。
 - ・ 全国のA型における経営改善の実事例を収集
 - ・ 5つのA型に対してモデル的に経営改善支援を実施
 - ・ A型が自ら経営改善（異なる業種の法人からの事業承継を活用することも含む。）に取り組む際のマニュアルを作成
 - ・ 都道府県等の指定権者がA型の経営改善を支援する際の経営改善の見通しや状況に応じた支援マニュアルを作成従来同様、厚生労働本省事業として実施し、全国的な支援の横展開が

図れるよう、支援ノウハウの構築を目指す予定であるのでご承知いただきたい。

（エ）障害者就業・生活支援センター事業の推進

- 障害者就業・生活支援センターについては、障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）を実施しているところであるが、令和２年度においても、上限額（４,７１２千円）の変更はないので、引き続き、適切な予算の確保をお願いする。

また、障害者雇用の進展等に伴い、職場定着の下支えとしての生活支援の必要性も一層増していることから、必要に応じて、障害者就業・生活支援センター体制強化等（都道府県任意事業）の活用も検討いただきたい。

（オ）雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

- 近年、ＩＣＴの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障害がある方も働ける社会が実現しつつある中で、重度障害のある方がより働きやすい社会を目指すためには、就労支援の一環として、通勤や働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重要な課題となっている。
- そこで、通勤や職場等における支援について、雇用施策（職業安定局）との連携のもと、雇用と福祉の両施策の取組を強化し、切れ目なく提供されることを目指し、令和２年度においては、次の取組を実施。
 - ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、
 - ・ 自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う
- 令和２年度は１０月以降の本取組開始となるが、当該事業の内容については、実施要領案を確認の上、実施に向けて検討いただきたい。

なお、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」の今後の予定（見込み）は、以下のとおりである。

- ４～５月 自治体向けの本取組（特別事業＆障害者雇用納付金助成金（拡充後））に係る説明会等を適宜実施
- ６～９月 特別事業実施自治体において個別に取組スキームの調整等
- １０月以降 取組開始（予定）

（３）障害者優先調達推進法に基づく取組の積極的な実施【関連資料 11】

① 障害者優先調達を取り巻く状況

（ア）優先調達の更なる推進

- 障害者優先調達の取組については、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成３０年１０月２３日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」等において、国の機関等については、障害者

の活躍促進の観点から、自らの障害者雇用の推進と併せて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達についても着実に推進することとされている。

- また、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第 36 号）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき国の機関等が作成する「障害者活躍推進計画」についても同様の趣旨から、障害者優先調達に関する取組の記載を盛り込むこととしている。
- これらの経緯を踏まえ、障害者優先調達については、より一層の推進が求められている状況である。

（イ）平成 30 年度の調達実績について

- 平成 30 年度の都道府県における調達実績は、約 24.8 億円、市町村における調達実績は約 128.3 億円であり、国等も含めた合計では約 178.4 億円と、平成 29 年度から約 0.5 億円増加したところであり、障害者優先調達推進法施行後、5 年連続で増加している。
- 一方、前年度よりも実績が落ちている自治体、実績が低い自治体や実績がない自治体も散見されるところである。先述した障害者優先調達を取り巻く状況を十分踏まえ、各自治体においては、調達実績について検証いただき、次年度の調達促進に活かしていただきたい。

② 調達方針の策定

（ア）調達方針の 100% 達成

- 都道府県別の調達方針の作成状況を見ると、管内全ての市町村が作成しているところがあれば、作成率が低いところもあり、平成 31 年 3 月 31 日時点における調達方針の作成率は、市町村で 96.2%となっている。
- 調達方針の作成は、法に定められた義務であることから、地域に障害者就労施設等がない場合でも、例えば障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等を購入するなど、自ら率先して調達を推進し、これを呼び水に、民間部門へも取組の輪を広げることが重要である。また、障害者就労施設等において様々な生産活動における活躍の機会を得ることで、能力が高まり一般就労につながる障害者もいることを認識し、調達方針の作成を徹底していただきたい。
- なお、例年お願いであるが、令和 2 年度（2020 年度）の調達方針については、今年度中に作成することが望ましいが、遅くとも 2019 年度の出納整理期間が終わる 2020 年 5 月には、未作成の市町村も含め作成率 100%を目指し、速やかな作成をお願いする。

(イ) 目標達成に向けた取組姿勢

- 各自治体においては、障害者優先調達推進法に基づく取組を更に推進する必要があり、各自が定める「調達方針の目標を達成」できるように取り組んでいただきたい。その際には、積極的に障害者就労施設等からの調達を行うために、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 16 号の 2 を適用して、障害者就労施設等との随意契約を行うこと等を検討いただきたい。

③ 優先調達の推進に向けた取組

(ア) 全庁的な取組や更なる調達の推進について

- 都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。
- 各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

(イ) 共同受注窓口の活用

- 共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。
- 共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援等事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。
- また、令和 2 年度予算案においては、「共同受注窓口の機能強化事業」を特別事業から基本事業に位置付けを変更するとともに、全都道府県で事業を行なうことができるよう、大幅に拡充しているので、各都道府県においては、積極的に当該事業を活用いただきたい。
- なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等についても地方自治法施行令第 167 条の 2 及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっている所以、参考にしていただきたい。

(ウ) その他取組事例

- 厚生労働省においては、障害者優先調達の推進のために種々の取組を行ってきたところであるが、今年度、初めての取組として、各府省庁と

障害者就労施設等との「橋渡し」を目的に、府省庁の調達担当者と障害者就労施設等の担当者を集めた情報交換会（令和元年10月28日）を開催したので、自治体における実施を検討いただきたい。

- また、官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品等の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられ、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。
- 各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

（４）その他

① 障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチームについて【関連資料 12】

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第36号）に係る法案審議における衆議院、参議院両院厚生労働委員会の附帯決議において、「労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること」等とされている。
- こうしたことを踏まえ、まずは障害者に係る雇用施策と福祉施策の連携強化に向けた論点を整理するとともに、総合的に必要な検討を行うため、厚生労働大臣をトップとする「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」の下に「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」を設置し、検討を行っている。
- 「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても検討してきた。
- 今後は、主な検討事項を中心に検討を進め、本年夏頃までを目途に、今後関係者により更に検討を進める事項などの整理等をする予定である。

② 就労移行等実態調査について

- 就労移行等実態調査については、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）を対象として、退所理由及び就職者の状況、就労移行支援事業所別の一般就労移行率、サービス提供状況等を確認するために、例年実施してきたところであるが、都道府県等及び事業所の業務負担等を考慮して、当該調査は当分の間実施を見送ることとする
- また、当該調査によって把握していた数値については、他の調査を活

することを基本とし、第5期障害福祉計画の実施状況把握に必要な数値については、別途実施している障害福祉計画に関するフォローアップ調査により代替することとする。

- なお、第5期障害福祉計画の成果指標の1つである就労定着支援事業の職場定着率（就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上）については、下記の計算方法により把握することとするのでご留意いただきたい。

（計算方法）

「①就労定着支援事業所における利用開始時（就職後6月後とは一致しない場合がある。）から1年を経過した者（当該年度に達した者であり、当該時点で就労定着支援を利用していない者を含む。）」のうち、「②当該時点において一般就労中の者」の割合（②／①）とする。

③ 会計検査院からの指摘（就労移行支援事業の適正な実施）について

- 就労移行支援事業については、会計検査院からの指摘により、適正な就労定着者に基づいて就労定着支援体制加算が算定されていなかった事案や一部の市町村において、就労移行支援事業所から利用者の就職状況の市町村への報告がなかったため、市町村が支給決定を行った利用者の就職状況が把握できていなかった事案が明らかになったことから、「就労移行支援事業の適正な実施について」（令和元年11月5日付け障障発1105第1号障害福祉課長通知）を発出しているところである。
- 本通知においては、就労移行支援の利用者の就職状況の把握、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用及び就労移行支援サービス費の基本報酬の算定区分の届出に関する取扱いを示しているので、改めて確認いただき、就労移行支援事業の適正な実施について配慮いただきたい。

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,185人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。
- ※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

【成果目標】

令和2年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	—

就労移行支援の利用者数に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、令和2年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

○ 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。

○ しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)

※ 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該前年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

成果目標

○ 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

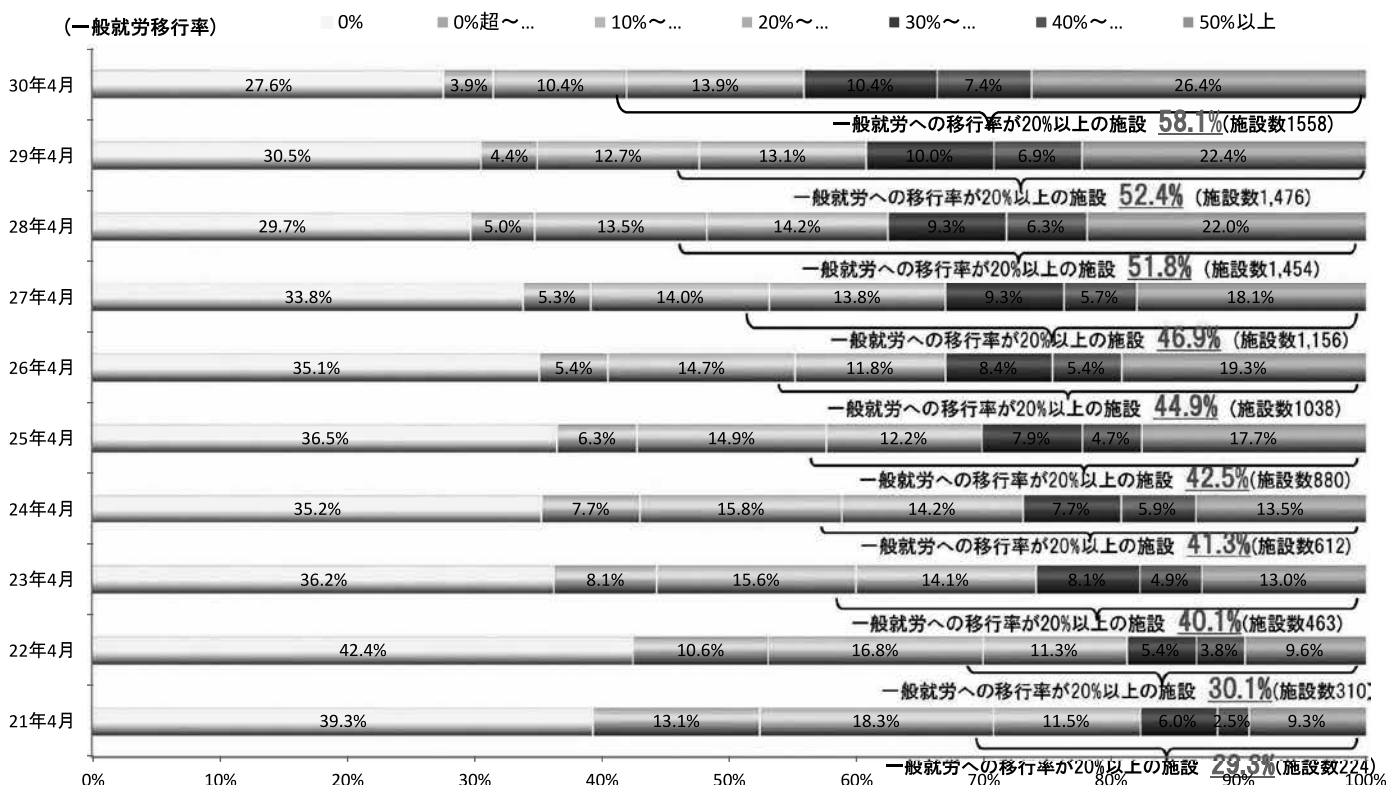
就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の5割以上とすることを旨す。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	—	50.2%	—

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

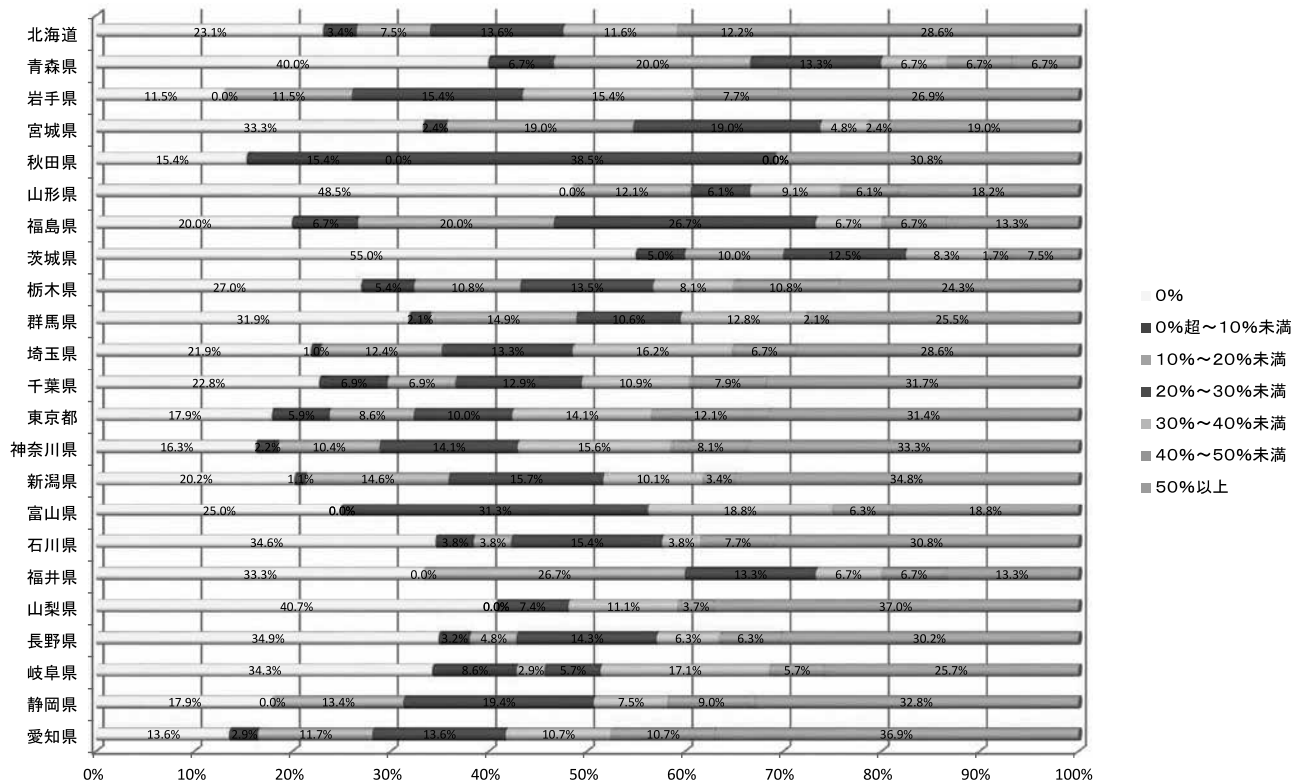
○ 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、58.1%である。一方で、移行率が0%の事業所が27.6%となっている。



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率: 84.3%)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移①

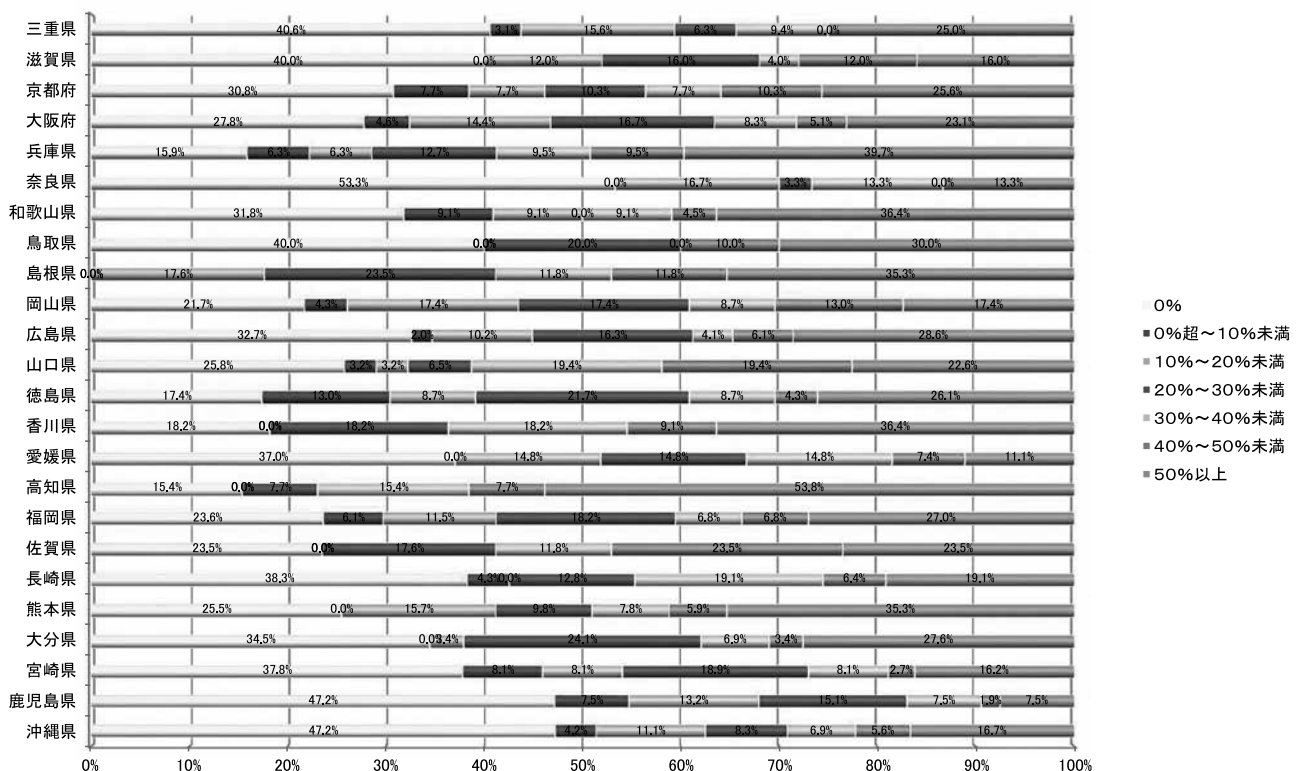
(平成29年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率: 84.3%)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移②

(平成29年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年度 回答率:84.3%)

- 就労系サービスは、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への定着実績や工賃実績等に応じた報酬体系とし、工賃・賃金向上や一般就労への移行に取り組んでいるところであり、この取組を一層促進させていく必要がある。
- また、平成30年4月に創設した就労定着支援事業についても、その利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進めていく必要がある。加えて、地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」（令和元年6月4日農福連携等推進会議決定）を踏まえた更なる推進が求められている。さらに、多様なニーズへの対応として、大学等在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。
- さらに、就労継続支援事業における工賃向上の取組については、各都道府県が別途作成する「工賃向上計画」に基づき、計画的に実施しているところである。

成果目標等に関する見直し案

第5期障害福祉計画		見直し案
項目	内容	
①一般就労への移行	就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、平成三十二年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、平成二十八年度の一般就労への移行実績の一・五倍以上	【継続・変更】 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持。 その上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
②就労移行支援事業の利用者数	就労移行支援事業の利用者数については、平成三十二年度末における利用者数が平成二十八年度末における利用者数の二割以上増加	【削除】 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、②就労移行支援事業の利用者数及び③就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。
③就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が三割以上の事業所を全体の五割以上	
④就労定着支援事業	就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を八割以上	【変更】 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。 また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容（就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）に応じた基本報酬）に合わせてはどうか。

（その他）既存の「工賃向上」等の記載のほかに、「農福連携」、「大学在学中の就労移行支援事業」、「高齢障害者における社会参加・就労」に関する記載を盛り込んではどうか。

成果目標④-1 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料1-2(抜粋)

現 状

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成29年度実績で平成24年度実績の約1.9倍（15,957人）となっている。
- 平成27年度から平成29年度の移行者数の増加数（約900人）から推計すると、令和2年度においては、第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成28年度実績の1.5倍の一般就労への移行者の達成」を達成するのは困難であることが見込まれる。

成果目標(案)

- 「一般就労への移行」に係る目標として移行者数を堅持した上で、「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げてみてはどうか。
- 上記に伴い、就労移行支援事業の取組は移行者数で評価することとし、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所の就労移行率については、目標値として設定しないこととしてはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

また、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度までに、令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。（新規）

* 就労継続支援A型については、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型については、移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。

現 状

- 平成30年度報酬改定において、就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬とした。
- 就労定着支援事業の利用者数は8,607人(令和元年6月)であり、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数15,957人(平成29年度実績)と比較しても、低調である。



成果目標(案)

- 就労定着支援事業の利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加してはどうか。
- また、定着率の数値目標については、平成30年度報酬改定の内容(就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせてはどうか。

【成果目標(案)】

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。(新規)

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。(新規)

⑥農福連携等に向けた取組について

基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向け、障害者が地域を支え、活躍する取組の一つとして、農福連携について、「農福連携等推進ビジョン」(令和元年6月4日農福連携等推進会議決定)を踏まえた更なる推進が求められている。
- また、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援も重要となっている。



基本指針への記載(案)

- 農福連携、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について、下記のとおり、記載してはどうか。

【農福連携】

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい。このため、都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障害福祉計画上に記載し、周知を図ることが適当である。この際、併せて、就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい。

【大学在学中の学生への就労支援】

- 大学(四年制大学のほか、短期大学、大学院、高等専門学校を含む。)在学中の学生についても、早期に専門的な就労支援を利用することが、その後の就職活動を円滑に進める上で効果的である場合もあることから、都道府県等においては、在学中の就労移行支援事業の利用について、必要に応じ適切に取り組まれるよう、関係機関等と連携し、周知を図ることが望ましい。

【高齢者に対する就労支援】

- 今後ますます進む高齢化を見据え、高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい。

就労移行支援における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

関連資料3

就職後6月以上定着率の区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
5割以上の場合	515 (15.3%)	⇒	603 (18.8%)	88 17.1%	8,552 (25.0%)	⇒	10,966 (32.5%)	2,414 28.2%
4割以上5割未満の場合	162 (4.8%)	⇒	201 (6.3%)	39 24.1%	2,957 (8.6%)	⇒	3,154 (9.4%)	197 6.7%
3割以上4割未満の場合	1,038 (30.7%)	⇒	1,098 (34.1%)	60 5.8%	11,031 (32.2%)	⇒	11,694 (34.7%)	663 6.0%
2割以上3割未満の場合	282 (8.4%)	⇒	243 (7.6%)	▲39 -13.8%	3,438 (10.0%)	⇒	2,610 (7.7%)	▲828 -24.1%
1割以上2割未満の場合	587 (17.4%)	⇒	468 (14.6%)	▲119 -20.3%	4,067 (11.9%)	⇒	2,795 (8.3%)	▲1,272 -31.3%
0割超1割未満の場合	103 (3.1%)	⇒	73 (2.3%)	▲30 -29.1%	1,099 (3.2%)	⇒	525 (1.6%)	▲574 -52.2%
0の場合	689 (20.4%)	⇒	530 (16.5%)	▲159 -23.1%	3,087 (9.0%)	⇒	1,977 (5.9%)	▲1,110 -36.0%
計	3,376 (100.0%)	⇒	3,216 (100.0%)	▲160 -4.7%	34,231 (100.0%)	⇒	33,721 (100.0%)	▲510 -1.5%

※出典：国保連データ（ただし、養成施設分は除く）

※（ ）内は構成比。

就労継続支援A型における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

1日の平均労働時間の区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
7時間以上の場合	152 (4.0%)	⇒	130 (3.4%)	▲22 -14.5%	3,015 (4.4%)	⇒	2,632 (3.8%)	▲383 -12.7%
6時間以上7時間未満の場合	267 (7.0%)	⇒	267 (7.0%)	0 0.0%	4,504 (6.5%)	⇒	4,347 (6.2%)	▲157 -3.5%
5時間以上6時間未満の場合	652 (17.2%)	⇒	686 (18.0%)	34 5.2%	9,853 (14.3%)	⇒	10,233 (14.6%)	380 3.9%
4時間以上5時間未満の場合	2,149 (56.6%)	⇒	2,436 (63.8%)	287 13.4%	42,737 (62.0%)	⇒	49,731 (70.9%)	6,994 16.4%
3時間以上4時間未満の場合	548 (14.4%)	⇒	297 (7.8%)	▲251 -45.8%	8,555 (12.4%)	⇒	3,144 (4.5%)	▲5,411 -63.2%
2時間以上3時間未満の場合	9 (0.2%)	⇒	3 (0.1%)	▲6 -66.7%	145 (0.2%)	⇒	42 (0.1%)	▲103 -71.0%
2時間未満の場合	17 (0.4%)	⇒	2 (0.1%)	▲15 -88.2%	156 (0.2%)	⇒	23 (0.0%)	▲133 -85.3%
計	3,794 (100.0%)	⇒	3,821 (100.0%)	27 0.7%	68,965 (100.0%)	⇒	70,152 (100.0%)	1,187 1.7%

※出典：国保連データ

※（ ）内は構成比。

就労継続支援B型における平成30年報酬改定の効果

第96回社会保障審議会障害者部会
(令和元年11月25日)資料3(抜粋)

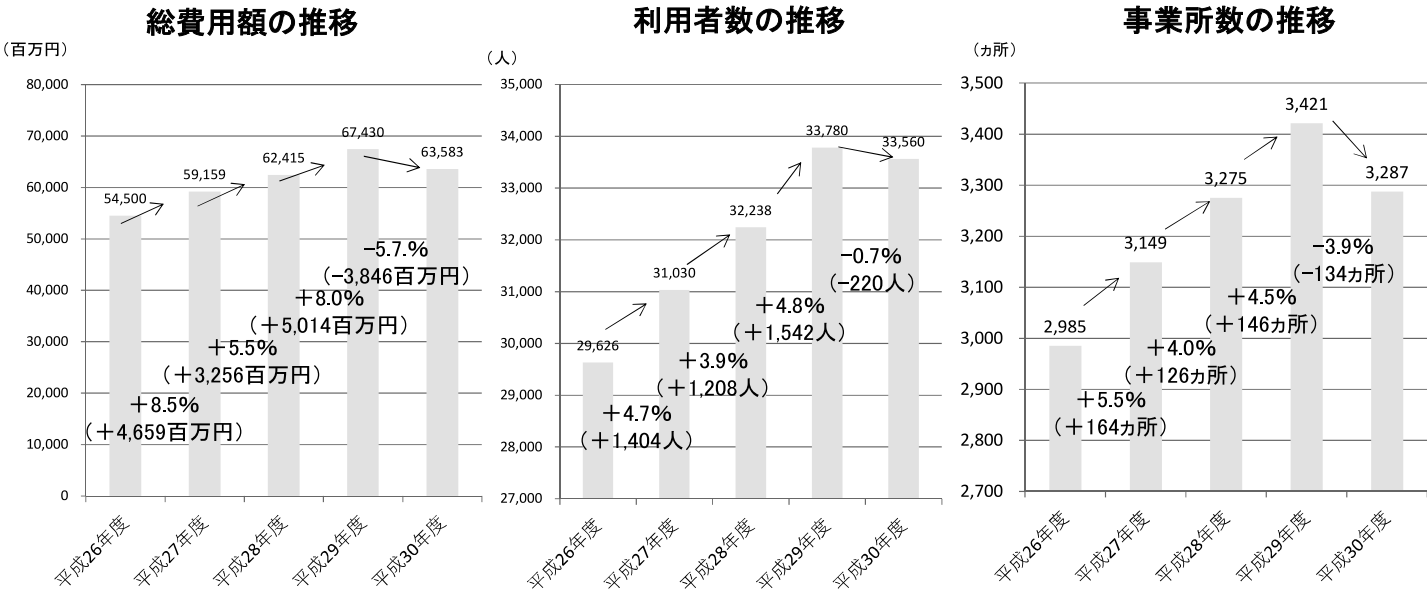
平均工賃月額額の区分	事業所数				利用者数			
	H30.4	⇒	H31.4	増減	H30.4	⇒	H31.4	増減
				事業所数 増減率				利用者数 増減率
4万5千円以上の場合	206 (1.7%)	⇒	211 (1.7%)	5 2.4%	4,221 (1.7%)	⇒	4,731 (1.8%)	510 12.1%
3万円以上4万5千円未満の場合	624 (5.3%)	⇒	731 (5.8%)	107 17.1%	15,240 (6.2%)	⇒	17,582 (6.8%)	2,342 15.4%
2万5千円以上3万円未満の場合	645 (5.5%)	⇒	724 (5.8%)	79 12.2%	15,062 (6.2%)	⇒	17,214 (6.6%)	2,152 14.3%
2万円以上2万5千円未満の場合	1,106 (9.4%)	⇒	1,271 (10.1%)	165 14.9%	26,567 (10.9%)	⇒	29,628 (11.4%)	3,061 11.5%
1万円以上2万円未満の場合	4,977 (42.2%)	⇒	5,449 (43.4%)	472 9.5%	109,874 (44.9%)	⇒	120,163 (46.3%)	10,289 9.4%
5千円以上1万円未満の場合	3,465 (29.4%)	⇒	3,515 (28.0%)	50 1.4%	61,070 (25.0%)	⇒	59,167 (22.8%)	▲1,903 -3.1%
5千円未満の場合	761 (6.5%)	⇒	640 (5.1%)	▲121 -15.9%	12,691 (5.2%)	⇒	11,079 (4.3%)	▲1,612 -12.7%
計	11,784 (100.0%)	⇒	12,541 (100.0%)	757 6.4%	244,725 (100.0%)	⇒	259,564 (100.0%)	14,839 6.1%

※出典：国保連データ
※（ ）内は構成比。

就労移行支援の現状

関連資料4

- 就労移行支援の平成30年度費用額は約636億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.0%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数については平成30年度より減少している。

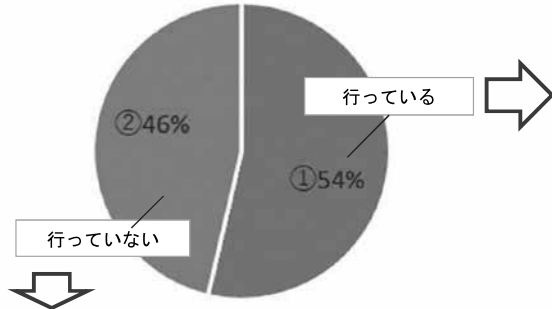


【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分)

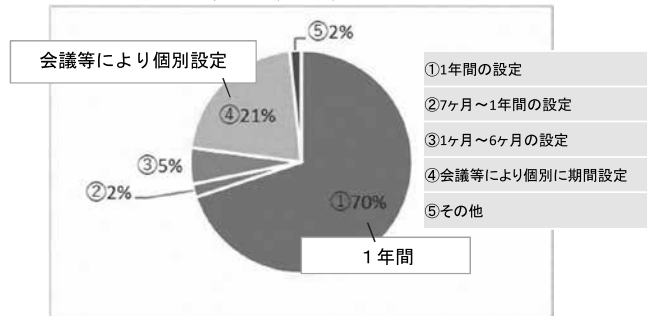
就労移行支援事業における利用更新等について

○就労移行支援の標準支援期間(2年間)を超えて更新を行う場合や、就労移行支援の複数回利用希望があった場合の取り扱いに関して、自治体によっては個別の対象者の状況を勘案せず、一律の取り扱いが行われている。就労移行支援の利用等に際しては、各自治体は個々の対象者の状況を勘案してサービスの利用を判断する必要がある。

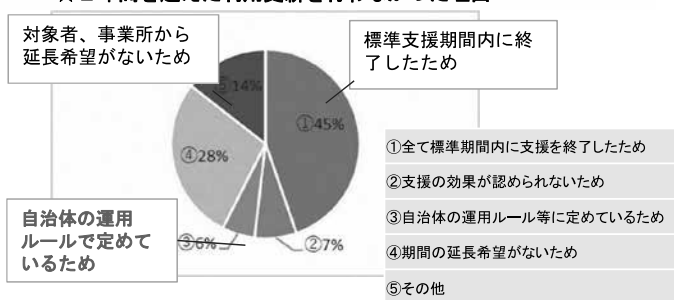
★就労移行支援の標準支援期間(2年間)を超えて就労移行支援の更新を行っているか。(回答数 1,575自治体)



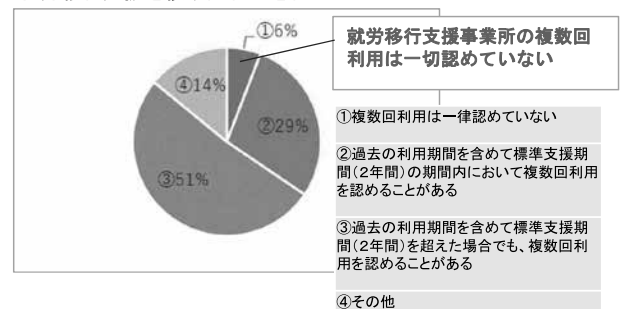
★2年間を超えた場合の期間設定



★2年間を超えた利用更新を行わなかった理由



★就労移行支援を複数回利用を行っているか



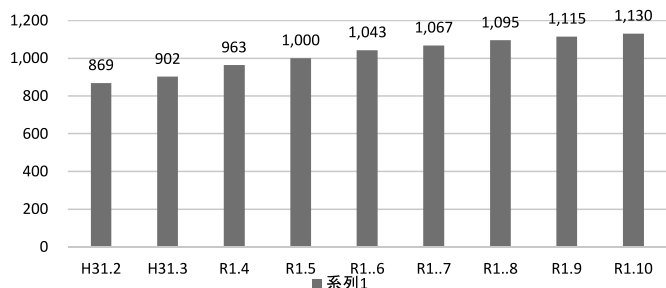
市町村における支給決定及び就労ニーズにかかる自治体報告結果(平成30年度) 厚生労働省障害福祉課調べ

就労定着支援の現状

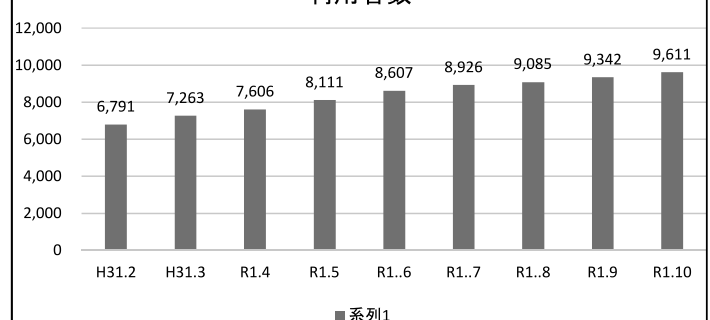
関連資料5

- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎月増加している。(完全施行は平成30年10月)
- 一人当たり平均費用額は平成31年4月に大きく増加した。

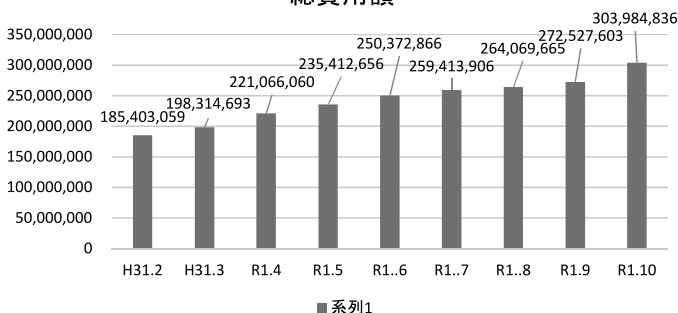
事業所数



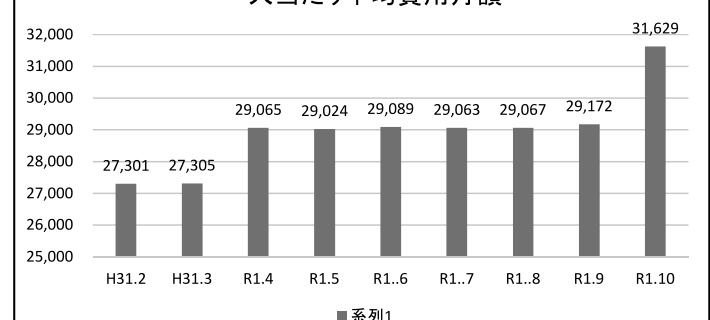
利用者数



総費用額



一人当たり平均費用月額



【出典】国保連データ

就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

関連資料6

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

調査概要

(令和元年12月16日現在)

全国の就労継続支援A型のうち、経営改善計画書を提出する必要がある事業所の状況等を調査。

調査結果

- 都道府県等により実態把握を行った3,162事業所のうち、経営改善計画書の提出が必要ない事業所は1,069(33.8%)、必要がある事業所は2,093(66.2%)
- 経営改善計画書を提出する必要がある事業所2,093のうち、提出済み事業所は1,853(88.5%)
- 経営改善計画書の提出の必要がある事業所2,093のうち、営利法人の設立5年未満の事業所が約4割(41.4%)。

【経営改善計画書の提出状況(平成31年3月31日時点調査)】

【経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳】

指定権者	指定事業 所数	実態把握 済み 事業所数	経営改善計画書の提出状況						法人種別		5年以上	5年未満	合計	
			必要なし (生産活動収支≧利用者賃 金)		必要あり (生産活動収支< 利用者賃金)		提出済	提出率						
① 都道府県 (47)	2,149 (2,209)	1,750 (1,784)	610 (530)	34.9% (29.7%)	1,140 (1,254)	65.1% (70.3%)	1,070 (986)	93.9% (78.6%)	法人種別	社会福祉法人	161 (160) 7.7% (7.4%)	52 (89) 2.5% (4.1%)	213 (249) 10.2% (11.5%)	
② 指定都市 (20)	948 (912)	753 (618)	216 (158)	28.7% (25.6%)	537 (460)	71.3% (74.4%)	394 (412)	73.4% (89.6%)			営利法人	499 (252) 23.8% (11.7%)	867 (1,073) 41.4% (49.7%)	1,366 (1,325) 65.3% (61.4%)
③ 中核市 (48)	780 (710)	659 (634)	243 (191)	36.9% (30.1%)	416 (443)	63.1% (69.9%)	389 (371)	93.5% (83.7%)				非営利法人 (NPO)	178 (134) 8.5% (6.2%)	108 (192) 5.2% (8.9%)
合 計	3,877 (3,831)	3,162 (3,036)	1,069 (879)	33.8% (29.0%)	2,093 (2,157)	66.2% (71.0%)	1,853 (1,769)	88.5% (82.0%)			その他		82 (33) 3.9% (1.5%)	146 (224) 7.0% (10.4%)
												計	920 (579) 44.0% (26.8%)	1,173 (1,578) 56.0% (73.2%)

※ 指定事業所数には、実態把握済み事業所数、実態把握中の事業所数、新規指定から6月未満の事業所数及び休止中の事業所数を含む。
※ () 内に昨年度の状況(平成29年度12月末時点)を記載。

【①都道府県別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし(生産活動収支≧利用者賃金)		必要あり(生産活動収支<利用者賃金)		提出済	提出率
北海道	112	102	33	32.4%	69	67.6%	60	87.0%
青森県	48	16	6	37.5%	10	62.5%	9	90.0%
岩手県	28	24	11	45.8%	13	54.2%	12	92.3%
宮城県	32	26	8	30.8%	18	69.2%	18	100.0%
秋田県	15	13	3	23.1%	10	76.9%	10	100.0%
山形県	26	25	6	24.0%	19	76.0%	0	—
福島県	11	7	2	28.6%	5	71.4%	5	100.0%
茨城県	78	35	3	8.6%	32	91.4%	32	100.0%
栃木県	30	29	4	13.8%	25	86.2%	25	100.0%
群馬県	20	16	8	50.0%	8	50.0%	7	87.5%
埼玉県	42	41	4	9.8%	37	90.2%	35	94.6%
千葉県	56	49	15	30.6%	34	69.4%	34	100.0%
東京都	94	90	38	42.2%	52	57.8%	52	100.0%
神奈川県	28	26	7	26.9%	19	73.1%	17	89.5%
新潟県	23	21	7	33.3%	14	66.7%	13	92.9%
富山県	30	28	2	7.1%	26	92.9%	26	100.0%
石川県	33	32	11	34.4%	21	65.6%	21	100.0%
福井県	68	67	18	26.9%	49	73.1%	49	100.0%
山梨県	24	18	5	27.8%	13	72.2%	13	100.0%
長野県	34	34	22	64.7%	12	35.3%	12	100.0%
岐阜県	84	82	38	46.3%	44	53.7%	40	90.9%
静岡県	49	44	16	36.4%	28	63.6%	25	89.3%
愛知県	110	79	17	21.5%	62	78.5%	59	95.2%
三重県	75	73	18	24.7%	55	75.3%	55	100.0%

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし(生産活動収支≧利用者賃金)		必要あり(生産活動収支<利用者賃金)		提出済	提出率
滋賀県	22	17	10	58.8%	7	41.2%	6	85.7%
京都府	30	30	23	76.7%	7	23.3%	6	85.7%
大阪府	92	63	13	20.6%	50	79.4%	46	92.0%
兵庫県	51	35	15	42.9%	20	57.1%	19	95.0%
奈良県	29	13	6	46.2%	7	53.8%	7	100.0%
和歌山県	30	30	7	23.3%	23	76.7%	18	78.3%
鳥取県	19	13	8	61.5%	5	38.5%	5	100.0%
島根県	21	18	11	61.1%	7	38.9%	7	100.0%
岡山県	49	48	16	33.3%	32	66.7%	32	100.0%
広島県	24	20	8	40.0%	12	60.0%	12	100.0%
山口県	32	30	12	40.0%	18	60.0%	17	94.4%
徳島県	28	26	10	38.5%	16	61.5%	16	100.0%
香川県	12	10	8	80.0%	2	20.0%	2	100.0%
愛媛県	35	32	9	28.1%	23	71.9%	23	100.0%
高知県	11	11	7	63.6%	4	36.4%	4	100.0%
福岡県	129	68	28	41.2%	40	58.8%	40	100.0%
佐賀県	43	38	15	39.5%	23	60.5%	23	100.0%
長崎県	40	9	9	100.0%	0	—	0	—
熊本県	118	113	33	29.2%	80	70.8%	80	100.0%
大分県	34	33	21	63.6%	12	36.4%	12	100.0%
宮崎県	23	22	12	54.5%	10	45.5%	10	100.0%
鹿児島県	32	13	12	92.3%	1	7.7%	1	100.0%
沖縄県	95	81	15	18.5%	66	81.5%	55	83.3%
計	2,149	1,750	610	34.9%	1,140	65.1%	1,070	93.9%

注) 指定都市及び中核市が指定権者である事業所は含まない。

【②指定都市別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし（生産活動収支≧利用者賃金）		必要あり（生産活動収支<利用者賃金）		提出済	提出率
札幌市	119	76	10	13.2%	66	86.8%	38	57.6%
仙台市	20	8	5	62.5%	3	37.5%	0	—
さいたま市	22	22	6	27.3%	16	72.7%	13	81.3%
千葉市	15	14	5	35.7%	9	64.3%	9	100.0%
横浜市	35	23	7	30.4%	16	69.6%	1	6.3%
川崎市	12	11	0	—	11	100.0%	11	100.0%
相模原市	9	8	0	—	8	100.0%	0	—
新潟市	17	14	4	28.6%	10	71.4%	10	100.0%
静岡市	26	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%
浜松市	28	25	11	44.0%	14	56.0%	14	100.0%
名古屋市	101	90	22	24.4%	68	75.6%	68	100.0%
京都市	43	42	16	38.1%	26	61.9%	26	100.0%
大阪市	170	118	20	16.9%	98	83.1%	19	19.4%
堺市	18	17	6	35.3%	11	64.7%	11	100.0%
神戸市	45	37	16	43.2%	21	56.8%	21	100.0%
岡山市	66	64	10	15.6%	54	84.4%	54	100.0%
広島市	37	33	9	27.3%	24	72.7%	24	100.0%
北九州市	43	42	17	40.5%	25	59.5%	25	100.0%
福岡市	68	59	36	61.0%	23	39.0%	23	100.0%
熊本市	54	45	16	35.6%	29	64.4%	22	75.9%
計	948	753	216	28.7%	537	71.3%	394	73.4%

【③中核市別】就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況(平成31年3月末時点)

第97回社会保障審議会障害者部会
(令和元年12月16日)資料2(抜粋)

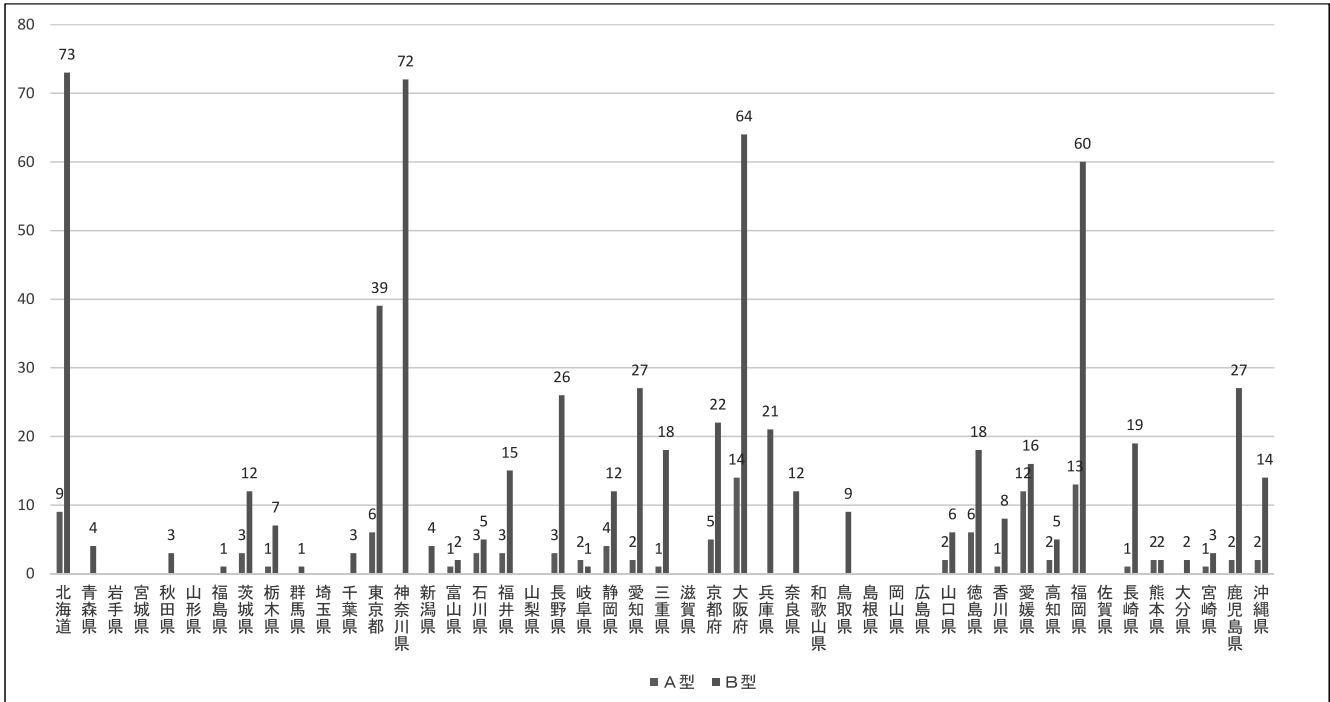
(令和元年12月16日現在)

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし（生産活動収支≧利用者賃金）		必要あり（生産活動収支<利用者賃金）		提出済	提出率
函館市	6	3	1	33.3%	2	66.7%	2	100.0%
旭川市	7	7	4	57.1%	3	42.9%	3	100.0%
青森市	23	22	4	18.2%	18	81.8%	17	94.4%
八戸市	18	16	3	18.8%	13	81.3%	13	100.0%
盛岡市	18	16	6	37.5%	10	62.5%	10	100.0%
秋田市	8	8	1	12.5%	7	87.5%	7	100.0%
福島市	5	2	0	—	2	100.0%	2	100.0%
郡山市	7	7	4	57.1%	3	42.9%	3	100.0%
いわき市	6	2	1	50.0%	1	50.0%	1	100.0%
宇都宮市	22	18	6	33.3%	12	66.7%	12	100.0%
前橋市	5	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%
高崎市	9	0	0	—	0	—	0	—
川越市	11	8	3	37.5%	5	62.5%	4	80.0%
川口市	7	6	4	66.7%	2	33.3%	2	100.0%
越谷市	9	6	0	—	6	100.0%	6	100.0%
船橋市	11	10	2	20.0%	8	80.0%	8	100.0%
柏市	4	3	2	66.7%	1	33.3%	1	100.0%
八王子市	6	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%
横浜質市	3	2	1	50.0%	1	50.0%	1	100.0%
富山市	33	32	7	21.9%	25	78.1%	25	100.0%
金沢市	25	23	5	21.7%	18	78.3%	18	100.0%
長野市	8	6	2	33.3%	4	66.7%	4	100.0%
岐阜市	37	33	12	36.4%	21	63.6%	20	95.2%
豊橋市	12	11	7	63.6%	4	36.4%	3	75.0%
岡崎市	6	6	0	—	6	100.0%	6	100.0%
豊田市	8	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%
大津市	6	5	1	20.0%	4	80.0%	4	100.0%

指定権者	指定事業所数	実態把握済み事業所数	経営改善計画書の提出状況					
			必要なし（生産活動収支≧利用者賃金）		必要あり（生産活動収支<利用者賃金）		提出済	提出率
豊中市	6	5	1	20.0%	4	80.0%	2	50.0%
高槻市	2	2	0	—	2	100.0%	2	100.0%
枚方市	8	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%
八尾市	16	15	1	6.7%	14	93.3%	14	100.0%
東大阪市	19	14	2	14.3%	12	85.7%	10	83.3%
姫路市	12	12	5	41.7%	7	58.3%	7	100.0%
尼崎市	21	14	2	14.3%	12	85.7%	6	50.0%
明石市	9	8	3	37.5%	5	62.5%	1	20.0%
西宮市	18	11	5	45.5%	6	54.5%	6	100.0%
奈良市	16	12	6	50.0%	6	50.0%	6	100.0%
和歌山市	21	20	9	45.0%	11	55.0%	11	100.0%
鳥取市	11	4	2	50.0%	2	50.0%	2	100.0%
松江市	13	12	7	58.3%	5	41.7%	5	100.0%
倉敷市	32	32	10	31.3%	22	68.8%	21	95.5%
呉市	5	5	2	40.0%	3	60.0%	3	100.0%
福山市	17	16	8	50.0%	8	50.0%	8	100.0%
下関市	5	5	0	—	5	100.0%	5	100.0%
高松市	14	13	8	61.5%	5	38.5%	5	100.0%
松山市	42	39	20	51.3%	19	48.7%	19	100.0%
高知市	11	11	8	72.7%	3	27.3%	3	100.0%
久留米市	27	22	5	22.7%	17	77.3%	16	94.1%
長崎市	12	11	5	45.5%	6	54.5%	6	100.0%
佐世保市	14	13	5	38.5%	8	61.5%	8	100.0%
大分市	33	25	16	64.0%	9	36.0%	9	100.0%
宮崎市	28	26	12	46.2%	14	53.8%	14	100.0%
鹿児島市	29	29	13	44.8%	16	55.2%	9	56.3%
那覇市	19	11	6	54.5%	5	45.5%	5	100.0%
計	780	659	243	36.9%	416	63.1%	389	93.5%

平成30年度 就労継続支援A型・B型における在宅利用

○全国において就労継続支援A型の103ヶ所 就労継続支援B型の604ヶ所が在宅利用を認めている（就労継続支援A型全体のうち2.9% 就労継続支援B型全体のうち5.4%）
○A型：25都道府県で実施、B型：36都道府県で実施。A型・B型とも実施なし：11県



【出典】工賃実績調査（厚生労働省調べ）

暫定支給決定の適切な実施について

○本支給決定に先立って本来行うべき暫定支給決定が実施されていないケースが見られる。アセスメントと同等と認められる情報収集が行われていない場合は、暫定支給決定を実施して、対象者のアセスメントを的確に行う必要がある。
○暫定支給決定の結果により、サービスの本支給決定を検討する段階において、客観的な判断に基づく変更・調整が行われていないケースがあると考えられる。暫定支給決定をふまえて、当該サービスの支援効果が見込まれるかを判断し、対象者にあったサービスの利用につなげる等の対応が必要である。

★就労移行支援と就労継続支援A型の利用にかかる暫定支給決定等の実施状況

		本支給決定を行った 件数（新規利用）	うち暫定支給決定し た件数	うち変更・調整 を行った件数
就労移行 支援	件数	32,263	21,572	867
	市町村数	1,307	936	217
就労継続 支援A型	件数	29,509	14,030	210
	市町村数	1,254	892	98

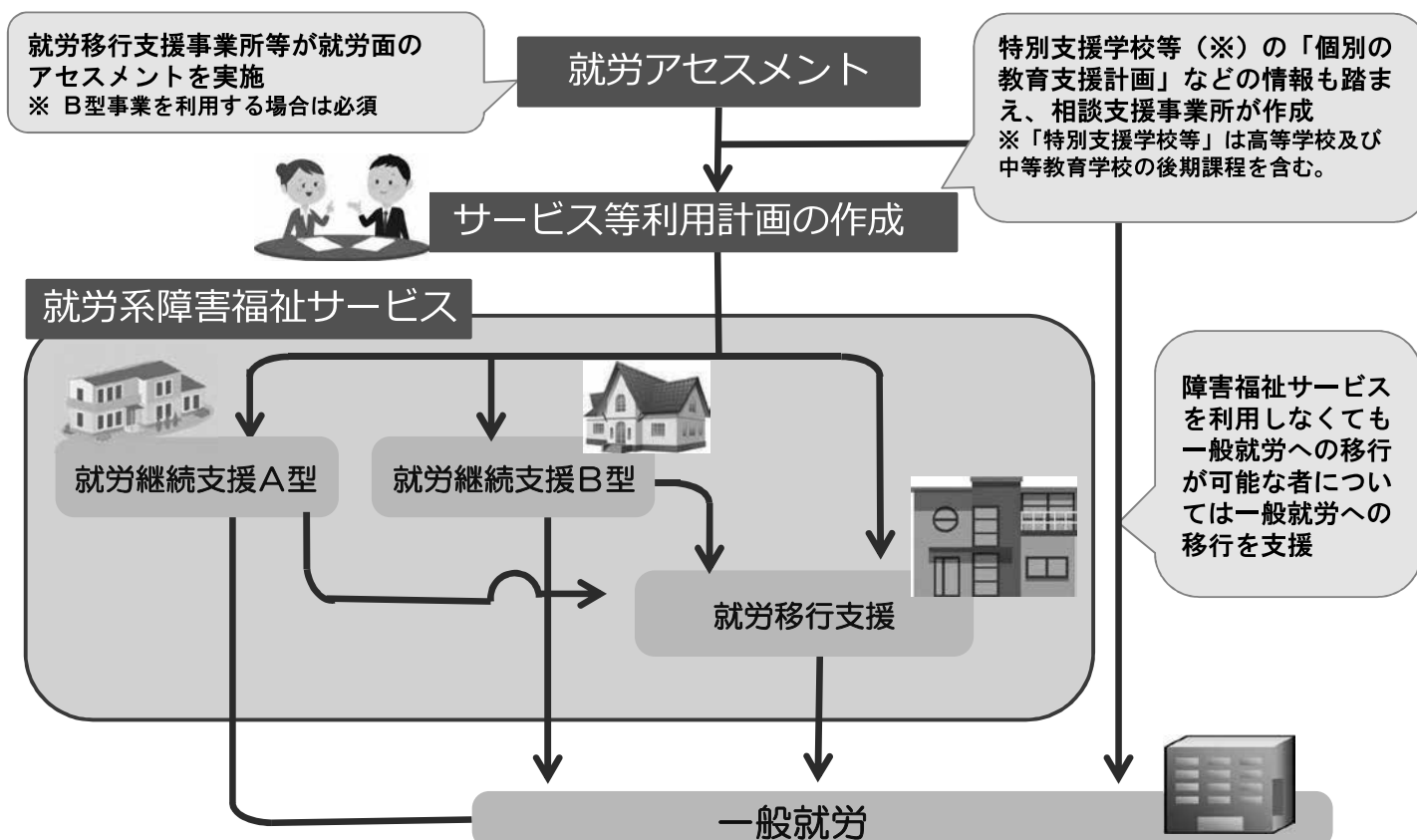
★暫定支給決定を行わない理由（抜粋）

就労移行支援	回答数
○既にアセスメントと同等と認められる情報収集が行われているため	858
○既に本人と事業者間で本契約が進んでいる場合	200
○暫定支給決定を実施していない	13
就労継続支援A型	
○他のA型を利用していたため	713
○就労移行支援を利用していたため	632
○既に本人と事業者間で本契約が進んでいる場合	260
○暫定支給決定を実施していない	13

★暫定支給決定によってサービスの変更調整を行わない理由（最も当てはまるもの）（抜粋）

＜変更調整を行わない理由＞

○暫定支給期間によって利用サービスの変更・調整の必要がないと判断したため・・・765
○サービス内容の変更・調整を利用者が望まないため.....245



就労アセスメントは、継続的な就労支援に必要な情報のうち、就労面に関する情報を把握するために実施。

- 障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるようにするために必要な支援は・・・
- ① 障害者がそれぞれに最も適した「働く場」（一般就労、就労継続支援事業所（A型・B型）など）に円滑に移行できるようにするための支援
- ② 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援
- 支援の開始にあたって、支援対象者の就労面や生活面に関する情報をアセスメントにより把握しておくことが不可欠。
- 生活面の情報は対象者を長期的に支援している機関（特別支援学校等）から把握できるが、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって別途把握する必要がある。
- アセスメントにより把握された情報は、一連の就労支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用される。

障害者に対する就労支援の推進(令和2年度予算案)【障害保健福祉部】関連資料10

令和元年度予算額	令和2年度予算案	差引増減額
1,382,555千円	1,442,105千円	(+59,550千円)

- (1) 雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援 地域生活支援事業の内数
 重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施するため、意欲的な企業や自治体について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に加え、自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自自治体が支援を行う。
- (2) 工賃向上等のための取組の推進 地域生活支援促進事業のうち 3. 2億円(2.9億円)
 一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、就労継続支援事業所などに対し、経営改善、商品開発、市場開拓や販路開拓等に対する支援を行うとともに、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。
 また、全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。
- (3) 障害者就業・生活支援センター事業の推進 地域生活支援促進事業のうち 7. 8億円(8.1億円)
 就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。
 また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。
- (4) 農福連携による障害者の就農促進 地域生活支援促進事業のうち 2. 8億円(2.7億円)
 ① 農福連携による障害者の就農促進プロジェクトの実施 52百万円(0百万円)
 農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に合わせて、都道府県単位のほか、ブロック単位でも開催できるよう、農福連携マルシェ開催支援事業を拡充する。
 ② 林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の実施【新規】
 農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農業以外にも林業や水産業等といった地域に根ざした第1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック(事例集・マニュアル)を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。
 ③ 農福連携に対応した地域関係者を結ぶ共同受注窓口の取組強化(再掲)
 全都道府県において、関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を支援する。
- (5) 工賃等向上に向けた全国的支援体制の構築 11百万円(12百万円)
 全国の工賃・賃金向上の実事例を収集し周知するとともに、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援するモデル事業を実施する。

工賃向上計画支援等事業の概要

令和元年度予算額	令和2年度予算案	差引増▲減額
560,363千円	598,138千円	+37,775千円
	(地域生活支援促進事業)	

事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等の支援等を実施する。

事業の実施主体

○都道府県(基本事業及び特別事業) ※(1)②については社会福祉法人等に補助して行うことも可能

(1)基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

4.販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

②在宅就業マッチング支援等事業 見直し

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援 ※特別事業からの変更(事業内容見直し)

③共同受注窓口の機能強化事業 見直し

- 全都道府県における障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、共同受注窓口による障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行うための関係者の連絡調整等(都道府県内行政機関は全て参画すること)を実施することにより、都道府県単位の共同受注窓口の強化を行う。併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。

(2)特別事業(補助率:10/10)

①農福連携による就農促進プロジェクト 拡充

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

目的

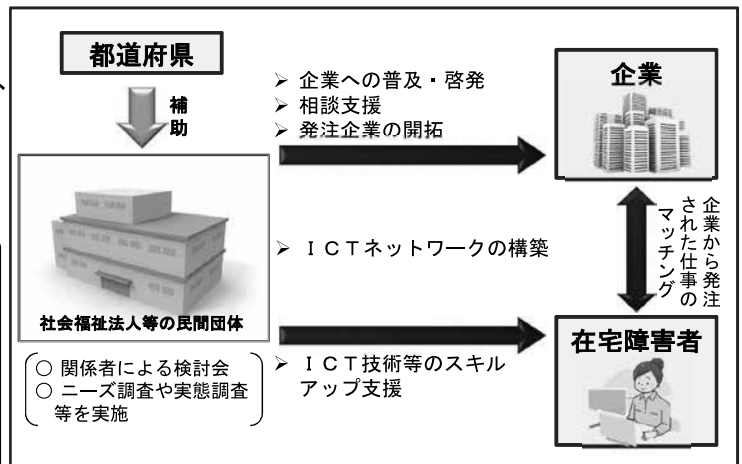
仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援する。

実施主体・負担割合等

○実施主体：都道府県 ○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 2

事業概要

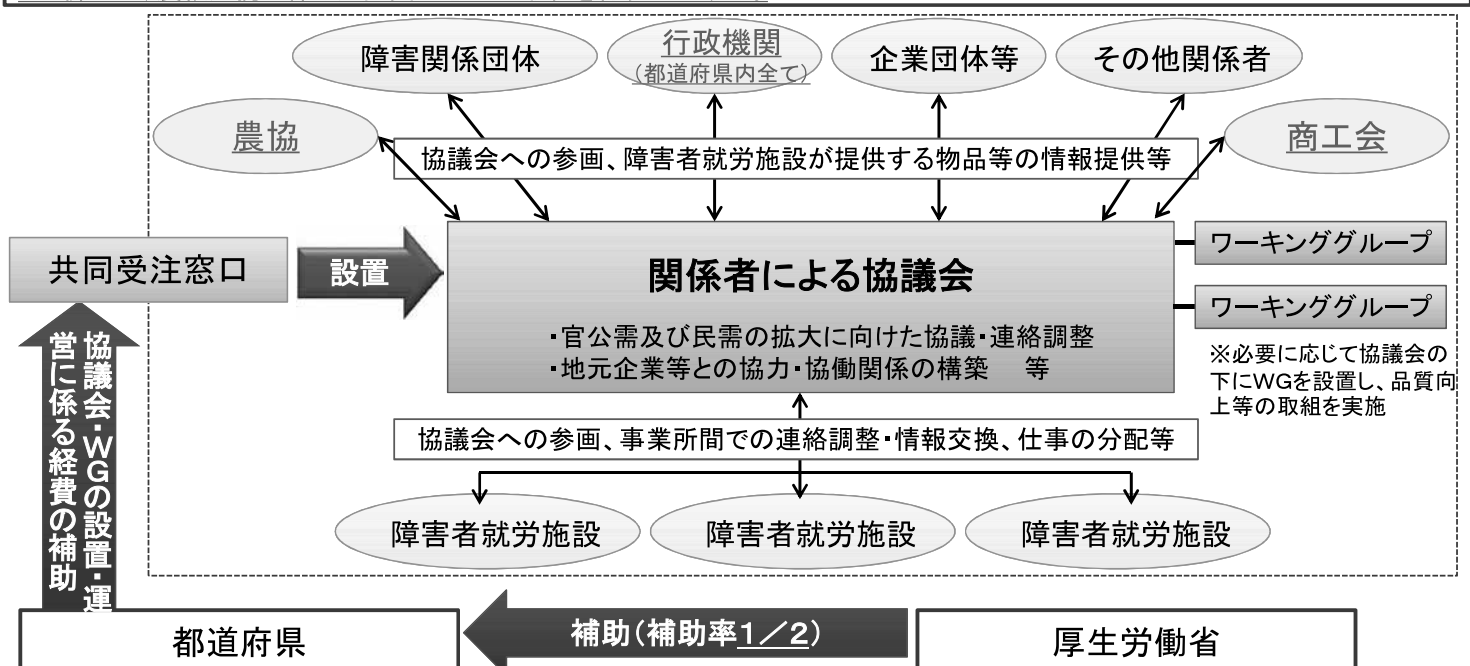
- 地域の実情に応じたモデル事業の実施を通じて、在宅就業のニーズの確認や一定の成果を得ることができた。
- 今後は、これらの取組が全国的に広く実施されるよう、特別事業から基本事業に変更する。
- 都道府県においては、地域の実情に応じて、以下の取組を選択して実施することにより、在宅就業を推進していく。
 - ・ 在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
 - ・ 在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進などの企業への普及・啓発
 - ・ 発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
 - ・ 在宅障害者と企業から発注された仕事の効率的なマッチング体制の構築
 - ・ 在宅就業の障害者が受注した仕事を支援する体制の構築
 - ・ 企業と在宅就業の障害者をつなぐICTネットワークの構築



共同受注窓口の機能強化事業

令和元年度予算額 24,442千円 → 令和2年度予算案 52,217千円 差引増▲減額 +27,775千円
(地域生活支援促進事業)

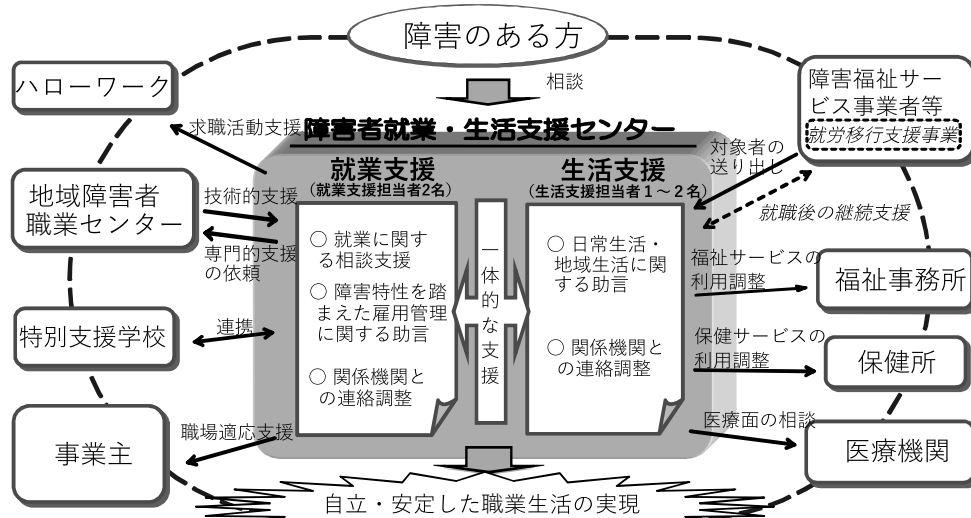
- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する（必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む）。
- 併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。



障害者就業・生活支援センター事業

令和元年度予算 789,260千円	令和2年度予算案 760,573千円	差引増▲減額 ▲28,687千円
(地域生活支援促進事業)		

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は188,440人（平成30年度末）となっており、単純計算すると1センターあたり約564人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※平成31年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※平成30年度末	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※H30.4～H31.3	職場定着率 (就職後1年経過時点)
334箇所	188,440人	1,373,901件	446,709件	17,925件	79.7%

就労移行等連携調整事業

令和元年度予算 21,191千円	令和2年度予算案 20,827千円	差引増▲減額 ▲364千円
(地域生活支援促進事業)		

【要求要旨】

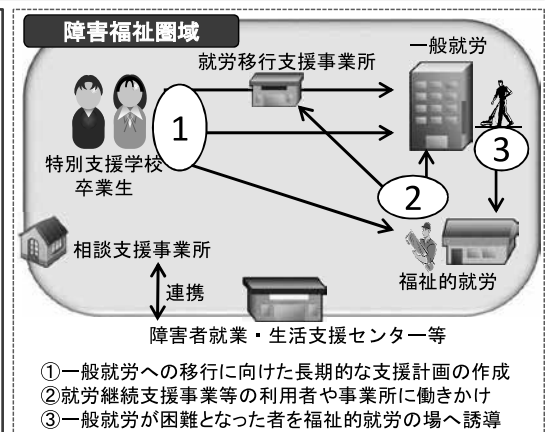
- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2



【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、**補助率は10/10**とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業【拡充】

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（2020オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせて、ブロック単位でも開催できるよう拡充）

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>



農福連携等推進事業

事業目的

農福連携をはじめとする産業・福祉連携を推進するため、農作業の枠を越えて、林業や水産業等といった地域に根ざした1次産業分野での地域課題解決型の障害者就労のモデル事業を実施し、ガイドブック（事例集・マニュアル）を作成するとともに関係者による農福連携等推進協議会を開催することにより、横展開を図る。

実施主体

民間団体等への委託

事業内容

①「林福」、「水福」等に取り組んでいる事例の把握・収集

②「林福」「水福」等の課題の把握・分析を行い、解決策を検討し、取組方法を検討

③検討結果を踏まえて、モデル事業を実施

④事例集とマニュアル入れ込んだ農福連携等ガイドブックを作成

⑤農福連携等推進協議会を開催（事例の発表・ガイドブックの紹介等）

農福連携等への意識を醸成

林業や水産業などへの拡がり



工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要

令和元年度予算額 11,741千円	→ 令和2年度予算案 10,567千円 (保健福祉調査委託費)	差引増▲減額 ▲1,174千円
----------------------	---------------------------------------	--------------------

事業目的

都道府県域を越えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携して実施することで、工賃等の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を全国レベルで支援する事業をモデル的に実施する。

实施主体

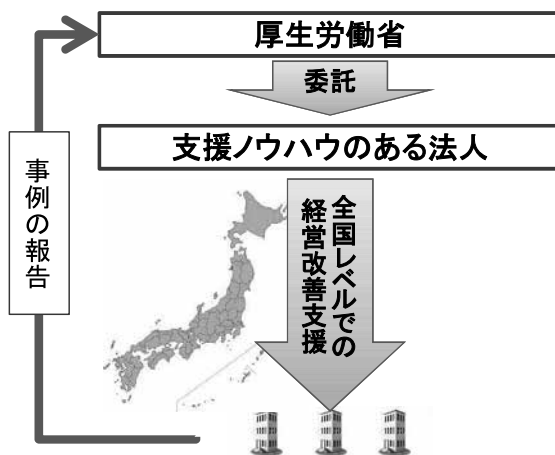
○社会福祉法人、 NP0法人、 民法法人等

事業内容

全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。

- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている実事例の整理
- ② 実事例について、全国レベルでの周知・展開
- ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業とも連携した全国レベルでの経営改善等支援の実施
- ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった事例の国への報告

＜事業のスキーム＞



【新規】雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援

○雇用施策との連携による重度障害者等就労支援事業（仮称）

※地域生活支援事業（任意事業）

1 事業目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業内容等

重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。

- ※ 支援対象として想定している重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 本事業の開始に当たっては、雇用施策との連携について十分な準備期間等を設けることを検討。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案することを想定。

3 实施主体

市町村

4 補助率

国 50/100以内、都道府県 25/100以内

各 都道府県 障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に関する
意向確認について

平素より、障害保健福祉行政に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、令和2年度予算案において、地域生活支援事業における市町村任意事業として、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を新たに盛り込んでいますところですが、概要については、現時点の案となりますが、別紙1を確認ください。

つきましては、令和2年度予算が成立した場合における当該事業に関する意向について、別紙2により、管内市区町村に確認の上、回答いただきますようお願いいたします。

なお、当該事業の詳細について、今後開催予定の全国障害保健福祉関係主管課長会議等において説明予定であることを申し添えます。

その他、ご不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1 回答内容

「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」に関する意向
別紙2において、市区町村毎に回答ください。

問 下記区分で該当する欄に「○」を記載ください。

- ① 当該事業を実施予定
② 当該事業の実施に向けて検討予定
③ 当該事業の実施の可否について検討予定
④ 当該事業の実施について検討予定はない

2 回答期限

令和2年2月25日（火）

(案)

(別記1～11)

市町村任意事業実施要領

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合は、市町村必須事業のほか、その判断により、この実施要領において定める障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができる。

3 就業・就労支援に関する事業

(3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

ア 目的

重度障害者等（ウ（イ）に掲げる者をいう。以下同じ。）に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施する。

イ 実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）

ウ 事業内容

(ア) 支援内容

企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条に規定する障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合において、市町村等が必要と認めたときに重度障害者等の通勤や職場等における支援を行う。

(イ) 対象者

本事業の対象者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者であって、原則当該市町村等に居住地を有し、次のいずれかに該当するものとする。

- a 民間企業（障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項にある助成金の対象となる事業主をいう。以下同じ。）に雇用される者であって、1週間の所定労働時間が10時間以上のも
※ 原則、就業場所は問わない。
※ 週所定労働時間10時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた場合には対象とすることができる。
※ 就労継続支援A型事業所の利用者を除く。
b 自営業者等（（イ）aの対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のものをいう。）であって、当該自営等に従事することにより当該対象者の所得の向上が見込まれると市町村等が認めたもの

※ 原則、就業場所は問わない。

※ 自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上の者を対象とすることを基本とする。

(ウ) 支援対象範囲

(イ) aの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）において「通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出」として支給対象外となる部分をいう。以下同じ。）であって、今後改正され令和2年10月1日から施行予定である、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第4号又は第5号に規定する助成金（障害者介助等助成金又は重度障害者等通勤対策助成金）を活用しても当該対象者の雇用継続に支障が残るものとして当該対象者が勤務する民間企業及び関係者による支援計画書において認められた部分（時間）とする。

(イ) bの対象者の支援対象範囲は、通勤支援・職場等における支援の部分（時間）とする。

(エ) 支援を提供する者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う障害福祉サービス事業者（以下「重度訪問介護等サービス事業者」という。）であって、支援を提供するに相応しい者として市町村等が認めたものとする。

(オ) 支援方法

当該民間企業及び関係者が作成する支援計画書を伴った本事業の利用申請に基づき、市町村等において、(ウ)の支援対象について、当該対象者が重度訪問介護等サービス事業者から重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを基本としつつ、障害者雇用納付金に基づく助成金の活用状況、障害者本人の状況、民間企業の企業規模等を勘案した上で、支援の必要性や方法を判断することとする。

(カ) 費用単位等

重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを受けることを支援する場合、その費用については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表の所定単位数に地域単価を乗じて算出した額を基本とする。

また、障害者本人の負担については、市町村等の判断によるものとする。

エ 留意事項

ウ（イ）aに掲げる者に対する支援に当たっては、民間企業及び関係者（市町村等、障害者本人、重度訪問介護等サービス事業者、障害者雇用納付金制度に基づく助成金に係る業務を行う独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構その他地域の関係者）が、適宜連携をして事業を実施することとする。

また、上記のほか、支援計画書の作成方法その他本事業の実施に当たって必要な事項については、別途通知する。

1. 障害者介助等助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間 （上限）
拡充	重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（仮称） ○対象障害者（重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。）の業務遂行のために必要な職場介助者（重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。）の委嘱	・重度訪問介護サービスの利用者 ・同行援護の利用者 ・行動援護の利用者 ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	4/5 （中小事業主は9/10）	・対象障害者1人につき、月13.3万円まで（中小事業主は、月15万円まで）	開始から年度末まで

※ 現行の助成金メニュー（職場介助者の配置・委嘱、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱、障害者窓口担当者の配置）は現状維持。

2. 重度障害者等通勤対策助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間 （上限）
拡充	重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（仮称） ○対象障害者（重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。）の通勤を容易にするために援助する通勤援助者（重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。）の委嘱	・重度訪問介護サービスの利用者 ・同行援護の利用者 ・行動援護の利用者 ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	4/5 （中小事業主は9/10）	・対象障害者1人につき、月7.4万円まで（中小事業主は、月8.4万円まで）	3月間（～年度末）

※ 現行の助成金メニュー（住宅・駐車場の賃借、指導員の配置、住宅手当の支払、通勤用バスの購入、通勤用バス運転従事者の委嘱、通勤援助者の委嘱、通勤用自動車の購入）は現状維持。

納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金

平成30年度支給実績:7.3億円(5,079件)

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等を行った場合の助成措置

<平成30年度支給実績:0.5億円(87件)>

○ 障害者作業施設設置等助成金

障害者が作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対して、費用の2/3を助成（上限額:障害者1人につき450万円（作業施設の場合）等）

○ 障害者福祉施設設置等助成金

障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の設置・整備を行う事業主に対して、費用の1/3を助成（上限額:障害者1人につき225万円）

○ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主であって、これらの障害者のために事業施設等の設置・整備を行うものに対して、費用の2/3を助成（上限額:5千万円）

障害者を介助する者の配置等を行った場合の助成措置

<平成30年度支給実績:5.7億円(4,291件)>

○ 障害者介助等助成金

障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の措置を行う事業主に対して、原則、費用の3/4を助成

- ・ 職場介助者の委嘱（上限額:原則1回1万円及び年150万円、支給期間:原則10年間）
- ・ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱（上限額:1回6千円及び年28万8千円、支給期間:10年間）等

通勤の配慮を行った場合の助成措置

<平成30年度支給実績:1.1億円(701件)>

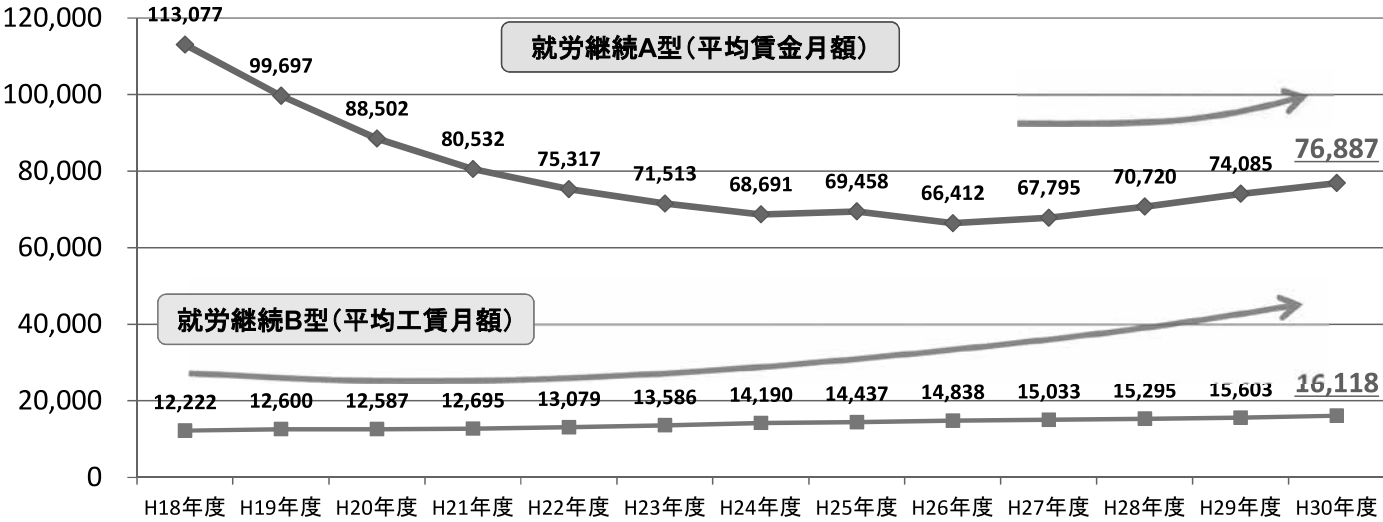
○ 重度障害者等通勤対策助成金

障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主・団体に対して、費用の3/4を助成

- ・ 通勤援助者の委嘱（上限額:1回2千円及び交通費計3万円、支給期間:1月間）
- ・ 駐車場の賃借（上限額:障害者1人につき月5万円、支給期間:10年間）等

- 就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向。
- 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加(H18→H30 31.9%増)。

令和元年11月25日現在



(※)平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金
平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額の比較 (平成29年度、平成30年度)

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	70,489	73,204	103.9%
青森県	62,496	63,777	102.0%
岩手県	75,144	79,343	105.6%
宮城県	71,476	73,738	103.2%
秋田県	64,167	69,736	108.7%
山形県	72,994	75,615	103.6%
福島県	69,917	74,823	107.0%
茨城県	82,361	79,553	96.6%
栃木県	66,095	68,179	103.2%
群馬県	66,511	68,442	102.9%
埼玉県	70,379	72,909	103.6%
千葉県	69,372	69,465	100.1%
東京都	90,407	94,429	104.4%
神奈川県	78,869	80,508	102.1%
新潟県	67,220	70,520	104.9%
富山県	61,412	65,696	107.0%
石川県	67,889	70,175	103.4%
福井県	79,910	82,891	103.7%
山梨県	66,261	69,775	105.3%
長野県	85,874	87,271	101.6%
岐阜県	70,600	72,522	102.7%
静岡県	71,575	77,663	108.5%
愛知県	76,269	79,065	103.7%
三重県	72,171	72,959	101.1%

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
滋賀県	84,750	84,006	99.1%
京都府	88,148	90,025	102.1%
大阪府	76,493	78,855	103.1%
兵庫県	80,347	84,358	105.0%
奈良県	72,434	75,131	103.7%
和歌山県	89,939	93,415	103.9%
鳥取県	82,659	87,756	106.2%
島根県	84,631	88,312	104.3%
岡山県	75,096	78,548	104.6%
広島県	84,549	93,182	110.2%
山口県	77,583	79,478	102.4%
徳島県	66,218	69,525	105.0%
香川県	69,712	73,936	106.1%
愛媛県	66,058	68,580	103.8%
高知県	88,205	88,488	100.3%
福岡県	69,771	73,264	105.0%
佐賀県	82,547	83,766	101.5%
長崎県	82,339	85,967	104.4%
熊本県	69,621	72,271	103.8%
大分県	78,807	81,467	103.4%
宮崎県	61,392	62,776	102.3%
鹿児島県	66,547	69,722	104.8%
沖縄県	63,769	67,135	105.3%
全国平均	74,085	76,887	103.8%

※ 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ) (円/月額)

令和元年11月25日現在

都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率	都道府県	平成29年度	平成30年度	伸び率
北海道	18,810	18,966	100.8%	滋賀県	18,156	18,722	103.1%
青森県	13,559	14,136	104.3%	京都府	16,724	16,034	95.9%
岩手県	18,982	19,363	102.0%	大阪府	11,575	12,009	103.8%
宮城県	17,862	17,490	97.9%	兵庫県	14,041	14,420	102.7%
秋田県	15,169	14,869	98.0%	奈良県	15,206	16,058	105.6%
山形県	11,016	11,651	105.8%	和歌山県	16,565	16,433	99.2%
福島県	14,602	14,758	101.1%	鳥取県	18,312	19,511	106.5%
茨城県	13,198	14,144	107.2%	島根県	19,133	19,672	102.8%
栃木県	16,612	16,949	102.0%	岡山県	14,160	14,741	104.1%
群馬県	17,139	17,662	103.1%	広島県	16,038	16,754	104.5%
埼玉県	14,517	14,530	100.1%	山口県	17,289	18,533	107.2%
千葉県	14,308	15,013	104.9%	徳島県	21,465	22,235	103.6%
東京都	15,752	16,078	102.1%	香川県	15,445	16,377	106.0%
神奈川県	14,047	14,696	104.6%	愛媛県	16,264	16,454	101.2%
新潟県	14,472	15,189	105.0%	高知県	19,694	19,889	101.0%
富山県	15,645	15,881	101.5%	福岡県	13,841	14,643	105.8%
石川県	16,552	17,175	103.8%	佐賀県	18,419	18,912	102.7%
福井県	22,312	21,829	97.8%	長崎県	16,389	16,759	102.3%
山梨県	15,741	16,665	105.9%	熊本県	14,490	15,100	104.2%
長野県	15,787	16,130	102.2%	大分県	17,101	17,977	105.1%
岐阜県	14,010	15,340	109.5%	宮崎県	18,585	19,218	103.4%
静岡県	15,675	16,285	103.9%	鹿児島県	16,174	16,438	101.6%
愛知県	15,297	16,738	109.4%	沖縄県	14,940	15,779	105.6%
三重県	14,915	15,561	104.3%	全国平均	15,603	16,118	103.3%

※ 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃・賃金実績調査（厚生労働省調べ）

（円／月額）

全国の就労継続支援事業所における平均賃金・工賃月額上位10事業所（平成30年度）

就労継続支援A型 平均賃金月額TOP10

順位	都道府県	事業所	平成30年度対象者延べ人数	平成30年度平均賃金月額	(参考) 平成29年度対象者延べ人数	(参考) 平成29年度平均賃金月額
1	東京都	社会福祉法人東京コロニー 東京都葛飾福祉工場	413	309,821	438	296,985
2	東京都	社会福祉法人東京コロニー 東京都大田福祉工場	293	285,011	280	264,844
3	京都府	社会福祉法人太陽の家 京都太陽の家 ワークセンター	783	218,149	801	203,852
4	茨城県	社会福祉法人自立奉社会 茨城福祉工場	750	212,623	858	215,847
5	東京都	社会福祉法人東京コロニー コロニー東村山	141	201,587	132	202,785
6	愛知県	社会福祉法人こじま福祉会 こじまキャンパス	345	196,046	353	190,315
7	広島県	社会福祉法人清風会 みつや工場	858	194,475	850	194,966
8	和歌山県	社会福祉法スミヤ 和佐福祉工場	285	193,920	285	189,888
9	広島県	社会福祉法人清風会 吉田工場	474	193,792	450	191,157
10	和歌山県	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター 琴の浦福祉工場	405	187,670	390	191,975

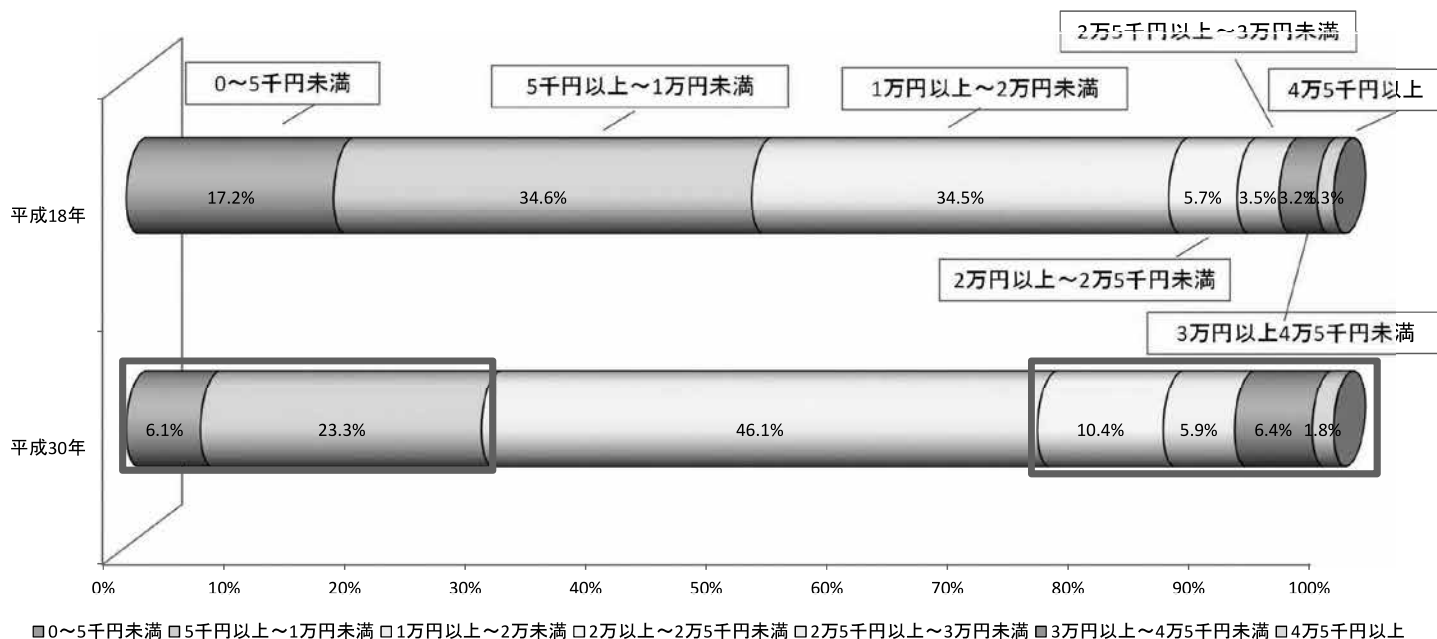
就労継続支援B型 平均工賃月額TOP10

順位	都道府県	事業所	平成30年度対象者延べ人数	平成30年度平均工賃月額	(参考) 平成29年度対象者延べ人数	(参考) 平成29年度平均工賃月額
1	東京都	社会福祉法人 武蔵野千川福祉会 チャレンジャー	357	102,701	364	98,629
2	兵庫県	社会福祉法人一羊会 すずかけ労働センター	353	95,490	339	96,113
3	愛知県	社会福祉法人AJU自立の家 わたちコンピュータハウス	197	92,003	165	99,010
4	埼玉県	社会福祉法人 日本失明者協会 盲人ホームあさひ園	176	85,739	177	90,311
5	東京都	社会福祉法人日本視覚障害者職能開発センター 東京ワークショップ	416	85,599	430	106,473
6	岩手県	社会福祉法人岩手視覚障害者福祉協会就労継続支援B型事業所 岩手マッサージセンター	132	85,023	135	92,643
7	北海道	株式会社 きむらクリーニング 多機能型事業所ぶりと	288	84,620	257	84,433
8	福井県	社会福祉法人 北日野こもれび会 びーぶるファン	286	81,237	255	80,578
9	神奈川県	株式会社ジャパン Bluebee-Dream	180	80,446	0	0
10	北海道	社会福祉法人 江差福祉会 あすなるパン	584	77,449	600	83,333

（注）平成30年度対象者延べ人数が120人以上の事業所を対象としている。

就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は全体の24.5%に増加。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は、全体の29.4%に減少。



【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型事業所における経営改善の取組の周知

多くの就労継続支援A型事業所において、生産活動収入で賃金を支払われない現状

就労継続支援A型事業所の経営改善事例(平成29年度に経営改善計画を提出したが、年度中に **生産活動収支 ≥ 賃金** を達成した20事業所)を取材、**好事例集**を作成、都道府県に周知した。
(2019年)

(平成30年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」)



【事例】「ラポラーレ登米」(社福)ふれあいの里(宮城県登米市)

主な作業内容: **クリーニング** 利用者数 18名/定員18名 身体6名、知的6名、精神5名、発達1名

before

平成28年度	
生産活動収支	約1510万円
利用者賃金	約1818万円
経営赤字 給付費で補填	
経営改善計画の策定	



ロットの小さい仕事も積極的に受注し大口注文につなげる。ホームクリーニングの仕事を受注する 販路拡大

工程細分化して特性にあった業務提供、資格取得を奨励して手当を支給。

モチベーションUP



After

平成30年度	
生産活動収支	約2611万円
利用者賃金	約1972万円
経営黒字 給付費補填なし	

【出典】平成30年度障害者総合福祉推進事業「就労継続支援A型事業所の経営改善に関する調査研究」

就労継続支援 B 型事業所における工賃向上の取組の周知

就労継続支援B型事業所において、工賃向上の取組が進まない事業所が見られる

就労継続支援事業所において工賃倍増、生産活動収入が増加したなど、実際に工賃の倍増等につながった実事例を収集、整理し、好事例集を作成、周知した。(2019年)

(平成30年度厚生労働省委託事業「就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に関する事例集&ワークブック」)



【事例】社会福祉法人身障者ポニーの会 ポニーの家 多機能

平均工賃 4,495 円(H26) → 5,927 円(H27) → 17,000 円 (H30 見込) UP↑

【対内的な取組】

利用者、保護者への説明会、個別面談によるニーズ聞き取り

生産活動の絞り込み・原価低減

【対外的な取組】

価格改定(価格アップ)

新しい商品ブランドを作る

【以前の状況】

多機能型で利用者のニーズが多様

B型事業所において余暇活動の時間が多くあり、働く時間の確保が難しい

B型定員	10名
主たる障害種別	知的障害
作業内容	パン製造、クッキー製造、農業、請負、手芸品

【成果】

職員の意識改革

販路の拡大

利用者の成長(通所安定)

収入増・工賃アップ

【出典】平成30年度厚生労働省委託事業「就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に関する事例集&ワークブック」

市区町村の調達方針作成状況(平成30年度)

※平成31年3月31日時点

	対象市区町村	策定済み市区町村	未策定市区町村	策定割合
全国計	1,741	1,674	67	96.2%
北海道	179	145	34	81.0%
青森県	40	40	0	100.0%
岩手県	33	32	1	97.0%
宮城県	35	33	2	94.3%
秋田県	25	25	0	100.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	53	6	89.8%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	35	0	100.0%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	54	0	100.0%
東京都	62	57	5	91.9%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	28	2	93.3%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%

	対象市区町村	策定済み市区町村	未策定市区町村	策定割合
三重県	29	29	0	100.0%
滋賀県	19	16	3	84.2%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	39	2	95.1%
奈良県	39	39	0	100.0%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	18	1	94.7%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	33	1	97.1%
福岡県	60	60	0	100.0%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	45	0	100.0%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	25	1	96.2%
鹿児島県	43	40	3	93.0%
沖縄県	41	36	5	87.8%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※市町村には特別区を含む。

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

(平成25年度(法施行後)から平成30年度までの障害者就労施設等からの調達実績)

○ 調達実績は、全体の合計額について、法施行後、5年連続で増加。

(令和元年10月24日現在)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	2,628	5.6億円	4,491	6.38億円	4,878	6.44億円	5,769	8.17億円	5,876	8.56億円	6,069	8.85億円	193	+0.30億円
独立行政法人等	3,062	6.9億円	4,474	8.24億円	5,052	9.96億円	5,819	10.40億円	6,847	13.15億円	6,866	13.56億円	19	+0.41億円
都道府県	14,596	21.4億円	18,368	25.91億円	21,537	26.71億円	23,640	25.16億円	24,814	27.51億円	26,320	24.77億円	1,506	-2.74億円
市町村	43,481	86.6億円	57,974	106.05億円	68,613	110.57億円	79,861	123.85億円	95,286	124.85億円	91,447	128.26億円	-3,839	+3.41億円
地方独立行政法人	1,150	2.5億円	3,751	4.67億円	2,783	3.55億円	2,001	3.57億円	2,213	3.90億円	9,649	2.96億円	7,436	-0.94億円
合計	64,917	123.0億円	89,058	151.25億円	102,863	157.23億円	117,090	171.15億円	135,036	177.93億円	140,351	178.41億円	5,315	+0.48億円

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

(単位：千円)

	(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	606	140,834	697	116,176	91	▲24,657
青森県	206	48,113	209	47,005	3	▲1,109
岩手県	283	15,887	352	21,901	69	6,014
宮城県	463	18,888	411	17,632	▲52	▲1,256
秋田県	18	11,809	24	9,511	6	▲2,298
山形県	495	17,951	511	20,902	16	2,951
福島県	170	29,983	183	27,633	13	▲2,350
茨城県	460	21,616	448	24,134	▲12	2,518
栃木県	487	26,445	439	19,204	▲48	▲7,241
群馬県	1,410	41,366	1,384	37,762	▲26	▲3,604
埼玉県	646	99,385	604	96,519	▲42	▲2,867
千葉県	272	20,944	195	14,884	▲77	▲6,061
東京都	1,120	906,574	1,114	522,228	▲6	▲384,346
神奈川県	526	77,713	1,059	87,356	533	9,643
新潟県	1,287	49,472	1,100	42,193	▲187	▲7,278
富山県	937	8,350	1,007	11,600	70	3,250
石川県	158	11,484	147	11,588	▲11	103
福井県	305	31,955	259	28,280	▲46	▲3,675
山梨県	143	12,395	157	16,378	14	3,983
長野県	563	31,769	591	35,671	28	3,902
岐阜県	310	31,953	347	38,568	37	6,614
静岡県	528	53,944	770	63,534	242	9,590
愛知県	237	11,786	230	13,109	▲7	1,324
三重県	477	29,115	426	34,584	▲51	5,470
滋賀県	547	27,217	554	31,989	7	4,772
京都府	174	47,739	170	52,910	▲4	5,171
大阪府	631	170,606	729	172,245	98	1,639
兵庫県	656	39,706	696	41,428	40	1,722
奈良県	118	22,876	127	26,577	9	3,700
和歌山県	91	29,769	113	35,327	22	5,559
鳥取県	1,106	23,802	800	18,216	▲306	▲5,587
島根県	500	31,989	613	37,339	113	5,350
岡山県	347	18,731	324	20,127	▲23	1,397
広島県	1,132	32,857	1,127	42,623	▲5	9,766
山口県	195	16,235	214	20,884	19	4,650
徳島県	538	49,724	671	63,123	133	13,399
香川県	252	8,447	250	10,802	▲2	2,356
愛媛県	116	14,823	270	24,817	154	9,993
高知県	1,395	39,058	1,233	35,242	▲162	▲3,816
福岡県	714	119,358	1,026	141,677	312	22,319
佐賀県	811	44,087	1,047	40,680	236	▲3,408
長崎県	169	17,463	152	27,864	▲17	10,402
熊本県	235	24,955	298	32,598	63	7,643
大分県	456	47,057	528	66,872	72	19,814
宮崎県	127	105,567	106	102,745	▲21	▲2,822
鹿児島県	2,293	14,863	2,535	22,038	242	7,175
沖縄県	104	54,792	73	50,643	▲31	▲4,149
合計	24,814	2,751,452	26,320	2,477,118	1,506	▲274,334

(令和元年10月24日現在)

市町村による障害者就労施設等からの調達実績（平成30年度）

(単位：千円)

	(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較			(参考) 平成29年度		平成30年度		(参考) 前年度比較	
	件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額		件数	契約額	件数	契約額	件数	契約額
北海道	10,684	1,041,441	11,553	1,095,595	869	54,154	滋賀県	640	82,187	619	85,982	▲ 21	3,795
青森県	940	113,479	944	124,686	4	11,207	京都府	1,104	409,169	1,301	418,281	197	9,112
岩手県	1,084	61,475	1,113	64,342	29	2,867	大阪府	2,651	708,039	2,770	722,924	119	14,886
宮城県	5,693	133,535	5,754	145,663	61	12,128	兵庫県	1,772	1,092,959	1,457	933,040	▲ 315	▲159,919
秋田県	497	53,437	332	64,381	▲ 165	10,944	奈良県	478	57,391	390	60,700	▲ 88	3,309
山形県	1,195	52,124	1,245	50,389	50	▲1,735	和歌山県	522	120,843	832	114,476	310	▲6,367
福島県	952	48,269	5,136	64,297	4,184	16,028	鳥取県	847	81,880	813	85,500	▲ 34	3,620
茨城県	442	95,452	412	96,211	▲ 30	759	島根県	763	78,490	1,283	83,084	520	4,594
栃木県	672	59,296	838	62,563	166	3,267	岡山県	1,854	149,107	1,877	153,095	23	3,988
群馬県	1,371	178,101	1,519	177,811	148	▲290	広島県	627	212,545	676	220,883	49	8,338
埼玉県	1,007	468,021	1,180	482,823	173	14,802	山口県	760	156,216	779	170,738	19	14,522
千葉県	872	132,925	1,158	134,013	286	1,088	徳島県	632	36,932	667	40,909	35	3,977
東京都	6,160	2,540,328	6,832	2,665,222	672	124,894	香川県	879	67,190	985	54,058	106	▲13,132
神奈川県	1,863	349,821	1,839	393,338	▲ 24	43,517	愛媛県	587	56,616	553	56,186	▲ 34	▲431
新潟県	2,524	306,640	3,091	328,294	567	21,654	高知県	779	110,133	808	113,997	29	3,863
富山県	275	46,093	341	56,411	66	10,318	福岡県	2,439	644,886	8,377	673,769	5,938	28,883
石川県	677	73,892	599	82,641	▲ 78	8,749	佐賀県	413	85,161	488	92,003	75	6,842
福井県	678	130,714	553	138,721	▲ 125	8,007	長崎県	4,543	192,406	837	225,319	▲ 3,706	32,913
山梨県	424	24,360	531	27,267	107	2,907	熊本県	1,356	178,414	1,319	112,083	▲ 37	▲66,331
長野県	11,041	112,320	3,550	122,509	▲ 7,491	10,189	大分県	748	207,252	747	210,588	▲ 1	3,336
岐阜県	2,153	119,750	1,327	126,100	▲ 826	6,349	宮崎県	370	51,101	370	54,408	0	3,308
静岡県	9,372	236,751	2,132	240,799	▲ 7,240	4,048	鹿児島県	593	122,922	351	153,560	▲ 242	30,638
愛知県	8,071	911,498	9,375	930,783	1,304	19,285	沖縄県	742	235,709	1,157	247,482	415	11,773
三重県	540	57,694	637	68,349	97	10,655	合計	95,286	12,484,966	91,447	12,826,274	▲ 3,839	341,308

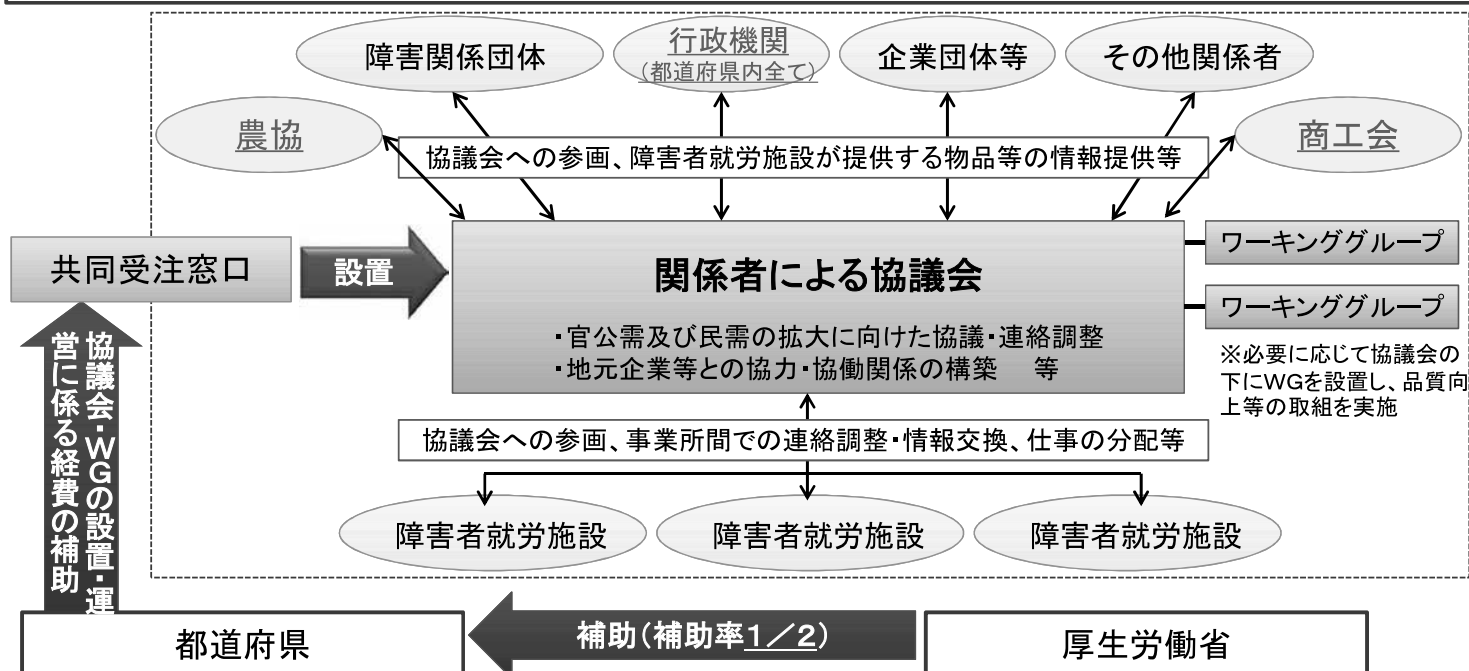
(令和元年10月24日現在)

見直し

共同受注窓口の機能強化事業

令和元年度予算額 24,442千円	→	令和2年度予算案 52,217千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +27,775千円
----------------------	---	--------------------------------------	---------------------

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。
- 併せて、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うこととする。



障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組

厚生労働省では、障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するため、以下を実施。

- 厚生労働省ホームページにおいて以下を周知
 - 各省庁の取組事例、障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（平成26年度から実施）
 - 都道府県、市町村における取組事例（平成28年度から実施）
 - 調達方針の未作成市町村名の公表（平成28年度から実施）
- 30年度からは、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、次の取組を実施
 - 市町村ごとの調達実績額（平成29年度分）の公表 ※国、都道府県の調達実績額は26年度（25年度分）から実施済
 - 国、都道府県、市町村等の担当・連絡先の公表
 - 各省庁における調達方針及び調達方針に定める目標一覧の公表
 - 都道府県が把握している、対象となる全国の共同受注窓口一覧の公表
 - 各機関において創意・工夫等している取組事例の公表

※ 平成31年3、4月、各府省庁及び都道府県・政令市・中核市に対して、取組事例の提供に併せ、更なる取組推進を改めて依頼する通知を発出
- 新規 今年度は新たに各府省と障害者就労施設等を「橋渡し」する取組（「障害者優先調達情報交換会」）を実施（令和元年10月28日（於：厚生労働省講堂））【別紙（次頁）】

【参考1】 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（抄）（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

（3）障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

イ 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。
- ・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

【参考2】 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく対策の更なる充実・強化について（抄）

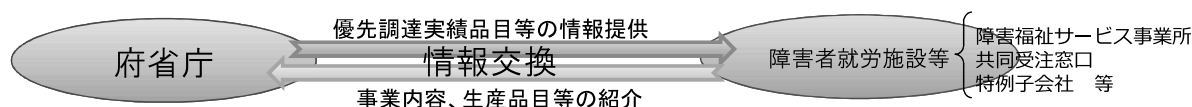
（平成31年3月19日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

1. 障害者の採用・定着支援等について

（7）障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、一層の推進を図る。

障害者優先調達情報交換会の開催（令和元年10月28日）

○ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、初めての取組として、各府省庁と障害者就労施設等との「橋渡し」を目的に、府省庁の調達担当者と障害者就労施設等の担当者を集めた情報交換会を開催



第1部 障害者優先調達推進法の趣旨等の説明（厚生労働省）

第2部 各府省庁会計担当者と障害者就労施設等担当者の優先調達に向けた情報交換

（各府省庁） 23府省庁72名
（各障害者就労施設等） 84名
合計156名 参加



情報交換の様子（於：厚生労働省講堂）

【参加者の声】

- 「共同受注窓口相談すれば、これまで発注できないと思っていた業務も発注できる見込みがあるとわかり、参考になりました」（府省庁）
- 「実際に障害者事業所の方と話すことができ、幅広く対応できる業務が分かり次回見積もりを依頼しようと思った」（府省庁）
- 「印刷関係の受注が多いということを知り、参考になった」（障害者就労施設等）
- 「地域別に開催してもらえると大変嬉しく思います。次回もこのような機会を設けていただけるとありがたいです」（障害者就労施設等）

構成

主査：厚生労働審議官 副主査：職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項（現段階のイメージ）

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき（目指すべき）姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

開催状況 ※1

第1回	令和元年7月25日	議事：(1)今後の検討の進め方について (2)その他
第2回	令和元年8月7日	議事：(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
第3回	令和元年10月2日	議事：関係者ヒアリング①（社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏（重度障害者の就労支援について））
第4回	令和元年10月7日	議事：関係者ヒアリング②（（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏（海外事例について））
第5回	令和元年10月18日	議事：(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
第6回	令和元年11月12日	議事：関係者ヒアリング③（公益社団法人全国背髄損傷者連合会（代表理事 大濱 眞氏）、一般社団法人日本ALS協会（会長 嶋守 恵之氏）（通勤支援や職場等における支援等の在り方について））
第7回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング④（社会福祉法人日本視覚障害者団体連合（会長 竹下義樹氏）（同上））
第8回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング⑤（社会福祉法人日本身体障害者団体連合会（会長 阿部一彦氏）（同上））
第9回	令和元年12月13日	議事：関係者ヒアリング⑥（一般社団法人日本経済団体連合会（労働政策本部長 正木義久氏）、日本労働組合総連合会（総合労働局長 仁平章氏）（同上））
第10回	令和元年12月24日	議事：(1)教育分野との連携について ※2 (2)その他 ※文部科学省との意見交換
第11回	令和2年2月3日	議事：(1)今後の障害者就労支援施策について (2)その他

※1 PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

※2 教育分野との連携については、PTのもと、両省担当者間で引き続き検討を進める予定

参考

主な検討の視点

		<備考>
○ 雇用率制度の在り方について		
・ 法定雇用率の段階的な引上げに関する検討（引上げ幅・時期）		
・ 対象障害者の範囲について（就労能力の判定の仕組み等／手帳所持者以外の支援の在り方／週10時間未満労働者の取扱い）		・ J E E D 調査 (令和元年度とりまとめ)
・ 雇用率制度における就労継続支援A型事業所の利用者の評価		・ 雇用福祉連携PT
・ 精神障害者である短時間労働者に関するカウントの特例について		・ J E E D 調査 (令和3年度とりまとめ)
・ 中高年齢層等、長期継続雇用の評価について		
・ 除外率制度について		・ J E E D 調査 (令和2年秋中間とりまとめ)
○ 納付金制度の在り方について		
・ 中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者納付金制度の適用範囲の拡大		
・ 大企業及び就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の在り方		・ 雇用福祉連携PT
・ 障害者雇用納付金財政の調整機能について		
○ その他		
・ 差別禁止及び合理的配慮の提供の実施状況の把握について	}	・ J E E D 調査 (令和2年秋中間とりまとめ)
・ 短時間勤務制度の措置の検討		
・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保について		・ 雇用福祉連携PT
・ 通勤支援、職場における支援の検討		・ 雇用福祉連携PT
・ 障害者の就労支援全体の在るべき（目指すべき）姿、地域の就労支援機関の連携の強化		・ 雇用福祉連携PT
・ 教育との連携、雇用・年金・福祉等の諸制度間の連携		・ 雇用福祉連携PT
・ 公務部門における障害者雇用の促進		
・ 中小企業における障害者雇用の促進		

第95回労働政策審議会障害者雇用分科会（令和2年2月14日）資料3-1

最近の障害者雇用対策について

令和2年3月9日



厚生労働省職業安定局

障害者雇用対策の概要

障害者雇用対策について

障害者雇用義務制度等

○雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務づけ。

・民間企業 2.2% ・国、地方公共団体等 2.5% ・都道府県等の教育委員会 2.4%

○納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主（常用労働者100人超）の経済的負担の調整。

・障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主）不足1人 月額5万円徴収

※ 常用労働者100人超200人以下の事業主は、不足1人月額4万円

・障害者雇用調整金（雇用率達成事業主）超過1人 月額2万7千円支給

100人以下の事業主には報奨金制度あり。

○納付金助成金制度

納付金を財源として障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給。

障害者雇用のための助成措置

○トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

障害者の常用雇用への移行を推進するため、ハローワーク等の紹介により原則3か月（精神障害者は6か月）のトライアル雇用を行う事業主に対し助成金を支給。

○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用する事業主に対し助成。

○特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

障害者雇用の経験がない中小企業で、初めての雇入れにより法定雇用障害者数以上の障害者を雇用した場合、助成金を支給。等

労働局・ハローワークにおける支援

○職業紹介等（ハローワーク）

専門職員や職業相談員による障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着支援指導等を実施。

○チーム支援（ハローワーク）

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉施設等の職員、その他の就労支援者からなる「障害者就労支援チーム」を結成し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。

○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業（労働局・ハローワーク）

企業、障害者とその保護者や就労支援機関等の職員等の、障害者が企業が就業することに対する不安感等の払拭や理解促進を図るため、就労支援セミナー等により企業理解を促進するとともに、障害者に対する職場実習を推進。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣または配置し、職場での課題を改善し、職場定着を図るためのきめ細かな人的支援を実施。

* 主な支援内容

○障害者向け…職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援など

○事業主向け…職務内容の設定、指導方法に関する助言など

障害者就業・生活支援センターにおける支援

身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を実施。

* 主な支援内容 ①就業支援…就業に向けた準備支援、求職活動、職場定着支援など障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言

②生活支援…生活習慣形成、健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言 住居、年金、余暇活動など生活設計に関する助言など

地域障害者職業センターにおける支援

障害者に対して作業能力向上、労働習慣の体得等の支援を行うほか、事業主に対して障害者雇用に関する相談・援助を実施。

※ その他、障害特性に応じた支援策を講じている。

障害者雇用促進法における障害者の範囲、雇用義務の対象

障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者（法第2条第1号）

身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表に掲げる障害があるもの
（法第2条第2号）

知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令（※1）で定めるもの
（法第2条第4号）
※1 知的障害者更生相談所等により知的障害があると判定された者

精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって省令（※2）で定めるもの（法第2条第6号）
※2 次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの

①統合失調症

②そううつ病(そう病・うつ病を含む)

③てんかん

※①～③の手帳所持者を除く。

精神障害者保健福祉手帳所持者

その他

障害者のうち、左記に該当しない者

- ・発達障害者
- ・難治性疾患患者等

雇用義務の対象

事業主は、…その雇用する対象障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。（法第43条第1項）

…「対象障害者」とは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（…精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。…）をいう。（法第37条第2項）

障害者雇用率制度について

障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するものである。

■ 民間企業における雇用率設定基準

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{対象障害者である常用労働者の数} + \text{失業している対象障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

■ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率

一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めるとされている。

(参考) 現行の障害者雇用率 (平成30年4月1日から。令和3年4月より前に、さらに、0.1%ずつの引き上げ。)

＜民間企業＞

民間企業 = 2.2%

特殊法人等 = 2.5%

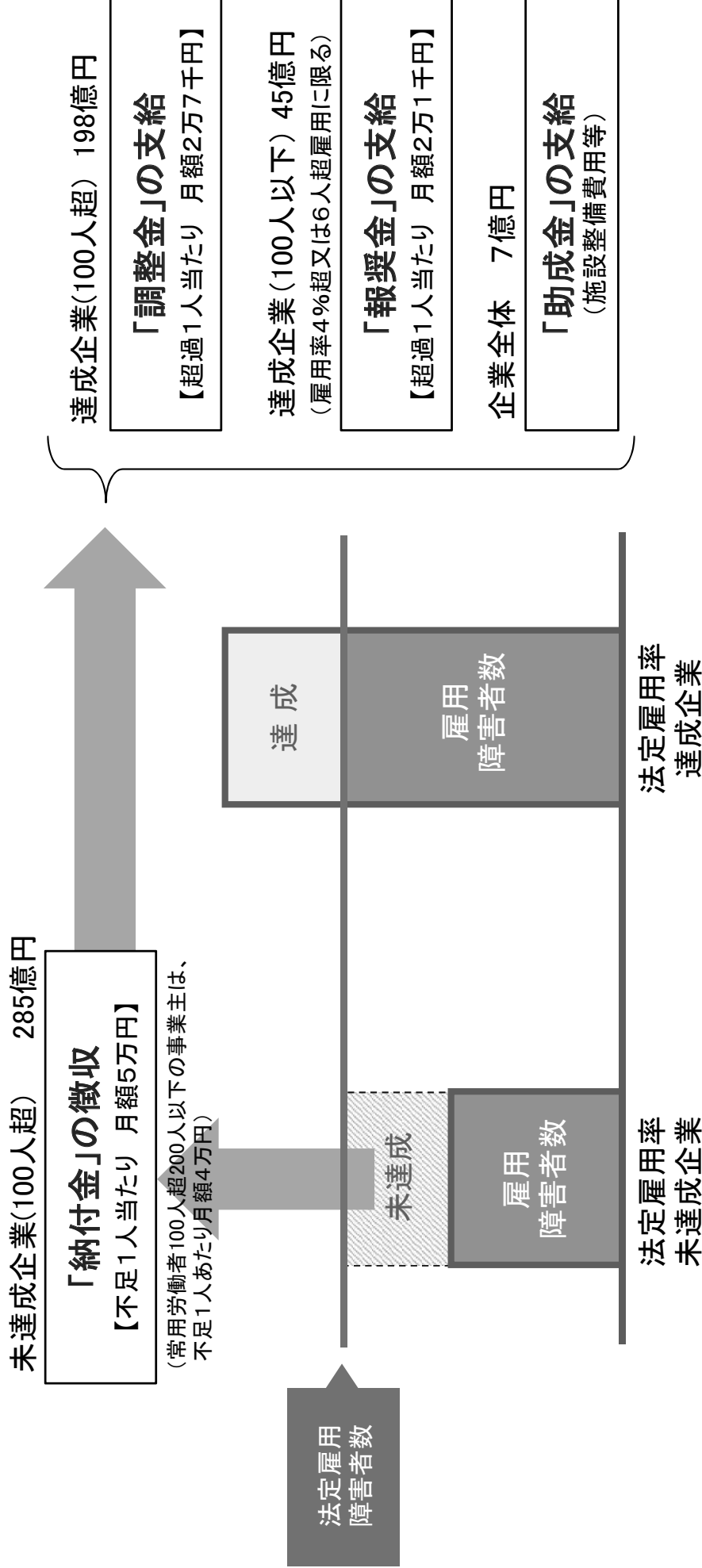
＜国及び地方公共団体＞

国、地方公共団体 = 2.5%

都道府県等の教育委員会 = 2.4%

障害者雇用納付金制度について

- 全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、障害者に雇用の場を提供する共同の責務を有する。
- 障害者の雇用に伴う経済的負担を調整するとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成・援助を行うため、事業主の共同拠出による納付金制度を整備。
 - 雇用率未達成企業（常用労働者100人超）から納付金（不足1人当たり原則月5万円）を徴収。
 - 雇用率達成企業に対して調整金（超過1人当たり月2万7千円）・報奨金を支給。



※ 額は平成30年度の制度・実績。

障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

◎ 障害者に対する差別禁止※1、合理的配慮の提供義務※2を規定【施行期日 平成28年4月1日】

- ※1 不当な差別的取扱いを禁止。このため、職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取扱いが禁止されるものではない。
- ※2 事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない。

◎ 必要があるとき、**厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を実施。**

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○ 身体障害（車いすの利用、人工呼吸器等の使用の否定を含む）、知的障害、精神障害があることを理由として、募集・採用を拒否すること など
賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用など	障害者であることを理由として、以下のような不当な差別的取扱いを行うこと ○ 賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないこと ○ 研修、現場実習をうけさせないこと ○ 食堂や休憩室の利用を認めないこと など

【合理的配慮の主な具体例】

募集・採用の配慮	○ 問題用紙を点訳・音訳すること・試験などで拡大読書器を利用できるようにすること・試験の回答時間を延長すること・回答方法を工夫すること など
施設の整備、援助を行う者の配置など	○ 車いすを利用する方に合わせて、机や作業台の高さを調整すること ○ 文字だけでなく口頭での説明を行うこと・口頭だけでなくわかりやすい文書・絵図を用いて説明すること・筆談ができるようにすること ○ 手話通訳者・要約筆記者を配置・派遣すること、雇用主との間で調整する相談員を置くこと ○ 通勤時のラッシュを避けるため勤務時間を変更すること など

障害者雇用の現状

障害者雇用の状況

(令和元年6月1日現在)

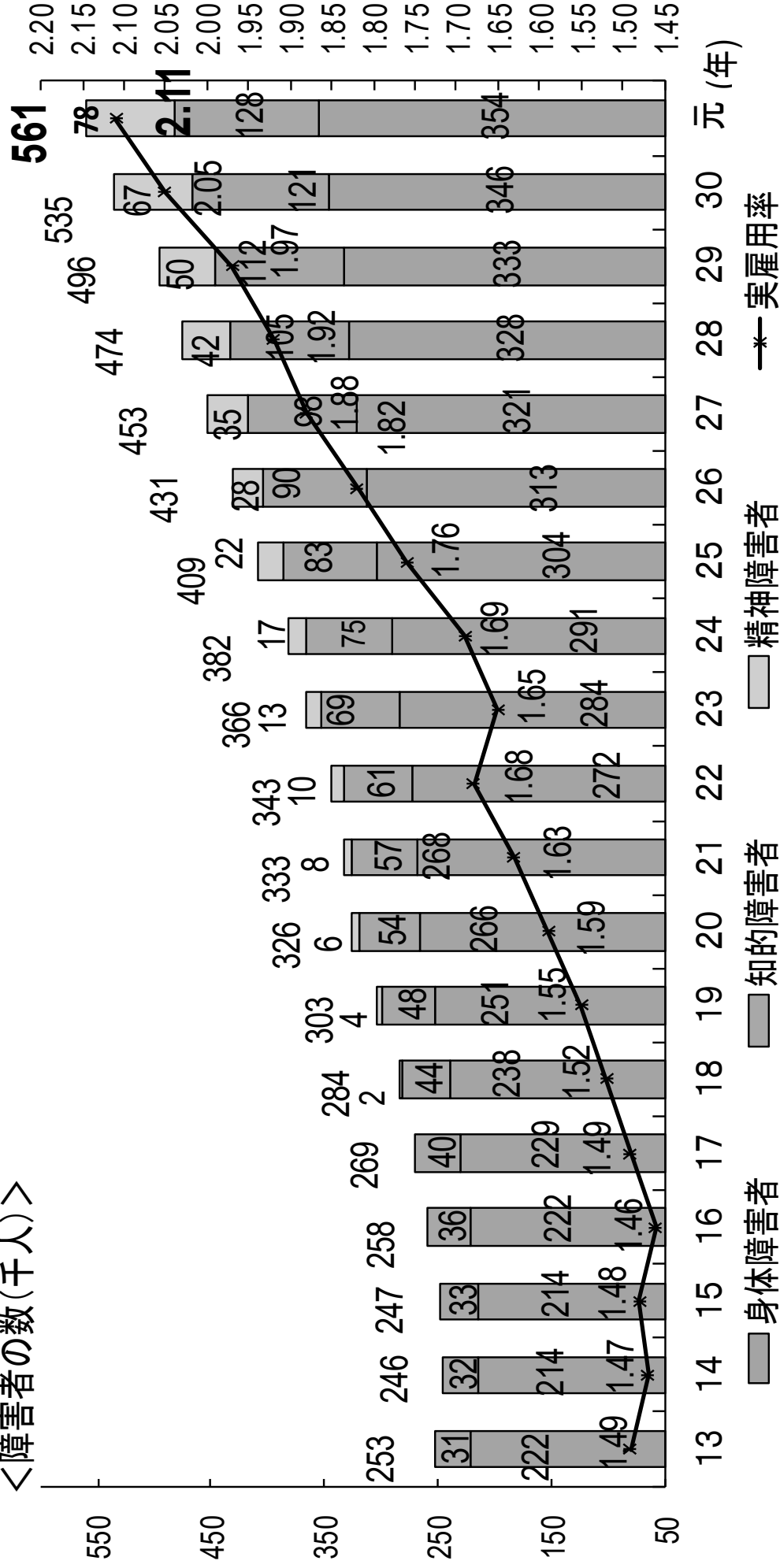
○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 56.1万人 (身体障害者35.4万人、知的障害者12.8万人、精神障害者7.8万人)

実雇用率 2.11% 法定雇用率達成企業割合 48.0%

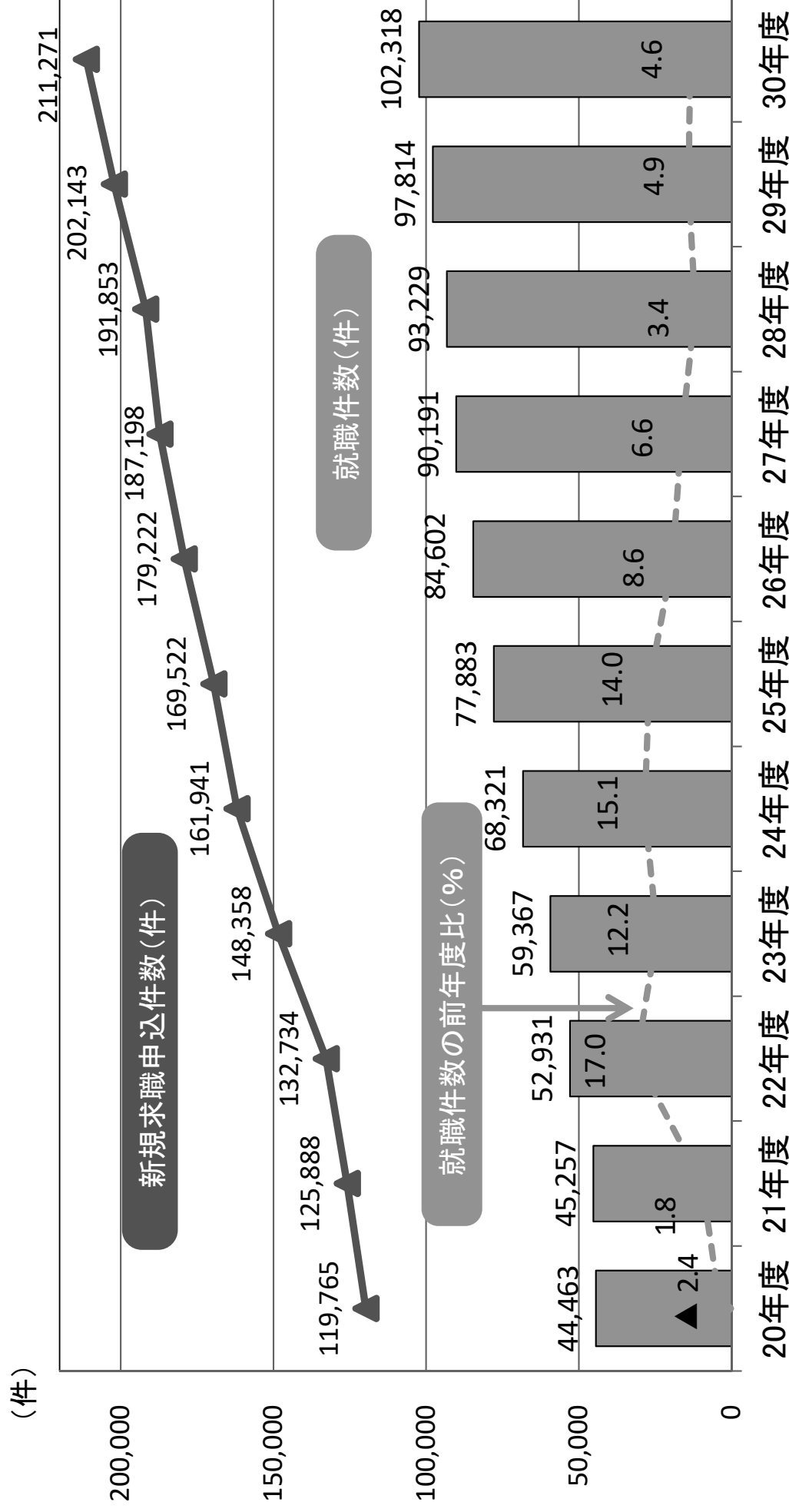
○ 雇用者数は16年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>



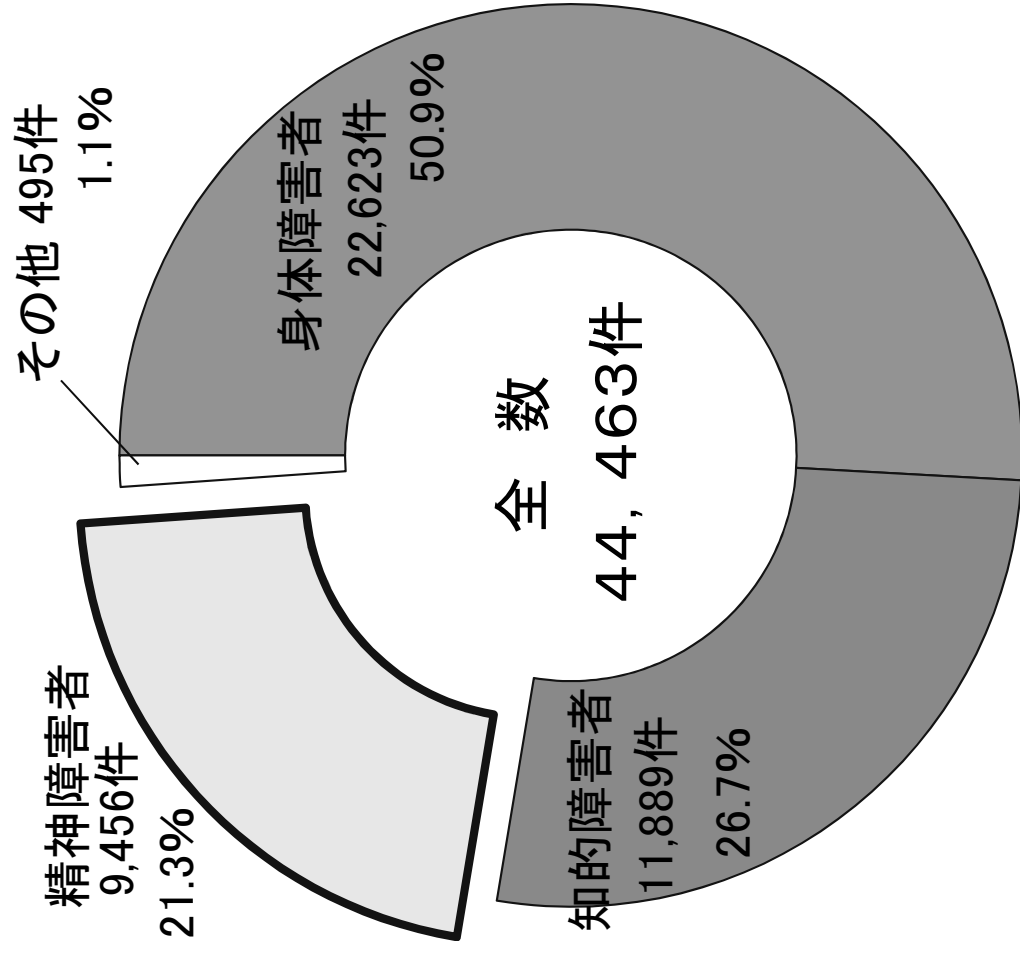
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成30(2018)年度の就職件数・新規求職申込件数は、前年度から更に増加。
- 就職件数は102,318件と10年連続で増加。新規求職申込件数は211,271件と19年連続で増加。

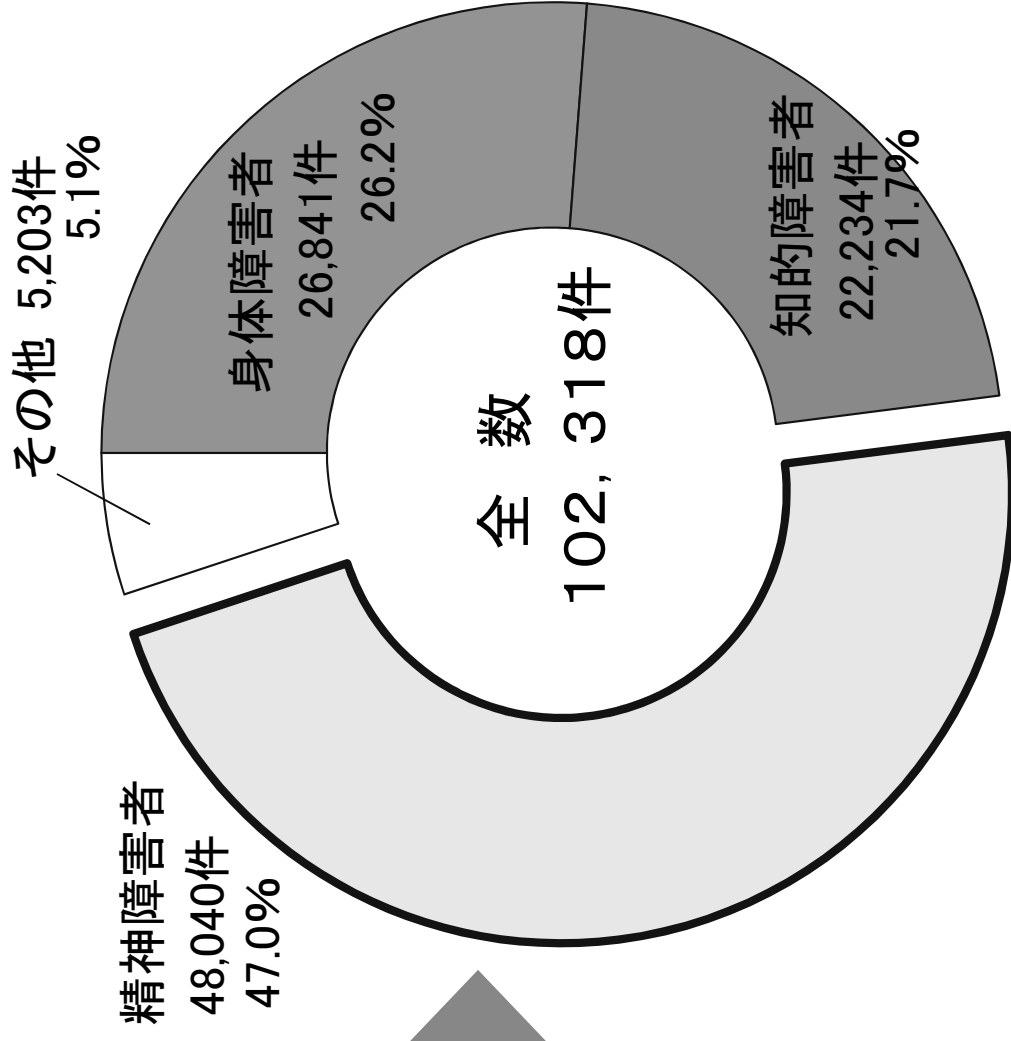


ハローワークにおける職業紹介状況(就職件数)

平成20年度



平成30年度



改正障害者雇用促進法の概要

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）の概要

改正の趣旨

障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置

(1) 国及び地方公共団体に対する措置

- ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
- ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。
- ③ 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員（各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者）を選任しなければならないこととする。
- ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
- ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。

(2) 民間の事業主に対する措置

- ① 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
- ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主（常用労働者300人以下）を認定することとする。

2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置

- (1) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。
- (2) 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
- (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。

施行期日

令和2年4月1日（ただし、1. (1)①及び2. (1)については公布の日（令和元年6月14日）、1. (1)③④⑤並びに2. (2)及び(3)については公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日（令和元年9月6日））

《施策の基本理念》 社会連帯の理念に基づく事業主の共同の責務として、障害者雇用を促進

国・地方公共団体

民間

現状

障害者の任免状況について、再点検結果を公表（H30.8）

多くの機関において、対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状態であることが明らかになった。

〔再点検前 ⇒ 再点検後〕

(H29.6.1時点)	実雇用率	不足数
国	2.50% ⇒ 1.17%	2.0人 ⇒ 3,814.5人
地方公共団体	2.40% ⇒ 2.16%	677.0人 ⇒ 4,734.0人

※法定雇用率 2.3%（H30.4～2.5%）
（ただし、都道府県等の教育委員会は 2.2%（H30.4～2.4%））

関係閣僚会議で「基本方針」を決定し、取組を開始（H30.10）

①チェック機能の強化
②法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組
③国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大
④公務員の任用面での対応等

※ 同方針において、引き続き、法的整備を視野に入れた検討を行う旨を表明

課題

対象障害者の不適切計上の再発防止

精神障害者や重度障害者を含めた、障害者雇用の計画的な推進

対策（改正法の概要）

報告徴収の規定の新設
書類保存の義務化
対象障害者の確認方法の明確化
⇒ 適正実施勧告の規定の新設

国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化
「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化
障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化

企業努力の積み重ねにより、障害者雇用は着実に進展

雇用者数は、15年連続で過去最高を更新
(H20: 32.6万人 ⇒ H30: 53.5万人)
ハローワークにおける障害者の年間就職件数は、10年連続で増加
(H20: 44,463件 ⇒ H30: 102,318件)

精神障害者や中小事業主における障害者雇用に課題

精神障害者の年間就職件数は増加しているが、雇用者数がまだ少ない
ハローワークにおける精神障害者の就職 4万5千件(障害者全体の半分)※H29
⇒雇用者数(精神障害者) 6.7 万人(障害者全体の1割) ※H30
精神障害者は、短時間労働者の割合が多い(3割)
⇒身体障害者 1割、知的障害者 2割 ※H30
中小企業における障害者雇用が進んでいない
実雇用率: 全体 2.05%
⇒100人以上300人未満 1.91%、45.5人以上100人未満 1.68% ※H30

短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会の確保

週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設

中小企業における障害者雇用の促進

中小事業主（300人以下）の認定制度の新設

13

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律に対する附帯決議

令和元年5月10日 衆議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国及び地方公共団体における障害者活躍推進計画の作成に当たっては、障害者団体の参画を得て指針を策定するとともに、現に就労している障害者、地域の関係者等からの意見を踏まえつつ、その内容について、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を基準として、国及び地方公共団体における採用方法、採用後の労働環境等の実態の把握及び公表並びに実態を踏まえた改善策を当該計画に盛り込むこと。また、当該計画の実施に当たり、地方公共団体間で格差が生じないよう、各地方公共団体の財政状況や地域事情に応じて、計画実現のための必要な支援を検討すること。
- 二 国及び地方公共団体による障害者の大量採用の影響を受けて法定雇用率未達成となった民間企業については、その実態把握に努め必要な支援策を検討すること。
- 三 対象者の範囲を含む障害者雇用率制度の在り方及び助成金の支給を含む障害者雇用納付金制度の在り方について、障害者団体が参画する検討の場を設けること。その際、障害者雇用率制度の対象者の範囲については、障害者基本法及び障害者雇用促進法の障害者の定義を踏まえ、障害者手帳所持者以外も含めることを検討すること。
- 四 障害者雇用率制度において長期の雇用に対するインセンティブを付与することを検討する等、障害者の平均勤続年数の増加に向けた施策に取り組むこと。
- 五 除外率制度の廃止に向けて、労働政策審議会において遅滞なく検討すること。
- 六 在宅就業障害者支援制度について、民間企業を含む関係団体の意見を踏まえつつ、その充実に向けて取り組むこと。また、福祉的就労の場への仕事の発注に関して、民間企業等からの発注促進策について検討すること。
- 七 国、地方公共団体及び民間企業における障害者に対する差別的禁止及び合理的配慮の提供の実施状況について、その実態を幅広く把握し、個人情報情報の保護に留意しつつ公表すること。また、実態把握に当たっては、事業主だけでなく雇用されている障害者及び障害者団体からの意見や情報を十分に反映すること。
- 八 障害者が働くための人的支援など合理的配慮を含む環境整備に関する支援策の充実強化に向けて検討すること。また、職場介助者や手話通訳者の派遣等の人的支援に関し、現行制度上の年限の撤廃及び制度利用の促進について検討すること。
- 九 男女別の障害者の雇用状況等の実態把握を行い、障害のある女性の複合的困難に配慮したきめ細かい支援を講ずること。
- 十 労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議①

令和元年6月6日 参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国及び地方公共団体は自ら率先して障害者の雇用に努めるといふ責務を規定することの意義を重く受け止め、障害者が自らの希望や障害の特性等に応じて、無理なく安心して、かつ働きたいを持って安定的に働くことができるよう、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を着実に進めること。また、民間企業における先進的な取組事例などを参考にしつつ、障害者権利条約が求めるインクルーシブ雇用の推進も念頭に置きながら、公務部門における重度障害者の雇用の促進に努めること。

二、国及び地方公共団体における障害者活躍推進計画の作成に当たっては、障害者団体や当事者の参画を得て指針を策定するとともに、現に就労している障害者や地域の関係者等からの意見も踏まえつつ、その内容について、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を基準として、国及び地方公共団体における採用方法、採用後の労働環境等の実態の把握及び公表並びに実態を踏まえた改善策を当該計画に盛り込むこと。また、当該計画の実施に当たり、地方公共団体間で格差が生じないよう、各地方公共団体の財政状況や地域事情に応じて、計画実現のための必要な支援を検討すること。

三、国及び地方公共団体による障害者の大量採用の影響を受けて法定雇用率が未達成となった民間企業については、その実態把握に努め、当該企業に対して集中的な支援を行うことを含め、必要な支援策を速やかに検討すること。

四、対象者の範囲を含む障害者雇用率制度の在り方及び助成金の支給を含む障害者雇用納付金制度の在り方について、障害者団体が参画する検討の場を設けること。その際、障害者雇用率制度の対象者の範囲については、障害者基本法及び障害者雇用促進法の障害者の定義を踏まえ、障害者手帳所持者以外も含めることを検討すること。

五、障害者雇用においては、障害者の能力を引き出して就労できるようにすることが重要であることを踏まえ、障害者手帳は取得できないが障害によって働きづらさを抱える者への就労支援と、そのために必要となる就労能力の判定の在り方について、専門家による検討の場を設け、速やかに検討を開始すること。

六、障害者雇用率制度において長期の雇用に対するインセンティブを付与することを検討する等、障害者の平均勤続年数の増加に向けた施策の実現に取り組むこと。

七、障害者雇用の促進等に関する取組が優良な中小事業主に対する認定制度の創設に当たっては、中小企業の障害者雇用や経営の実情等を踏まえ、評価項目等を検討すること。また、当該制度が広く普及するよう、国民に制度の周知啓発を行うとともに、認定制度の新たなメリットの付与について検討を進め、併せて、労働関係法令違反など、制度の趣旨にふさわしくない企業の不認定及び認定取消しについても基準を設けること。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律に対する附帯決議②

令和元年6月6日 参議院厚生労働委員会

八、除外率制度の廃止に向けて、除外率の段階的な引下げ等を労働政策審議会において遅滞なく検討すること。

九、在宅就業障害者支援制度について、民間企業を含む関係団体の意見を踏まえつつ、その充実に向けて取り組むこと。また、障害者就労施設等への仕事の発注に関して、民間企業等からの発注促進策について検討すること。

十、国地方公共団体及び民間企業における障害者に対する差別的禁止及び合理的配慮の提供の実施状況について、その実態を広く把握し、個人情報保護の保護に留意しつつ公表すること。また、実態把握に当たっては、事業主だけでなく雇用されている障害者及び障害者団体からの意見や情報を十分に反映すること。

十一、障害者が働くための人的支援など合理的配慮を含む環境整備に関する支援策の充実強化に向けて検討すること。また、職場介助者や手話通訳者の派遣等の人的支援に関し、現行制度上の年限の撤廃及び制度利用の促進について検討すること。

十二、障害の種別・程度に応じた男女別、年齢層別の障害者の雇用・就労状況等の実態把握を丁寧に行い、障害のある女性や中高年齢層の複合的困難、また労働時間など働き方に特段の対応が必要な障害者等に配慮したきめ細かい支援策を具体的に検討し、講じていくこと。

十三、労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、現状の把握を行うとともに、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

十四、教育委員会における障害者の雇用の促進のため、障害を有する教職員の採用を進めるに当たっては、文部科学省と厚生労働省が連携して、共生社会の形成の理念のもと、必要な施策を進めること。

十五、障害を有する者の勤労意欲が増進し、また、減退しないことを主眼に置いた上で、雇用、年金、福祉等の諸制度間の連続性が確保されるよう、必要な検討を行うこと。

右決議する。

今後の障害者雇用施策の充実強化について(概要①)

(平成31年2月13日 労働政策審議会 障害者雇用分科会 意見書)

- 今後の障害者雇用施策については、平成30年7月に報告書がとりまとめられた「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」の議論を十分踏まえつつ検討を深める必要がある。
- 今般、国及び地方公共団体の多くで、対象障害者の確認・計上に誤りがあったことが明らかとなった。これを重く受け止めた上で、再発防止を徹底するだけでなく、これを契機として、名実ともに民間事業主に率先垂範する姿勢のもとで、障害者の活躍の場の拡大に向けた取組を進めていくことが必要である。
- このような状況を踏まえ、官民間問わず、障害者が働きやすい環境を作り、全ての労働者にとっても働きやすい場を作ることを目指すことが重要であるという観点から、法的整備を中心に、今後の障害者雇用施策の充実強化に取り組むことが必要である。

第1 民間事業主における障害者雇用の一層の促進に関する措置

① 週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援

- 短時間であれば就労可能な障害者等の就業機会の確保を支援するため、週所定労働時間20時間未満の雇用障害者数に応じて、障害者雇用納付金を財源とする特例的な給付金を事業主に支給する。
- ・ 給付金の単価については、短時間労働者の雇用率のカウント(0.5)との均衡や納付金財政の持続可能性を踏まえ、調整金・報奨金の単価の4分の1程度とする。
 - ・ 支給期間を限定しない。
 - ・ 20時間未満の安易な雇用促進にならないよう、対象となる雇用障害者の所定労働時間の下限を10時間とする。

② 障害者雇用に関する優良な事業主の認定制度の創設

個々の中小企業における障害者雇用の進展に対する社会的関心を喚起し、障害者雇用に対する経営者の理解を促進するとともに、先進的な取組を進めている事業主が社会的なメリットを受けられることができるよう、障害者雇用に関する優良な中小企業に対する認定制度を創設する。

その際、幅広い評価項目を設定した上で、一定の点数以上となる企業を認定する「ポイント制」とする。

③ 法定雇用率の段階的な引上げに関する検討

今後の雇用率見直し時において、法定雇用率を計算式の結果に基づき設定した上で、企業の障害者雇用状況や行政の支援状況等を勘案して、障害者雇用の質を確保する観点から必要と考えられる場合に、当該法定雇用率までの引上げを段階的に行うように運用することとし、その具体的な引上げ幅や引上げ時期について当分科会で議論する。

※ 法定雇用率に係る他の論点(就労継続支援A型事業所の雇用の評価、精神障害者の短時間労働者に係る雇用率のカウントの取扱い)については、引き続き検討を行う。

- 以下の論点については、引き続き検討する。

「中小企業に対する障害者雇用調整金及び障害者雇用納付金の適用」、「大企業及び就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金」、「障害者雇用納付金財政の調整機能」、「除外率制度に関する対応」、「障害者雇用率制度における長期継続雇用における評価」、「自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保」、「障害者雇用率制度の対象障害者の範囲の検討」、「通勤支援の検討」

- 以下の論点については、実態の把握等を実施する。

「障害者に関する差別禁止及び合理的配慮の提供の実施状況の把握」、「障害者に対する短時間勤務制度の措置の検討」

今後の障害者雇用施策の充実強化について(概要②)

(平成31年2月13日 労働政策審議会 障害者雇用分科会 意見書)

第2 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての確な把握及び障害者の活躍の場の拡大に関する措置

① 国及び地方公共団体の責務の明確化及び任免状況の公表義務の創設

国等の機関は障害者雇用を推進すべき立場にあることを踏まえ、官民を問わず障害者雇用を推進していくためにも、法律において、障害者を雇用する立場としての国等の責務を明確化するとともに、国等の機関自らが障害者の任免状況を公表する。

② 障害者雇用の質の確保に資する計画の作成・公表に係る規定の整備

国等の機関において、障害者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施する等、自律的なPDCAサイクルを確立できるよう、法律において、障害者雇用の質の確保に資する計画の作成・公表に係る規定を整備する。
厚生労働省においては、国等の機関が適切に計画を作成・実施することができるよう、計画の作成指針を示す。

③ 障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任

国等の機関に対しても、民間事業主と同様に、法律において障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任に関する規定(相談員に関する必要な資格要件を含む。)を整備する。

④ 国及び地方公共団体に対する報告徴収の規定の整備

障害者雇用促進法の実効性を確保するため、厚生労働省が、国等の機関に対し、報告徴収できる規定を整備する。

⑤ 国及び地方公共団体に対する解雇の届出義務の適用

障害者である労働者を解雇する場合(労働者の責めに帰すべき理由により解雇する場合等を除く。)の公共職業安定所長への届出について、解雇された障害者である労働者の支援の観点から、国等の機関に対しても規定する。

⑥ 書類保存義務の明確化

常時雇用する対象障害者に関する関係書類の保存について、障害者雇用率制度を適正に運用していくため、法律上の義務とする。

※ 書類の保存義務は、官民問わず重要であることに鑑み、民間事業主においても国等と並んで法律上の義務とする。

⑦ 対象障害者の確認方法の明確化

通報対象となる障害者の確認方法について、障害者雇用率制度を適正に運用していくため、法律上明確化する。

※ 対象障害者の確認方法の明確化は、官民問わず重要であることに鑑み、民間事業主においても同様の明確化をする。

⑧ 国等の機関における納付金制度の適用等

国等から納付金を徴収することは、国民の税金から支払うことになり、結果的に国の納付義務を国民に転嫁することとなる等の課題がある。その中で、そもそも、国等の機関は率先して障害者雇用を推進すべき立場であることから、法定雇用率の達成を前提として取組を確実に進めていくことが重要である。

なお、納付金制度は、事業主間の障害者雇用に伴う経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成等を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るものであり、果たしてきた機能を維持するためにも、引き続き適切に運用する。

⑨ 法定雇用率の達成に向けた計画的な取組等

各府省は、2019年1月を始期とする法令に定められた1年間を計画期間とする採用計画に基づき取組を進めることを第一としながらも、数合わせとならないよう雇用の質の確保を図る観点から採用の進め方を検討するとともに、民間における取組も参考にしつつ、国としてのどのような取組ができるか検討する。また、国等における障害者採用による民間事業主への影響に配慮する。

労働施策・福祉施策の連携

(通勤や職場における支援の在り方について)

障害者雇用・福祉連携強化PTについて

構成

【主査】：厚生労働審議官 【副主査】：職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

開催状況 ※1

第1回	令和元年7月25日	議事：(1)今後の検討の進め方について (2)その他
第2回	令和元年8月7日	議事：(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他
第3回	令和元年10月2日	議事：関係者ヒアリング① (社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について))
第4回	令和元年10月7日	議事：関係者ヒアリング② (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏 (海外事例について))
第5回	令和元年10月18日	議事：(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他
第6回	令和元年11月12日	議事：関係者ヒアリング③(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(代表理事 大濱 真氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏) (通勤支援や職場等における支援等の在り方について))
第7回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング④(社会福祉法人日本視覚障害者団体連合(会長 竹下義樹氏)(同上))
第8回	令和元年12月9日	議事：関係者ヒアリング⑤(社会福祉法人日本身体障害者団体連合(会長 阿部一彦氏)(同上))
第9回	令和元年12月13日	議事：関係者ヒアリング⑥(一般社団法人日本経済団体連合会(労働政策本部長 正木義久氏)、日本労働組合総連合会(総合労働局長 仁平章氏) (同上))
第10回	令和元年12月24日	議事：(1)教育分野との連携について ※2 (2)その他 ※文部科学省との意見交換
第11回	令和2年2月3日	議事：(1)今後の障害者就労支援施策について (2)その他

※1 PTでの検討状況については、適宜、社会保障審議会障害者部会及び労働政策審議会障害者雇用分科会に報告、議論

※2 教育分野との連携については、PTのもと、担当レベルを中心に、引き続き検討を進める予定

現状

○ 障害者の就労支援については、従前より、福祉施策と労働施策との連携を進めながら対応してきたものの、特に通勤や職場等における支援については、現時点において十分な対応が出来ていない※1との指摘が多い状況※2,3。

※1 障害福祉サービス（訪問系サービス）は、通勤、営業活動等の経済活動に対する支援は対象外。また、障害者雇用促進法に基づく納付金関係業務として、雇用管理のために必要な職場介助者や通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱等を行う事業主に対して助成金を支給しているが、支給期間を設定。なお、障害者雇用促進法において、事業主は、過重な負担にならない範囲で、その能力の有効な発揮に支障となっている事情を改善するために必要な措置を講ずることとされているところ。

※2 先の通常国会での障害者雇用促進法改正案に対する衆議院・参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を通勤や職場等における支援を開始する」旨が盛り込まれたところ。

※3 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事會決定（「木村英子議員及び松後靖彦議員の重度訪問介護サービスに係る御要請について」）において、「（通勤や職場等における支援の在り方等について）政府において早期に検討を進め、結論を得るよう求める。」とされたところ。

○ また、近年、ICTの発達、働き方の多様化などを背景に、重度の障害がある方も働ける社会が実現しつつある中で、障害者がより働きやすい社会を目指すためには、働く際に必要となる介助などの支援の在り方は重大な課題。

○ このため、現在、省内に設置した「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者の就労支援に関する、雇用と福祉の一体的展開の推進に係る諸課題の一つとして、「通勤や職場等における支援の在り方」についても総合的に対応策を検討中。

主な論点

○ 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。

○ 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうあるべきか考え方を整理する必要があるのではないか。

○ 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないか。

○ 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状（上記附帯決議より）」を打開し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないか。

○ 今後の障害者の就労支援全体の目指すべき姿を展望しながら、通勤や職場等における支援について、対応策を検討する必要があるのではないか。

- 今後も障害者が「働くこと」を一層強力に支援していく必要がある、そのためにも引き続き雇用と福祉の一体的展開を推進し、切れ目のない就労支援を確立していくことが重要である。
- 通勤や職場等における支援についても、雇用と福祉の一体的展開のもと、切れ目のない就労支援策として提供されることを目指し、検討を深めていくのではないか。

○ 通勤や職場等における支援とは、具体的にどのような目的で、どのようなことを行うものであるかなど、その中身、性格等を整理した上で、その提供の責任の所在と負担がどうか考え方を整理する必要があるのではないか。

- 通勤や職場等における支援については、個々の障害者の障害特性や就業場所等に応じて、呼吸器等の調整や体位変換、トイレ利用・昼食時の介助などの支援、書類の読み上げ・ページめくり・整理等の業務補助、就労支援機器（PC入力関連機器等）の整備・操作・入力など、様々なものが考えられるのではないか。
- 提供の責任等を整理するに当たっては、雇用が自営か、民間が公務かなど、障害者の働き方も踏まえる必要があるのではないか。

○ 通勤や職場等における支援が必要な方はどの程度いるのか等実態把握をした上で、その実態を踏まえ、実際の支援の提供に当たって、どの範囲までその支援の対象とするかなど、内容を整理する必要があるのではないか。

- 現在、常時介護を必要とする「重度訪問介護を利用している方」について、
 - ・ 就労している方がどの程度いるのか
 - ・ （今は就労してなくても）就労を希望している方がどの程度いるのか
- 等の実態把握を目的に、全国調査を実施しており、当該調査結果※4を踏まえつつ、内容を整理していくのではないか。

※4 当該調査において、「就労している方がどの程度いるのか（就労率）」、「（今は就労してなくても）就労を希望している方がどの程度いるのか（就労希望率）」の速報値を集計〔参考1〕。

○ 「制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状（上記附帯決議より）」を打開し、障害者が希望や能力に応じて生き生きと活躍できる社会に近づけていくため、通勤や職場等における支援について早期に検討を進め、段階的に対応策を講じる必要があるのではないか。

- 令和元年7月30日参議院議院運営委員会理事会決定や、現に「制度の谷間」に置かれた状況にあるとの障害当事者の声を踏まえ、引き続きスピード感を持って検討を重ねていく必要があるのではないか。

これまでの検討〔参考2〕等も踏まえ、重度の障害がある方の通勤や職場等における支援において雇用施策と福祉施策が連携して「制度の谷間」に対応していくため、意欲的な企業や自治体について、次の取組を令和2年度に実施してはどうか。

- ・ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金の拡充を図るとともに、
- ・ 自治体が必要と認める場合には、地域生活支援事業の新事業により各自治体が支援を行う

※ 新たな取組の利活用状況等を踏まえ、必要に応じて改善について検討

1. 障害者介助等助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間 (上限)
拡充	重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（仮称） ○対象障害者（<u>重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。</u>）の業務遂行のために必要な職場介助者（<u>重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。</u>）の委嘱	・<u>重度訪問介護サービスの利用者</u> ・<u>同行援護の利用者</u> ・<u>行動援護の利用者</u> ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	<u>4/5</u> (<u>中小事業主は9/10</u>)	・対象障害者1人につき、月13.3万円まで（<u>中小事業主は、月15万円まで</u>）	<u>開始から年度末まで</u>

※ 現行の助成金メニュー（職場介助者の配置・委嘱、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱、障害者窓口担当者の配置）は現状維持。

2. 重度障害者等通勤対策助成金（拡充案）

	助成金名	対象者	助成率	限度額	支給期間 (上限)
拡充	重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（仮称） ○対象障害者（<u>重度訪問介護サービス、同行援護及び行動援護の利用者に限る。</u>）の通勤を容易にするために援助する通勤援助者（<u>重度訪問介護サービス、同行援護又は行動援護の提供事業者に限る。</u>）の委嘱	・<u>重度訪問介護サービスの利用者</u> ・<u>同行援護の利用者</u> ・<u>行動援護の利用者</u> ※上記について、障害者雇用率制度上の対象障害者の範囲であること。	<u>4/5</u> (<u>中小事業主は9/10</u>)	・対象障害者1人につき、月7.4万円まで（<u>中小事業主は、月8.4万円まで</u>）	<u>3月間</u> (<u>～年度末</u>)

※ 現行の助成金メニュー（住宅・駐車場の賃借、指導員の配置、住宅手当の支払、通勤用バスの購入、通勤用バスの運転従事者の委嘱、通勤援助者の委嘱、通勤用自動車の購入）は現状維持。

納付金制度に基づく障害者雇用関係助成金

障害者が作業を容易に行えるような施設の設置等を行った場合の助成措置	＜平成30年度支給実績：0.5億円（87件）＞
○ <u>障害者作業施設設置等助成金</u> 障害者が作業を容易に行えるよう配慮された作業施設等の設置・整備・賃借を行う事業主に対して、費用の2/3を助成（上限額：障害者1人につき450万円（作業施設の場合）等）	
○ <u>障害者福祉施設設置等助成金</u> 障害者が利用できるよう配慮された保健施設、給食施設等の福利厚生施設の設置・整備を行う事業主に対して、費用の1/3を助成（上限額：障害者1人につき225万円）	
○ <u>重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金</u> 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主であって、これらの障害者のために事業施設等の設置・整備を行うものに対して、費用の2/3を助成（上限額：5千万円）	

障害者を介助する者の配置等を行った場合の助成措置	＜平成30年度支給実績：5.7億円（4,291件）＞
○ <u>障害者介助等助成金</u> 障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者等の措置を行う事業主に対して、原則、費用の3/4を助成 ・ 職場介助者の委嘱（上限額：原則1回1万円及び年150万円、支給期間：原則10年間） ・ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱（上限額：1回6千円及び年28万8千円、支給期間：10年間） 等	

通勤の配慮を行った場合の助成措置	＜平成30年度支給実績：1.1億円（701件）＞
○ <u>重度障害者等通勤対策助成金</u> 障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主・団体に対して、費用の3/4を助成 ・ 通勤援助者の委嘱（上限額：1回2千円及び交通費計3万円、支給期間：1月間） ・ 駐車場の賃借（上限額：障害者1人につき月5万円、支給期間：10年間） 等	

農林水産省における農福連携の推進について

農林水産省農村振興局
都市農村交流課

農福連携の取組方針と目指す方向

○ 農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であり、農林水産省では、厚生労働省と連携して、「農業・農村における課題」、「福祉(障害者等)における課題」、双方の課題解決と利益(メリット)があるWin-Winの取組である農福連携を推進。

「農」と福祉の連携(＝農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
※毎年、新規就農者の2倍の農業従事者が減少
- ・荒廃農地の解消 等
※佐賀県と同程度の面積が荒廃農地となっている

【福祉(障害者等)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
※障害者約964万人のうち雇用施策対象となるのは約377万人、うち雇用(就労)しているのは約94万人
- ・工賃の引き上げ 等

障害者等が持てる能力を発揮し、それぞれの特性を活かした農業生産活動に参画

【農業・農村のメリット】

- ・農業労働力の確保
- ・農地の維持・拡大
- ・荒廃農地の防止
- ・地域コミュニティの維持 等



労働力の確保

【福祉(障害者等)のメリット】

- ・障害者等の雇用の場の確保
- ・賃金(工賃)向上
- ・生きがい、リハビリ
- ・一般就労のための訓練 等



新たな就労の場の確保

目指す方向

1 農業生産における障害者等の活躍の場の拡大

障害者等の雇用・就労の場の拡大を通じた農業生産の拡大。



2 農産物等の付加価値の向上

障害の特性に応じた分業体制や、丁寧な作業等の特長を活かした良質な農産物の生産とブランド化の推進。



3 農業を通じた障害者の自立支援

障害者の農業への取組による社会参加意識の向上と工賃(賃金)の上昇を通じた障害者の自立を支援。



様々な形で取組が広がる農福連携

- 農福連携は、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設による農業参入や作業受託など、近年、様々な形で取組が見られている。
- 自らの経営の中で、生産行程や作業体系の見直しを行い、生産の拡大など農業経営の発展につながっている事例も。

農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株) (静岡県)

- 毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員100名中、障害者は25名 (H31.4)。
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- 障害者雇用数に比例し売上増加 (6.2倍に拡大 (H9→H30))。



器具を工夫した定植作業



個人の目標を定め作業を実施

J A が核となるマッチング J A 松本ハイランド (長野県)

- 障害者就労施設による農作業請負のマッチングを、J A が核となって実施。
- 農家33戸が受け入れ、障害者就労施設8事業所の延べ1,041人が332回の農作業に従事 (H30年度)。



作業内容の説明

障害者就労施設が農業参入 (株)九神ファームめむろ (北海道)

- 地域における障害者活躍の場として設立。障害者20名 (H31.1) が、野菜生産や一次加工を実施。
- 利用者から支援スタッフへキャリアアップ実現。
- 平均賃金は北海道平均の約1.6倍と高水準 (H29)。



野菜の加工処理



地域食材をレストランで提供

企業が障害者雇用と農業参入 ハートランド(株) (大阪府)

- コクヨ(株)が子会社で障害者7名を雇用し、葉菜類を栽培。
- 特性を的確に見極めることで播種等で作業効率を向上。
- 障害者就労施設から年間延べ約6千人の障害者を受け入れ。

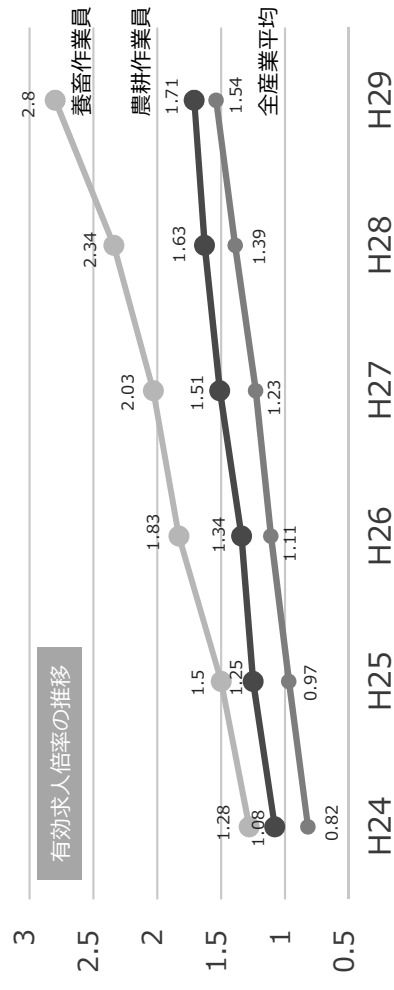
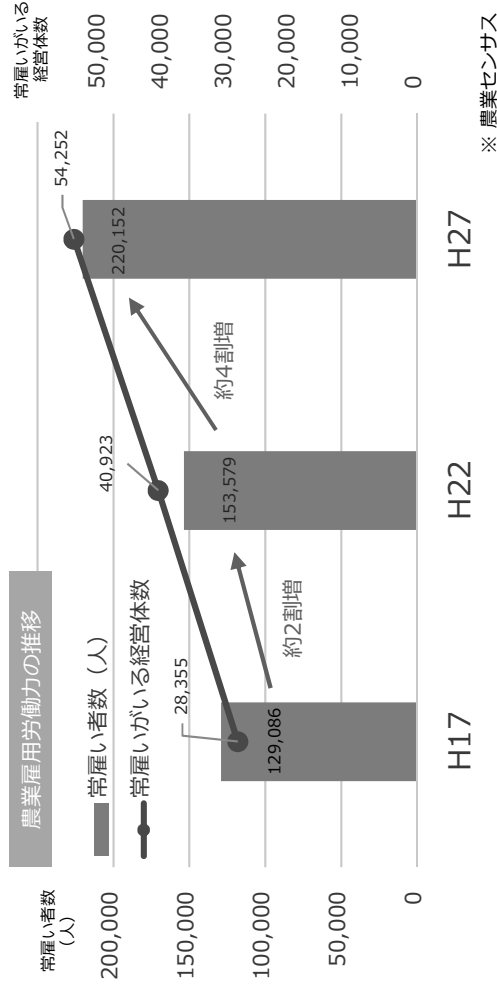


サラダほうれん草を栽培

農業分野における障害者の活躍への期待

- 農福連携（農業と福祉の連携）は、障害者が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。
- 農福連携の取組は、障害者の就労や生きがい等の場の創出だけでなく、農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながるもの。

農業現場で高まる雇用労働力ニーズ



実際に農福連携に取り組んだ効果を実感

農業経営体への効果

- 農福連携に取り組む農業経営体の、
- 76%が「障害者を受け入れて貴重な人材になった」と認識 (n = 109)
 - 57%が「労働力確保で営業等の時間が増加」と認識
 - 78%が5年前と比較して年間売上が増加 (n = 120)

障害者にとっての影響

農福連携に取り組む障害者就労施設の、

- 79%が「利用者が体力がついて長い時間働けるようになった」、62%が「利用者の表情が明るくなった」と回答 (n = 573,606)
- 74%が過去5年間の賃金・工賃が増加 (n = 606)

※ 農林水産省調査（平成31年3月）による

I 農福連携等の推進に向けて

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組
年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となることや、障害者の生活の質の
向上等が期待

農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮さ
れることが求められること

持続的に実施されるには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展して
いくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを
期待

農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しに
くい」「広がっていない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要

また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯
罪・非行をした者の立ち直し支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実
現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）

農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化

II 農福連携を推進するためのアクション

目標：農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出※

1 認知度の向上

- ・定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示
- ・優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信
- ・農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動
- ・農福連携マルシェなど東京オリンピック・パラリンピック等に合わせた戦略的プロモーションの実施

2 取組の促進

- 農福連携に取り組む機会の拡大
 - ・ワンストップで相談できる窓口体制の整備
 - ・スタートアップマニュアルの作成
- ・試験的に農作業委託等を短期間行なう「お試しノワーク」の仕組みの構築
- ・特別支援学校における農業実習の充実
- ・農業分野における公的職業訓練の推進

※ 令和6（2024）年度までの目標

○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築

- ・農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築
- ・コーディネーターの育成・普及
- ・ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進

○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成

- ・農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用
- ・全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築
- ・農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進
- ・農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進
- ・障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化

○ 農福連携に取り組む経営の発展

- ・農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進
- ・農福連携の特色を生かした6次産業化の推進
- ・障害者就労施設等への経営指導
- ・農福連携でのGAPの実施の推進

3 取組の輪の拡大

- ・各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開
- ・障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待

III 農福連携の広がり

「農」と「福」のそれぞれの広がりを推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、
地域共生社会の実現へ

1 「農」の広がりへの支援

林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性
等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等
向け障害者就労のモデル事業の創設

2 「福」の広がりへの支援

高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じて
いる者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに
向けた取組の推進

＜対策のポイント＞

障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農民生産施設及び加工・販売施設等の整備、障害者等の農産物の生産・加工技術等の習得に加え、農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等の取組を支援するとともに、効果的な農福連携プロモーション等を実施します。

＜政策目標＞

農福連携に取り組み主体を新たに3,000創出［令和６年度まで］

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農福連携整備事業

- 障害者等の雇用・就労を通じた農業経営の発展に必要な農民生産施設及び加工・販売施設等の整備を支援します。

2. 農福連携支援事業

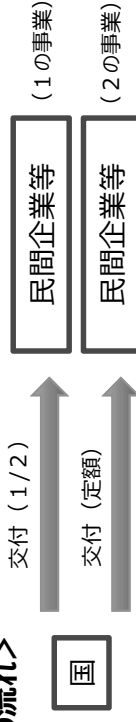
- ① 農福連携支援事業
 - 福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修等を支援します。
- ② 農福連携人材育成支援事業
 - 農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、職場定着を支援する農業版ジョブコーチの育成や農業者と福祉事業所をマッチングするコーディネートターの育成等を支援します。
- ③ 普及啓発等推進対策事業
 - ワンストップ窓口の設置など都道府県の推進体制の強化、農福連携の全国展開に向けた普及啓発や調査・研究等を支援します。
 - メディアを活用した農福連携プロモーションの取組等を支援します。

＜関連事業＞（優先採択等の優遇措置を実施）（関連事業は各事業の仕組みで実施）

- ・食料産業・6次産業化交付金 25億円の内数
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金等 230億円の内数
- ・農業人材力強化総合支援事業 213億円の内数
- ・「緑の人づくり」総合支援対策 47億円の内数
- ・水産多面的機能発揮対策 23億円の内数 等

※下線部は拡充内容

＜事業の流れ＞



【1について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 1／2（上限1,000万円、2,500万円等）



農民生産施設
(水耕栽培ハウス)



附帯施設（農機具庫）



加工処理施設



休憩所、トイレの整備

【2の①、②について】

- **事業実施主体** 農業法人、社会福祉法人、民間企業等
- **事業期間** 2年間
- **交付率** 定額



農産加工の実践研修



養殖龍補修、木工技術習得



作業マニュアル作成



人材育成研修

【2の③について】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額



セミナー等の普及啓発



調査・研究等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）

7 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成 30 年 4 月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分 6 の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない」とされているところであり、これは、保険医療機関等による当該付き添いに係る諾否を要せず入院中の支援者の付き添いが可能であることとされたものである。その取扱いについては、地方厚生局等を通じて各医療機関に周知を図っているところであるが、各都道府県・市町村におかれても、医療関係部局と連携の上、病院等へ制度の周知にご協力いただきたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

(2) 同行援護について

同行援護アセスメント調査票については、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）の別表第 5 号の身体障害者障害程度等級表のうち視覚障害に関する基準が平成 30 年 7 月 1 日に改正されたことを受けて、「厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示を 12 月 27 日付

で改正したところ。

改正後の告示に基づく同行援護アセスメント調査票の施行時期は令和 2 年 4 月 1 日しているので、事務に遺漏なきよう取り扱われたい。

(3) 行動援護について

① 行動援護従業者養成研修等カリキュラムの見直し

行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修カリキュラムについては、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。)の告示を 12 月 27 日付で改正したところ。

改正後の告示に基づくカリキュラムの施行時期は令和 2 年 4 月 1 日としているため、予めご承知おき願いたい。

なお、周知期間を確保する観点等から、令和 3 年 3 月 31 日まで改正前の告示に基づくカリキュラムによる研修を実施しても差し支えない取り扱いとする経過措置を設けている。

② 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号) 第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

③ 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に 2 年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす措置を設けているが、当該措置は令和 3 年 3 月 31 日までの経過措置である。

このため各都道府県におかれては、この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者として確保されるよう努められたい。

また、現在、行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援要請研修(基

礎研修及び実践研修)の受講状況等に関する調査を行っているところであり、結果がまとまり次第、追って周知することを予定しているので、ご承知おき願いたい。

(4) 訪問系サービスの従業者の養成について

① 居宅介護等従業者の養成について

居宅介護等従業者の養成については、各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

② 資格取得の勧奨について

訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

(5) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について【関連資料1】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定

められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料 2】

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

（ア）重度訪問介護は、同一箇所にも長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断すべきものであり、一律に 3 時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

（イ）平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所にも長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

（ウ）利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

（エ）また、利用者から「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが 1 日に複数回提供される場合であっても 1 回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

なお、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位変換、排泄介

助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう、管内市町村へ周知されたい。

イ 一方で、同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

④ 支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、平成 30 年度にこの通知を改正し、改

めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

(6) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように大学等において、修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等を踏まえ重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と連携し積極的な実施について周知するようお願いしたい。

なお、令和 2 年度より当該事業の対象となる大学等に専修学校及び各種学校も追加する予定であるため、ご承知おき願いたい。

事 務 連 絡

平成 19 年 4 月 13 日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく支給決定事務については、平成 18 年 6 月 26 日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

平成 1 9 年 2 月 1 6 日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成 1 8 年 1 0 月に再編を行ったところですが、障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただきたく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係

電 話 03-5253-1111（内線 3038）

F A X 03-3591-8914

1 居宅介護について

居宅介護は、短時間（1回当たり30分～1.5時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

2 重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

3 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

（1）重度訪問介護については、

- ・ 1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・ 1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

（2）このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。

8 強度行動障害を有する者等に対する支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の計画的な実施

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところである。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるが、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護、計画相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービスについても当該加算を創設したことから、各都道府県におかれては、研修の実施について更なる積極的な取組をお願いしたい。

また、地域生活支援事業の地域生活支援促進事業に位置付けられている「強度行動障害支援者養成研修事業」や、「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」を活用し、本研修を積極的な実施をお願いする。各都道府県におかれては、近日中に令和 2 年度の当該両事業に係る所要見込額の提出を依頼することとしているので、対応をお願いする。

なお、当該研修の受講対象者については、令和 2 年度から医療従事者を追加する予定であるので、予めご承知おき願いたい。

これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が以下のとおり開催予定である。

今年度の障害者総合福祉推進事業において、「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修実施のための教材開発等に関する研究」を実施しており、令和 2 年度の指導者研修では研究事業の成果を踏まえた新教材での研修を実施することを予定しているため、各都道府県におかれては受講者の推薦等について協力をお願いする。

基礎研修 1 回目 5 月 19 日・20 日	G メッセ群馬
実践研修 1 回目 5 月 21 日・22 日	同上
基礎研修 2 回目 5 月 26 日・27 日	大阪府立男女共同参画・青少年センター
実践研修 2 回目 5 月 28 日・29 日	同上

（２）強度行動障害支援者養成研修のカリキュラム等の見直し

「強度行動障害支援者養成研修の効果的な研修カリキュラム及び運営マニュアルの作成に関する研究（平成 30 年度障害者総合福祉推進事業）」において、研修カリキュラムの改正案が示されている。

当該研修カリキュラム案を踏まえ、近日中に「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年 8 月 3 日障発 0803 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「運営要領」という。）の改正を予定しているので、予めご承知おき願いたい。

なお、改正後の運営要領については、令和 2 年 4 月施行を予定しているが、カリキュラムの周知期間を確保する観点から、施行後も一定期間は現行の運営要領による研修を実施しても差し支えない取扱いとする経過措置を設けることを予定している。

（３）強度行動障害を有する者に対する対応について

現在、障害支援区分の認定にあたっては、認定調査項目の判断基準の留意点として「行動上の障害が生じないように行っている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する」こととしており、そのため、「行動上の障害が現れた場合」と「行動上の障害が現れないように支援している場合」は同等の評価となる。

認定調査についてはこうした点に留意し、また、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うように努める等、再度、障害支援区分認定に係る趣旨をご理解いただき、遺漏なきようお願いする。

（４）介護職員等による喀痰吸引等の実施等

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、各都道府県知事に登録を行う登録特定行為事業者については、登録を進めていただいているところであるが、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなどご配意願いたい。

なお、平成 30 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 3 号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力により実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページで近日中にお示しする予定である。

本調査については、令和元年度分も引き続き実施する予定であるが、調査項目等の見直しを検討した上で、来年度中に調査票を送付する予定であるので協力をお願いする。

(5) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る上での現状や課題として、長期入院精神障害者の地域移行に伴い必要となる障害福祉サービス・介護保険サービスの量と質を確保していく必要がある。

また、高齢の精神障害者の地域移行に関しては、介護保険による対応が必要となるケースが多いが、障害福祉分野と介護保険分野の双方の従事者において、精神障害者を支援するノウハウ・知見が必ずしも十分でないところである。

令和元年6月に研修カリキュラムの見直しを行っているため、各都道府県及び指定都市におかれては、障害福祉担当部局と介護保険担当部局双方で改めてご確認いただくとともに、関係団体や関係機関等に対して周知いただき、受講が促進されるよう、協力をお願いする。

なお、当該研修の受講対象者については、令和2年度から医療従事者を追加する予定であるので、予めご承知おき願いたい。

9 相談支援の充実等について

(1) 相談支援の充実について

① 相談支援の充実強化及び基幹相談支援センターの設置促進について

【関連資料 1、2】

相談支援事業については、平成 31 年 4 月時点で指定特定・指定障害児相談支援事業所 10,202 事業所、従事する相談支援専門員数は 22,453 人となっており、相談支援に係る制度改正を行う前の平成 24 年度と比較すると、事業所数で 3.6 倍、従事者数が 4 倍となっている。また、基幹相談支援センター設置市町村数は 687/1,741 市町村(39.5%)と年々増加(平成 30 年 4 月時点から 37 市町村増加)してきており、全国的な体制整備が進みつつある状況となっている。

一方、1 事業所当たりの相談支援専門員が少ないなど運営体制が脆弱な事業所が多い状況があることから、市町村又は障害保健福祉圏域における相談支援事業所及び相談支援専門員の育成や援助の取組など更なる相談支援体制の充実に向けた取組が求められている。そのため、第 6 期障害福祉計画の基本指針では、

① 総合的・専門的な相談支援の実施

② 地域の相談支援体制の強化の取組の実施

を成果目標として設定し、それぞれの市町村において、地域における相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくこととしている。

市町村においては、第 6 期障害福祉計画の検討にあたり、相談支援の充実強化についてもあわせて計画的に推進することをお願いするとともに、基幹相談支援センターがこれらの取組の中心となることを想定していることから、基幹相談支援センターを設置していない市町村においては、地域の相談支援体制の充実を図る観点から基幹相談支援センターの設置を検討されたい。

この検討にあたっては、協議会等を活用した管内相談支援事業者等との官民協働の体制の中での推進をお願いする(障害福祉計画の策定にあたっては法第 88 条第 9 項において協議会の意見聴取に努めることとしている旨にも留意されたい)。

また、令和元年度においては、地域における相談支援専門員の人材育成と支援の質の向上を図るため、基幹相談支援センター等において計画相談支援等によるモニタリング内容を検証する手法等に関するガイドラインを作成しており、令和元年度末にお知らせする予定としている。

② 主任相談支援専門員について【関連資料 3】

平成 30 年度より、基幹相談支援センター等において、地域づくりや人材育成等の地域における相談支援の指導的役割を担う主任相談支援専門員を創設し、基幹相談支援センターの人員配置に加えたところである。

主任相談支援専門員の養成については、平成 30 年度及び令和元年度の 2 カ年、国による直接養成を実施してきたところであるが、令和 2 年度以降は、各都道府県において主任相談支援専門員の養成を行うこととなる。養成研修に係る実施要綱については、平成 30 年度末に発出しているところであり、準備が整った都道府県から養成を始められたい。

各都道府県においては、地域における人材養成や地域作りの中核を担う人材を早期に養成する観点から、基幹相談支援センターに配置されることが見込まれる相談支援専門員を優先的に養成することが望ましく、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成に努められたい。

（２）相談支援従事者研修制度の見直し等について【関連資料 3、4、5】

① 相談支援従事者研修制度の見直しについて

相談支援従事者研修制度の見直しに関しては、第 91 回社会保障審議会障害者部会（平成 30 年 10 月 24 日）において、「あらためて障害当事者が参画した検討の場を設け、これまでの検討結果を前提として、新カリキュラムの内容及び必要な研修時間等について整理」すること等とされた。

これを受け、平成 31 年 2 月から 3 月にかけて、「相談支援の質の向上に関する検討会」を開催し（計 4 回）、とりまとめを行うとともに、とりまとめの内容について、第 94 回社会保障審議会障害者部会（令和元年 6 月 24 日）において報告を行った。

令和元年 9 月にとりまとめの内容を反映した新たな告示及び研修要綱を公布・発出するとともに、新カリキュラムの内容について、令和元年度相談支援従事者指導者養成研修にて説明を行った。

各都道府県においては、令和 2 年度から、新たな告示及び研修要綱に基づき相談支援従事者研修を実施していただくこととなるため遺漏なきようお願いする。

② 意思決定支援研修について【関連資料 6、7】

令和 2 年度予算案（地域生活支援事業）においては、意思決定支援研修を専門コース別研修の新たな研修メニューに追加したことから積極的に取り組まれたい。

（３）サービス管理責任者等の研修体系の見直し等について

① サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直しについて【関連資料 8、9】

令和元年度より、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成に係る研修制度を見直し、こ

れまで分野ごとに実施していた研修を統合した上で、基礎研修、実践研修に分け、段階的に実践的なサービス管理責任者等の養成を図ることとしている。あわせて、更新研修を創設し、現任者についても一定期間ごとに支援の質の維持・向上を図ることとしている。

各都道府県においては、新たな研修制度に基づくサービス管理責任者等の養成を円滑に進めていただきたい。

なお、研修制度見直しに伴う経過措置は、関連資料 9 記載のとおりであるので、ご留意いただきたい。

② 専門コース別研修について【関連資料 6、7】

令和 2 年度予算案（地域生活支援事業）においては、サービス管理責任者等研修に専門コース別研修を創設し、意思決定支援研修を研修メニューに盛り込んだことから積極的に取り組まれない。

なお、サービス管理責任者等研修における、意思決定支援研修以外の専門コース別研修については、現在、令和 3 年度からの実施に向けて厚生労働省科学研究において、研修内容等の検討を行っているところである。

③ 各都道府県におけるサービス管理責任者等研修の開催頻度等について

サービス管理責任者等研修の実施に当たり、一部の都道府県において、研修受講を希望しているにもかかわらず、事業所が所在する都道府県において研修を受講できない場合があるところのご意見をいただいているところである。各都道府県において設定している研修回数や受講者数等について、管内の研修受講ニーズを十分踏まえ、可能な限り受け入れが可能となるよう適切に実施いただきたい。

あわせて、相談支援専門員研修の開催回数等についても同様に、再度点検いただくようお願いする。

また、今回のサービス管理責任者等研修の見直しに伴い、平成 30 年度までのサービス管理責任者等の研修修了者が資格を更新する場合については、令和 5 年（2023 年）度末までに更新研修を受講する必要がある。

このため、各都道府県における更新研修の実施に当たっては、受講見込み者数を適切に見積もった上で、各年度の研修の定員規模及び開催回数を設定されたい。例えば、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないよう、平成 18 年度から 20 年度までに研修を修了した者については令和元年度、平成 21 年度から 23 年度までに研修を修了した者については令和 2 年度に受講を促すなど、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい。

④ 特区告示の令和 3 年 3 月 31 日限りでの廃止について

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」（令和元年 7 月 16 日閣議決定）に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規

定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置（平成 22 年厚生労働省告示第 340 号）（特区告示）を令和 3 年 3 月 31 日限り廃止することとなった。（令和元年厚生労働省告示第 119 号。令和元年 9 月 19 日公布）

なお、特区告示により読み替えて適用するサービス管理告示に定めるサービス管理責任者資格要件を満たすサービス管理責任者及びサービス管理告示に規定するサービス管理責任者基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、本件告示の規定は、なおその効力を有することとする。

（４）令和 2 年度における国研修の開催予定について【関連資料 6】

令和 2 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る国研修の受講者の要件については、令和元年度と同様、これまでの国研修との一定の継続性を保つ観点から、原則として、既受講者又は次年度も継続して受講できる者とする予定である。

令和 2 年度については、相談支援専門員指導者養成研修に「主任相談支援専門員指導者養成研修」を追加し、サービス管理責任者等指導者養成研修に「意思決定支援研修」を追加する予定としており、従来、3 日間の研修だったものが、それぞれ 1 日増の 4 日となるのでご留意いただきたい。

また、開催の日程については、以下のとおりとする予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いします。

相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：令和 2 年 5 月 26 日（火）～29 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）

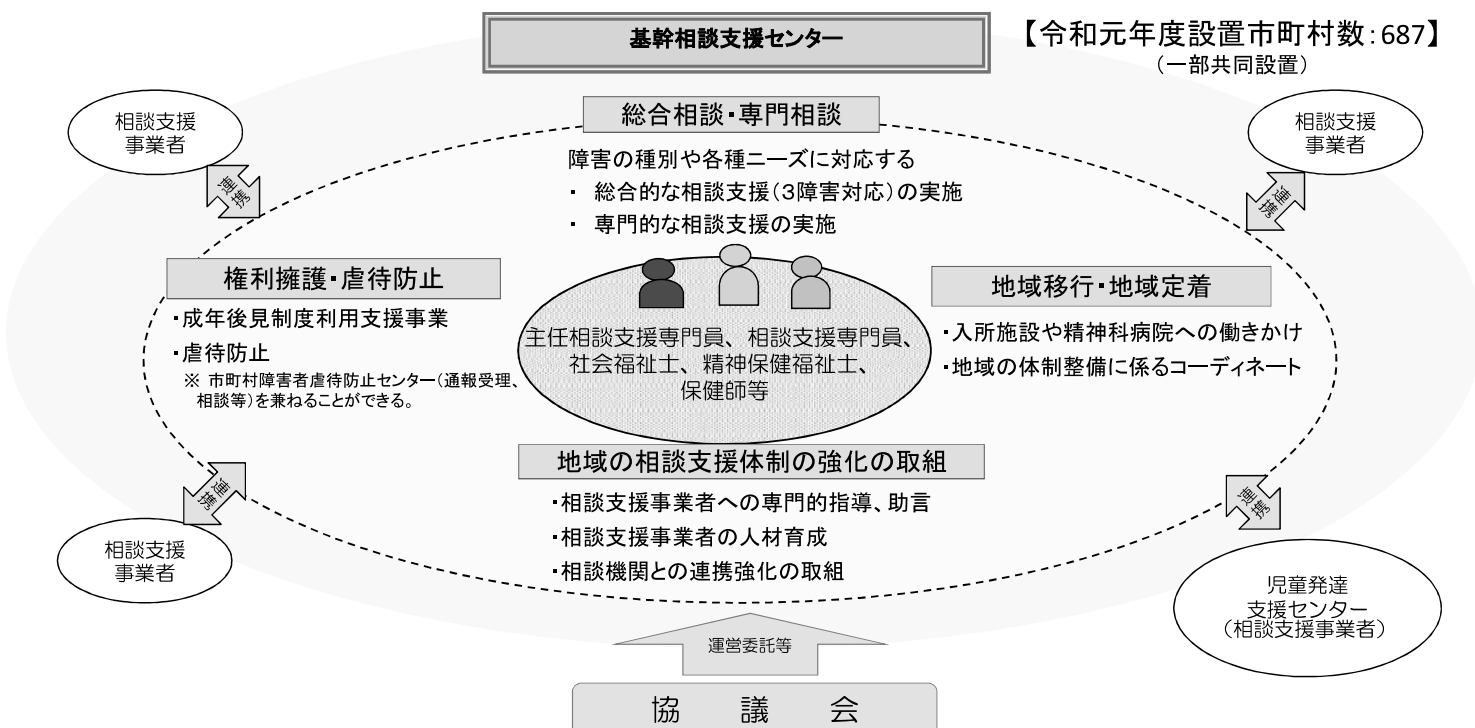
- 日時：令和 2 年 9 月 15 日（火）～18 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

基幹相談支援センターの役割のイメージ

関連資料1

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標について

関連資料2

現状

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所は、平成31年4月1日時点で10,202箇所、従事する相談支援専門員の数は22,453人となっており、計画相談支援対象者拡大前の平成24年度と比較すると、事業所数で3.6倍、従事者数が4倍となっている。
- 基幹相談支援センターは、平成31年4月1日時点で39%の市町村(687市町村・846箇所)が設置。
- 計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加し、これらの事業所へのバックアップを含め相談支援体制を充実・強化する取組の中核となる基幹相談支援センターの設置も進んでいる。
- 一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実に向けた取組が求められている。

成果目標(案)

- 更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、第6期障害福祉計画の基本指針においては、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めて行く観点から、以下の成果目標を設定してはどうか。

【成果目標(案)】

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。(新規)

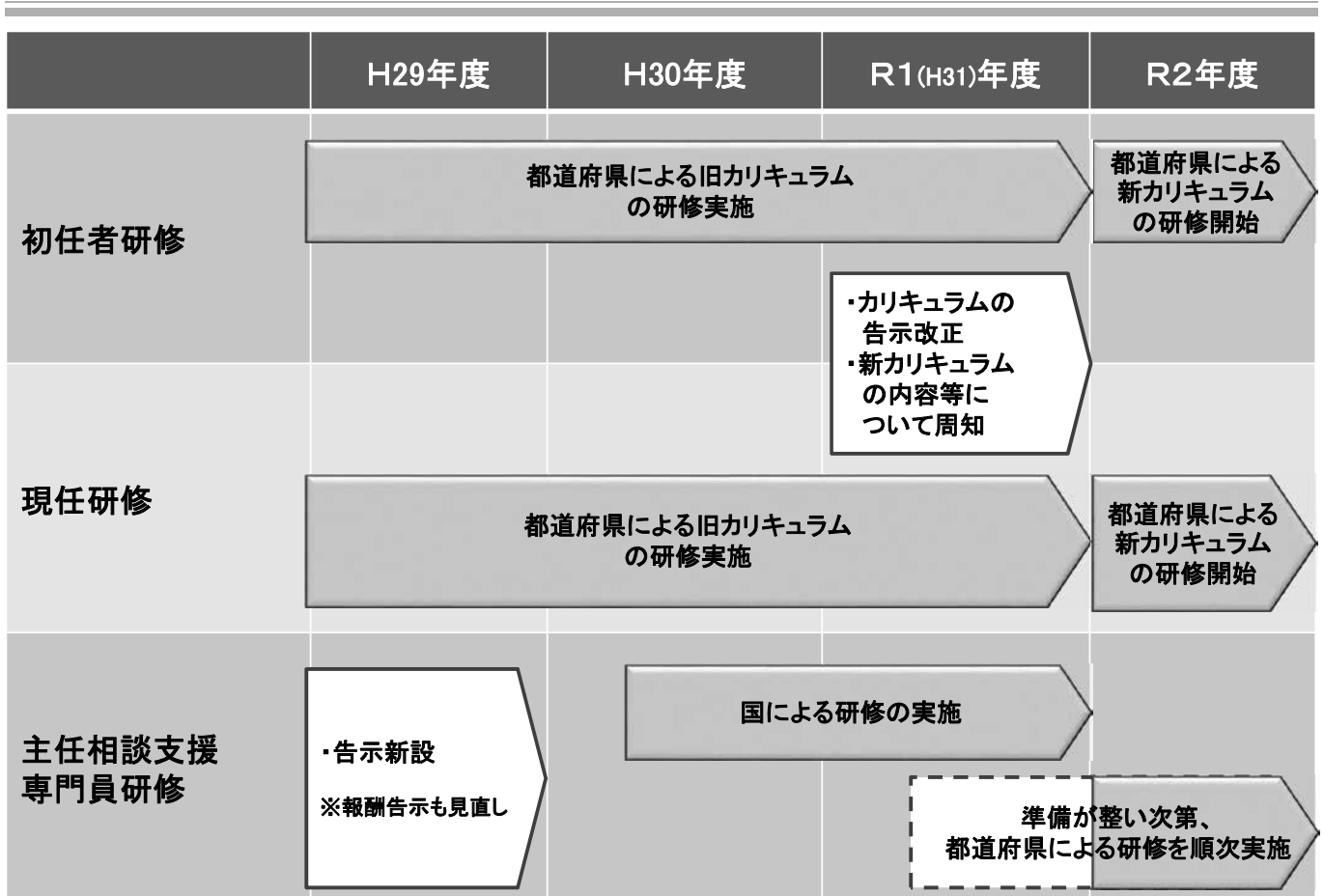
活動指標(案)

事項

総合的・専門的な相談支援の実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
	地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施

見直しのスケジュール

関連資料3



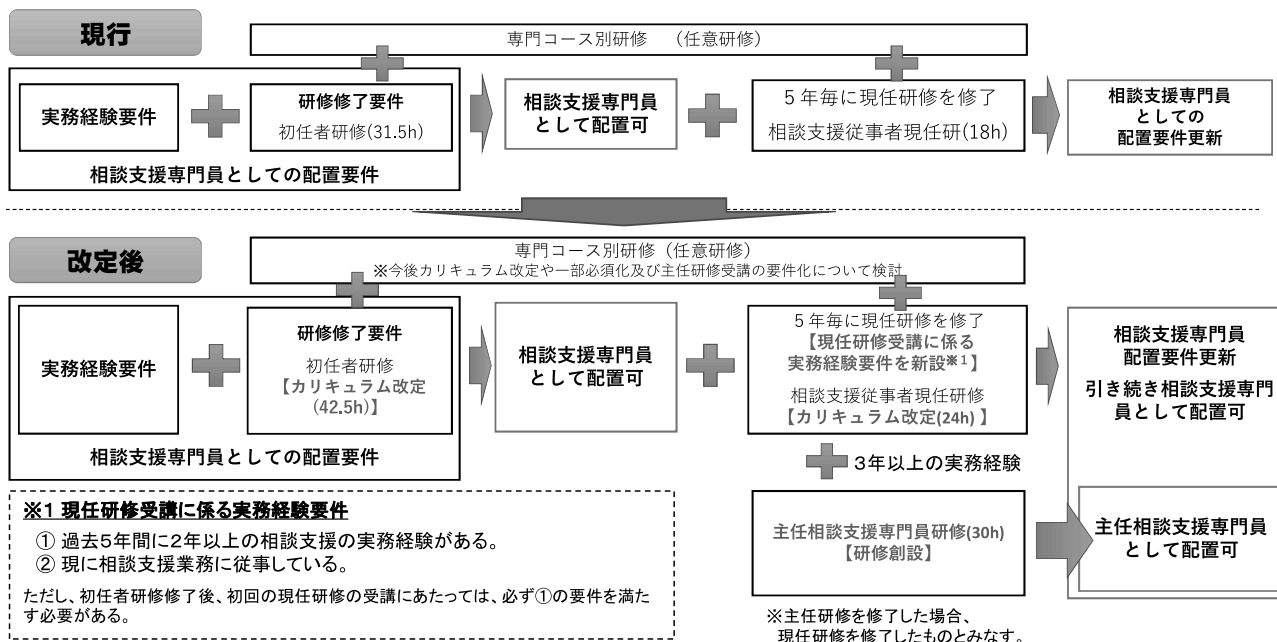
相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

関連資料4

時期	内容	社会保障審議会障害者部会 (R1・6・24) 資料を一部修正
平成27年12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘	
平成28年7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言	
平成28年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発	
平成30年3月2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告	
平成30年10月24日	・ 第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論	
平成31年2月14日～平成31年3月28日	・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催（計4回）	
平成31年2月22日	・ 第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告	
平成31年4月10日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめを厚生労働省ホームページに掲載	
令和元年6月24日	・ 第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告	
令和元年9月11日	・ 新たな研修カリキュラムを反映した告示・研修要綱を公布、発出 施行は令和2年4月1日	

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるように、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



<相談支援専門員・サービス管理責任者の研修体系>

【国研修】

（国で実施する研修）

事項	期間	実施方法	変更内容	備考
主任相談支援専門員養成研修	5日間	委託（民間団体）	廃止	・相談支援従事者指導者養成研修(国リハ学院)に統合

（国立リハビリテーション学院で実施する研修）

事項	期間	実施方法	変更内容	備考
相談支援従事者指導者養成研修	初任研修	国リハ学院	拡充	・主任相談支援専門員養成研修を統合 ・3日間から4日間に拡充 ・5月下旬に開催予定
	現任研修			
	主任研修			
サービス管理責任者等指導者養成研修	3日間 ↓ 4日間	国リハ学院	拡充	・意思決定支援に関する研修を追加(+5時間) ・3日間から4日間に拡充 ・9月中旬に開催予定

【都道府県研修】

（都道府県で実施する研修（地域生活支援事業））※（－）は変更なし

事項	内容	変更部分
相談支援従事者研修	初任・現任研修	－
	専門コース別研修	意思決定支援研修カリキュラム（5H）を追加
相談支援従事者主任研修	－	－
サービス管理責任者研修	基礎・実践・更新研修	－
	専門コース別研修	意思決定支援研修カリキュラム（5H）を追加

「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の概要

関連資料7

趣 旨

- 障害者総合支援法においては、障害者が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、指定事業者や指定相談支援事業者に対し、「意思決定支援」を重要な取組として位置付けている。
- 意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたガイドラインを作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とする。

意思決定支援の定義 / 意思決定を構成する要素

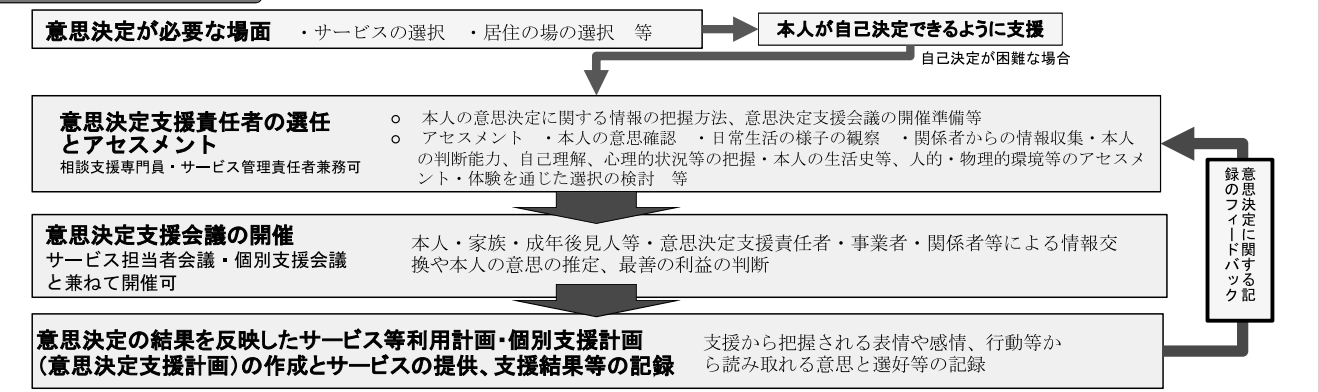
《意思決定支援の定義》

意思決定支援とは、自ら意思決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び嗜好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び嗜好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。

《意思決定を構成する要素》

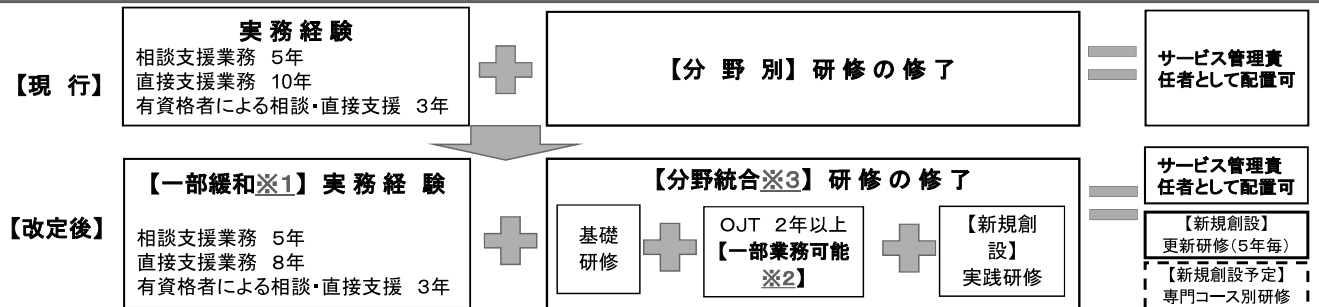
- (1) 本人の判断能力
障害による判断能力の程度は、意思決定に大きな影響を与える。意思決定を進める上で、本人の判断能力の程度について慎重なアセスメントが重要。
- (2) 意思決定支援が必要な場面
 - ① 日常生活における場面（食事・衣服の選択・外出・排せつ・整容・入浴等基本的な生活習慣に関する場面）
 - ② 社会生活における場面（自宅からグループホームや入所施設、一人暮らし等に住まいの場を移す等の場面）
- (3) 人的・物理的環境による影響
意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響を受ける。

意思決定支援の流れ



サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修体系等の見直し概要

関連資料8



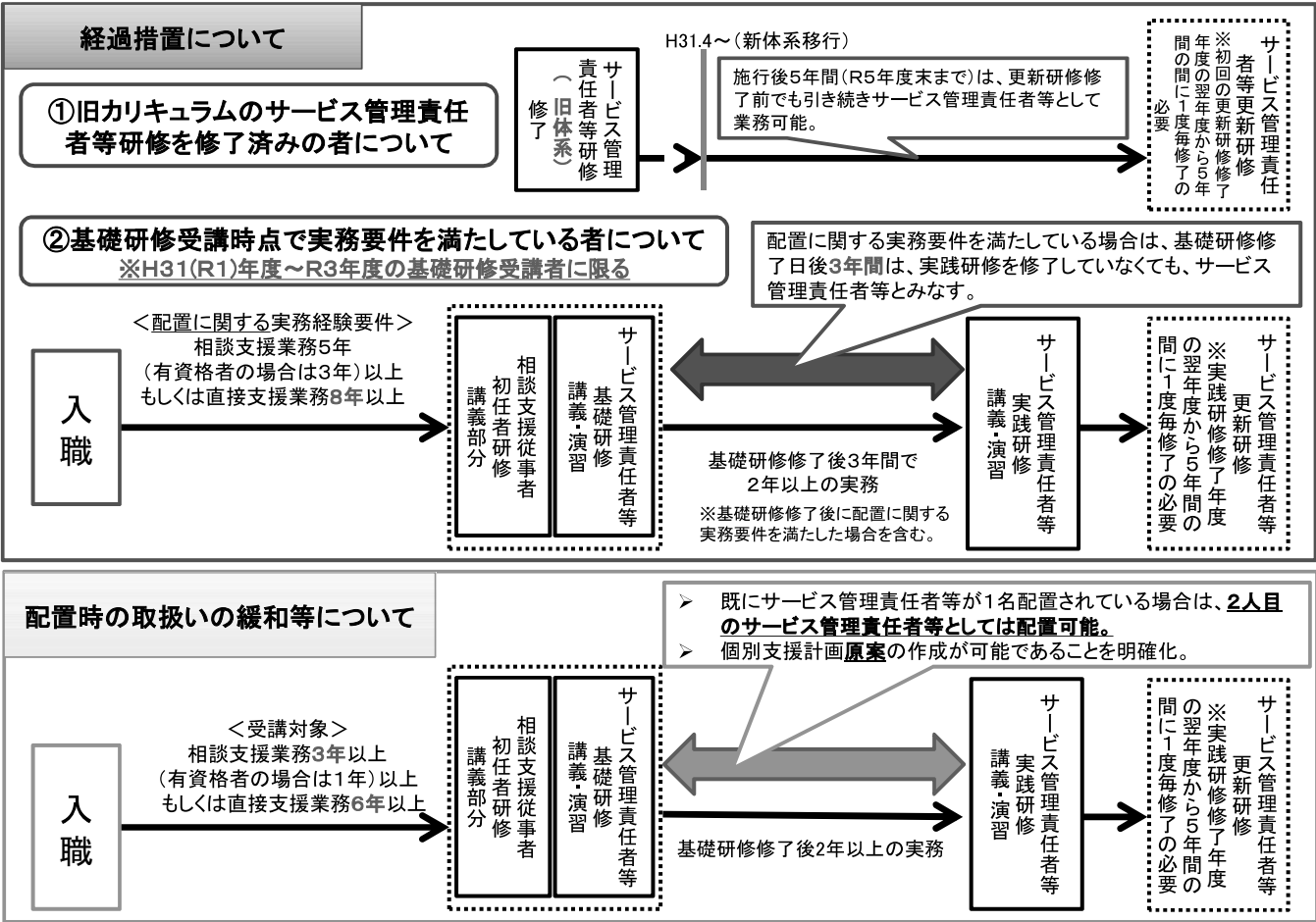
※専門コース別研修については、厚生労働科学研究にて開発中

見直し内容の詳細（R1.4～）

【現 行】	【改定後】
※1 実務経験の一部緩和 直接支援業務 10年 実務経験を満たして研修受講 ・ 相談支援業務 5年 ・ 直接支援業務 10年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年	直接支援業務 8年 ※ 上記以外の実務要件は従前通りとし、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の実務要件の共通化は行わない。 基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講、2年の実務を経て実践研修を受講 【基礎研修受講時の実務経験】（現行→改訂後） ・ 相談支援業務 5年→3年 ・ 直接支援業務 8年→6年 ・ 有資格者による相談・直接支援 3年→1年
※2 配置時の取扱いの緩和 研修修了後にサービス管理責任者として配置可	既にサービス管理責任者が1名配置されている場合は、基礎研修を修了者を、2人目以降のサービス管理責任者として配置可とする
※3 研修分野統合による緩和 ○ 各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）、就労）及び児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ○ 修了した分野及び児童発達支援管理責任者へのみ従事可	○ サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施 ○ 他分野に従事する際の再受講は必要なし ※ 30年度までの既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす。

サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

関連資料9



10 障害者の地域生活への移行等について

(1) 障害者の地域生活への移行について

① 自立生活援助について

平成 30 年 4 月に施行された自立生活援助は、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行うサービスであり、令和元年 10 月時点で、183 事業所（38 都道府県）において、789 人が利用している。

【関連資料 1、2】

自立生活援助の対象者は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者のほか、現に一人暮らしをしている障害者や障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないなど実質的に一人暮らしと同様の障害者も対象となる。

自立生活援助の標準利用期間は 1 年間としているが、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の審査を経て更新が可能である。

自立生活援助は、障害者支援施設等から地域での一人暮らしに移行した障害者が地域生活を継続するために有効なサービスであるとともに、現に一人暮らしをしている障害者等が住み慣れた地域で引き続き生活を可能とするサービスであるため、都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努めていただくとともに、事業者の指定や支給決定の実施等、自立生活援助の活用にも努めていただくようお願いする。

② 地域相談支援について

平成 24 年 4 月から施行された地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）は、平成 30 年の報酬改定において、地域移行実績等を評価した新たな基本報酬（地域移行支援サービス費Ⅰ）や深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）における電話による相談援助を評価した報酬（緊急時支援費Ⅱ）を設定したことから、利用者数が増加傾向にあるものの障害福祉計画における利用見込量を大きく下回る水準で推移しており、都道府県毎の利用実績に大きな差が生じている現状である。【関連資料 3】

地域相談支援の利用実績がない若しくは低調な理由については、複数の要因があると推測されるところであるが、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行は、障害福祉計画における継続した課題となっていることから、都道府県並びに市町村においては、地域相談支援の積極的な活用を検討願いたい。

特に、精神科病院に入院している精神障害者の地域移行に関しては、所

在の確認が難しい事例も散見されるが、国立精神・神経医療研究センターが公開している「地域精神保健医療福祉資源分析データベース ReMHRAD（リムラッド）」を活用することで、精神科病院に入院している方の状況（現在の所在病院・元住所地の市区町村）を検索すること等が可能なので、地域相談支援を必要とする精神障害者に対して確実に支援が届くよう、実態把握に努められたい。【関連資料 4】

また、地域相談支援と自立生活援助を組み合わせることで、地域移行する障害者への支援をより効果的に実施することが可能であり、相談支援事業者が自立生活援助を実施する場合は兼務要件等が緩和されているので、合わせて活用を検討願いたい。

③ 福祉施設入所者の地域生活への移行について

障害福祉計画における基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」について第 1 期から継続して成果目標を設定しており、第 5 期障害福祉計画（平成 30 年～令和 2 年度）における目標は、「平成 28 年度末の施設入所者数の 9 % 以上が地域生活へ移行」としている。

また、第 6 期障害福祉計画（令和 3 年～令和 5 年度）における目標は、地域移行の重要性は変わらないものの、施設入所者の重度化・高齢化等により地域移行者数が減少傾向にあること、一方、障害者の重度化・高齢化に対応するための日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能強化や地域生活支援拠点等の整備等を踏まえ、「令和元年度末の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行」とする予定としている。

都道府県並びに市町村におかれては、自立生活援助や地域相談支援の活用、グループホームの整備促進、進捗状況の把握等に取り組み、第 5 期障害福祉計画期間における目標の達成に努めていただきたい。

また、第 6 期障害福祉計画の策定にあたっては、管内の福祉施設入所者のニーズ等の把握に努め、重度化・高齢化した障害者等で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型グループホームにより常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるよう必要なサービス提供体制の確保が図られるよう留意いただきたい。

（２）共同生活援助（グループホーム）の利用促進について

① 日中サービス支援型グループホームについて

平成 30 年度報酬改定により創設された「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、また、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されるものであり、令和元年 10 月時点で、114 事業所（36 都道

府県）において、1,388人が利用している。【関連資料5、6】

都道府県並びに市町村におかれては、管内のニーズ等の把握に努めていただくとともに、事業者の指定や支給決定の実施等、日中サービス支援型グループホームの活用に努めていただくようお願いする。

② グループホームの整備促進について

グループホームは、障害者の地域における住まいの場として大きな役割を担っており、令和元年10月時点の利用者数は12.7万人（介護サービス包括型：11.0万人、日中サービス支援型：1,388人、外部サービス利用型：1.6万人）であり、第5期障害福祉計画の令和元年度末における利用者見込数12.9万人と比較して、ほぼ同水準となっているものの、第5期障害福祉計画（平成30年～令和2年度）においてグループホームの利用見込は今後も増加することから、引き続き、グループホームの整備促進に努められたい。【関連資料7】

③ グループホームの防火安全対策等について

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているところであるが、都道府県並びに市町村におかれては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いする。

また、非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に取り組みにくいとの声もあるため、都道府県並びに市町村におかれては、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組みの促進を図るようお願いする。

災害発生に備えた取組みの例

- 避難行動要支援者名簿への掲載の調整
- 一時避難場所や福祉避難所への移動経路の確認及び移動訓練 等

④ 地域の実状に合った総合的な福祉サービスの提供について

厚生労働省においては、平成27年9月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を取りまとめ、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを総合的に提供する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示すとともに、平成28年3月に、総合的な福祉サービスの提供を行う上で現行制度において運用上対応可能な事項を整理した「地域の実状に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」を取りまとめている。

その中で、障害者グループホームと認知症対応型グループホームについては、ともに「家庭的な雰囲気の下で生活する住まい」であることから「設

備の共用は可能」であり、一体的に運営することが可能と整理されている。
都道府県並びに市町村におかれては、これらの趣旨や内容を十分ご理解の上、引き続き、グループホームの適切な運用を図っていただくようお願いする。【関連資料 8】

(3) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等の福祉施設への受け入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホームや自立訓練、就労継続支援等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、「地域生活移行個別支援特別加算」及び「社会生活支援特別加算」により評価している。

地域生活移行個別支援特別加算の算定実績は、全国的には増加傾向にあるが、算定実績の全くない自治体もあり、地域によって取組状況に差異がみられるため、都道府県並びに市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いする。

(参考)

地域生活移行個別支援特別加算の算定実績の推移

	H28 年 10 月	H29 年 10 月	H30 年 10 月	R 元年 10 月
介護サービス包括型	311 人	335 人	397 人	456 人
グループホーム	153 事業所	160 事業所	185 事業所	202 事業所
日中サービス支援型			3 人	4 人
グループホーム			3 事業所	3 事業所
外部サービス利用型	75 人	80 人	72 人	81 人
グループホーム	41 事業所	42 事業所	35 事業所	37 事業所
障害者支援施設	45 人	45 人	39 人	27 人
	24 事業所	26 事業所	25 事業所	18 事業所
宿泊型自立訓練	66 人	60 人	63 人	72 人
	44 事業所	41 事業所	39 事業所	51 事業所
合計	497 人	520 人	574 人	640 人
	262 事業所	269 事業所	287 事業所	311 事業所

※日中サービス支援型グループホームは平成 30 年 4 月創設

※障害者支援施設については、地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)(個人加算)の算定実績

社会生活支援特別加算の算定実績の推移

	H28 年 10 月	H29 年 10 月	H30 年 10 月	R 元年 10 月
自立訓練(機能訓練)			1 人	2 人
			1 事業所	2 事業所
自立訓練(生活訓練)			170 人	216 人
			61 事業所	76 事業所
就労移行支援			33 人	50 人
			16 事業所	27 事業所
就労継続支援(A型)			21 人	27 人
			14 事業所	18 事業所
就労継続支援(B型)			145 人	248 人
			80 事業所	133 事業所
合 計			370 人	543 人
			172 事業所	256 事業所

※社会生活支援特別加算は平成 30 年 4 月創設

(4) 障害者ピアサポート研修事業について

地域移行や地域生活の支援に有効なピアサポートを担う人材の育成のため、令和 2 年度予算案（地域生活支援事業）において、自ら障害等の経験を持ち、経験を活かしながら他の障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を行う「障害者ピアサポート研修事業」を創設した。

なお、本事業の実施要綱は既に通知したところであるが、都道府県並びに指定都市は本事業の趣旨をご理解の上、積極的な取組をお願いしたい。

【関連資料 9】

自立生活援助について

関連資料1

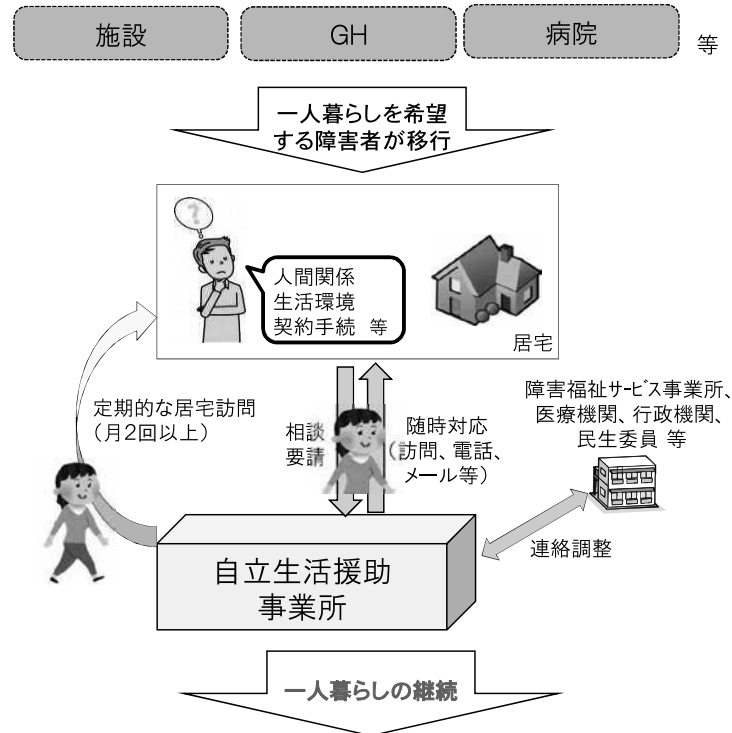
- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。（平成30年4月1日～）

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- 現に一人で暮らししており、自立生活援助による支援が必要な者
- 障害、疾病等の家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）



自立生活援助の現状

※令和元年10月サービス提供分(国保連データ)

関連資料2

事業所について [183事業所(38都道府県)]

○都道府県毎の事業所数

北海道	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県
7	3	1	1	1	4	2	1	8	10	35	11	1	5	9	6	1
静岡県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県
7	7	4	2	9	8	1	3	1	3	5	1	1	2	4	1	3
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県													
4	7	3	1													

利用者について [789人]

○都道府県毎の利用者数

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	山梨県	長野県	岐阜県
33	1	15	2	2	7	19	4	4	32	43	176	25	4	13	39	28	3
静岡県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県
28	53	11	12	42	16	3	8	2	11	29	2	2	5	27	8	31	12
大分県	宮崎県	鹿児島県															
31	3	3															

○状態毎の利用者数

退所等をしてから1年以内の者	320
上記以外の単身生活者 等	469

○障害種別毎の利用者数

身体障害	知的障害	精神障害	難病等
55	205	529	0

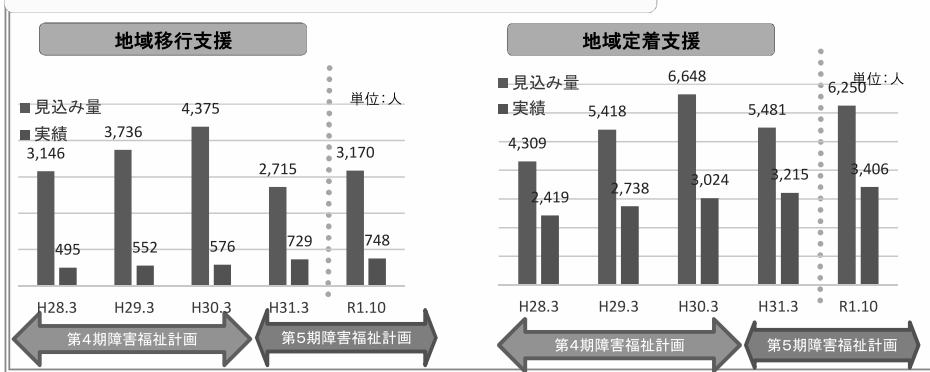
○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
4	14	62	200	263	32	214

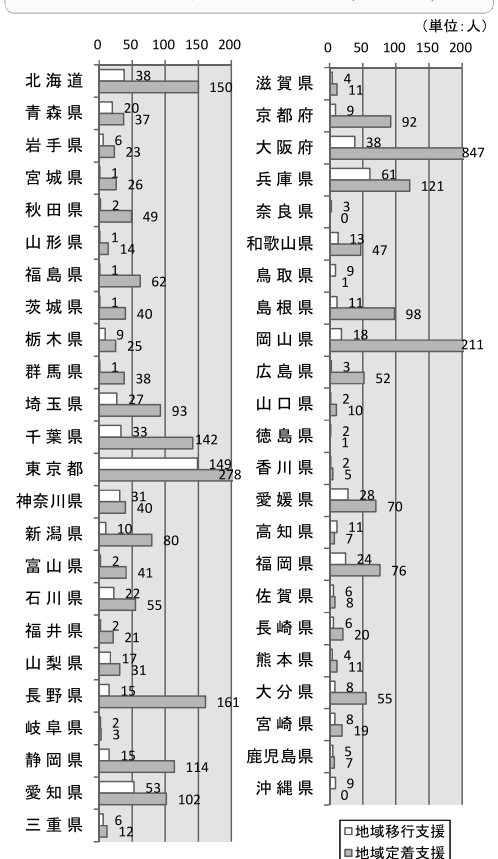
○年齢毎の利用者数

18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
0	8	77	126	204	237	91	46

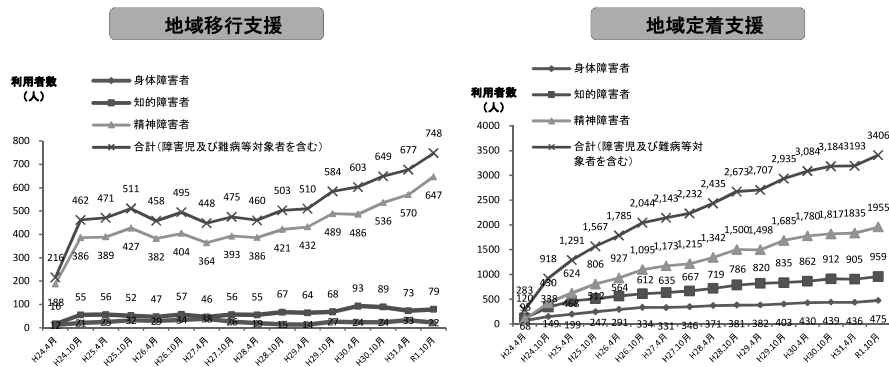
◆ 障害福祉計画における見込み量と実績



◆ 都道府県別利用者数（R1.10）



◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～R1.10）



ReMHRAD(リムラッド)；地域精神保健医療福祉資源分析データベース 関連資料4
Regional Mental Health Resources Analyzing Database

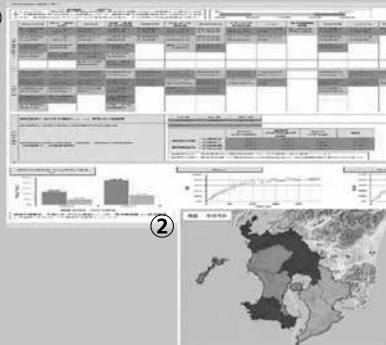
4つのコンテンツからなる地図情報を利用した、精神保健医療福祉上の情報を統合したWeb上のデータベース

4つのコンテンツ

1. 多様な精神疾患の指標（医療計画）

精神疾患の医療体制についての指標を表示（主にNDBで把握）

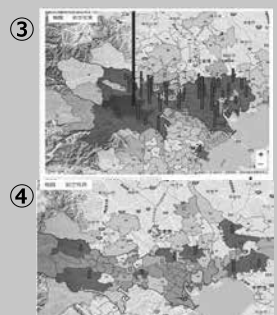
- ① 都道府県別；指標毎に、全国平均と比べた4分位で表示（例；鹿児島県）
- ② 二次医療圏別；指標毎に、全国平均と比べた8分位で表示（例；鹿児島県）



2. 入院者の状況

精神病床の入院者の状況を入院期間毎に表示（主に630調査で把握）

- ③ 自区市町村の医療機関に入院している患者は、どの住民か。（例；八王子市）
- ④ 自区市町村に住所がある患者は、どの区市町村の医療機関に入院しているか。（例；江東区）



3. 地域包括ケアのための資源の状況（障害福祉・訪問看護）

（主にWAMNETと630調査で把握）

- ⑤ 区市町村別；障害福祉サービス事業所と訪問看護ステーションの設置数（人口10万対・実数）を、全国平均と比べた8分位で表示（例；東京都）



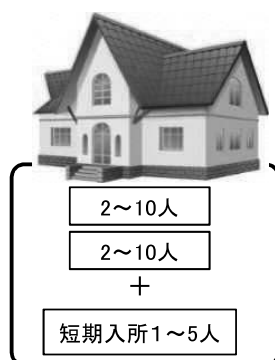
4. 各社会資源のマッピング（医療機関・障害福祉・訪問看護）

（主に日本医師会地域医療情報システム、WAMNET 及び630調査で把握）

- ⑥ 区市町村別；精神科医療機関、障害福祉サービス事業所と訪問看護ステーションの位置を表示（例；奈良県）



- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。
なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。
- 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）
 - ※ 世話人の配置が3:1の場合
 - (1) 区分6 1,104単位
 - ： ：
 - ： ：
 - ※ このほか、看護職員を常勤換算で1名以上配置した場合の加算を創設（看護職員配置加算 70単位/日）



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認める。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

日中サービス支援型グループホームの現状

※令和元年10月サービス提供分(国保連データ)

関連資料6

事業所について [114事業所(36都道府県)]

○都道府県毎の事業所数

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	長野県	静岡県	三重県
18	3	1	1	1	2	1	3	1	6	6	2	6	1	2	2	6	1
愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県	沖縄県
2	2	3	1	2	4	2	1	2	2	1	3	1	10	1	5	3	6

利用者について [1,388人]

○都道府県毎の利用者数

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	石川県	長野県	静岡県	愛知県	三重県
248	28	8	8	13	24	9	41	8	58	60	59	76	15	15	14	74	15	8
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	鹿児島県	沖縄県		
20	32	46	17	45	17	11	24	33	4	56	27	105	14	51	31	74		

○障害種別毎の利用者数

身体障害	知的障害	精神障害	難病等
219	783	384	2

○障害支援区分毎の利用者数

区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	区分なし
358	341	337	234	91	7	20

○日中活動サービスを利用する利用者数

生活介護	自立訓練 (機能)	自立訓練 (生活)	就労移行 支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型
828	0	35	8	13	230

○年齢毎の利用者数

18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
3	14	155	214	317	342	152	191

グループホームの利用者数の推移

関連資料7

障害者の地域移行を推進し、地域で安心して生活するため、障害者の住いの場であるグループホームの整備を促進する。

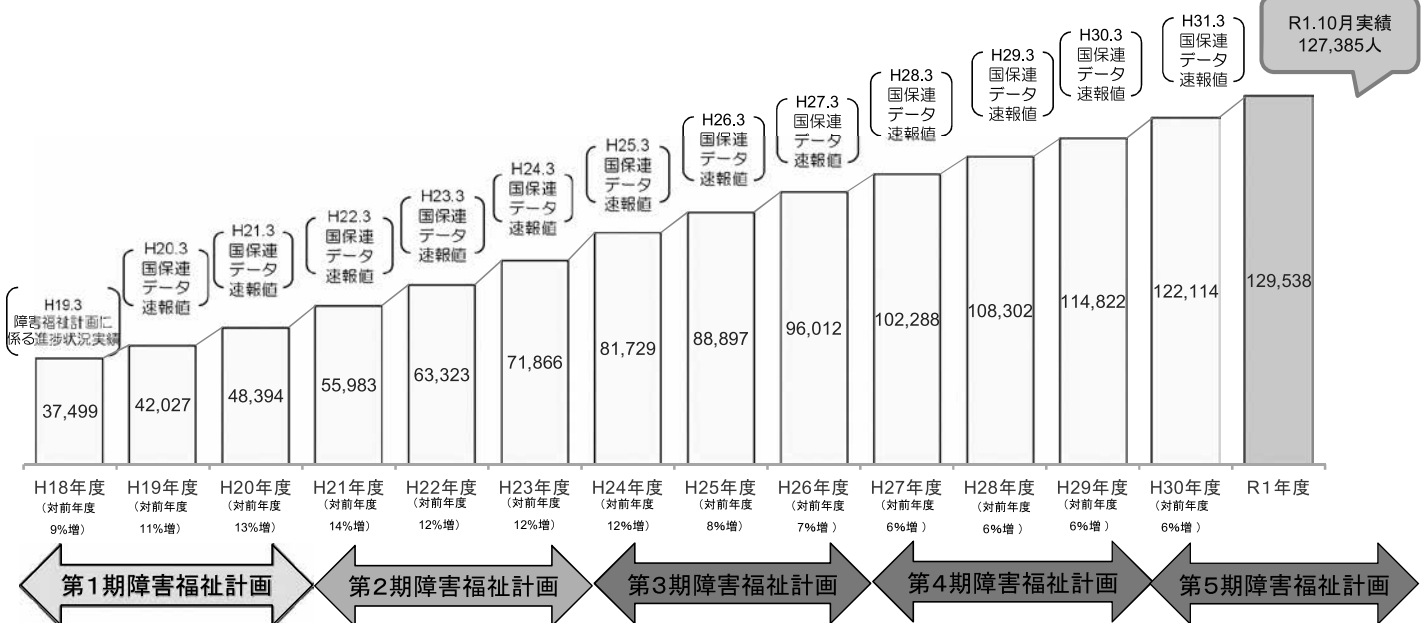
各自治体が策定した障害福祉計画においては、令和元年度に12.9万人のグループホーム利用者が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)

実績

見込

提供されるサービスの総量
(人分)



地域の実情に合った総合的な福祉サービスの 提供に向けたガイドライン

抜粋

※本ガイドラインは、福祉サービスを総合的に提供する上で、
現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可
能な事項を整理したもの。

平成 2 8 年 3 月



1. 地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供の推進

(1) 高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供の意義

厚生労働省は、福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった、福祉分野を取り巻く課題に対応するため、局長級のプロジェクトチームにおいて、平成 27 年 9 月に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（以下「新たな福祉ビジョン」という。）を取りまとめた。

新たな福祉ビジョンは、高齢者、障害者、児童等の対象者にかかわらず、包括的・総合的に支援する仕組みを構築するという今後の福祉の方向性を示したものである。福祉サービスの提供に当たっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることが重要である。

このため、厚生労働省では、専門性に則って高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の支援を行う方法の他に、複数分野の支援を総合的に提供する仕組みを推進していくこととしている。その基本的な理念は、高齢者、障害者、児童等が集い、誰もが分け隔てなく支え合い、その人のニーズに応じた支援が受けられるという共生型社会の構築である。

また、こうした取組を地域づくりの拠点としても機能させていくことが重要である。各地において、既存の補助金や高齢者、障害者、児童等の各対象者別の福祉制度に基づく福祉サービスを活用することで、高齢者、障害者等を分け隔てなく受け入れ、制度に基づく専門サービスを提供するものから、地域福祉の拠点となり居場所機能を担うものまで、様々なかたちで実施されており、こうした共生型の多世代交流・多機能型の福祉拠点による地域づくりの取組が地域の実情に応じて更に広がることが期待される。

(2) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、新たな福祉ビジョンを受け、高齢者介護、障害者福祉、子育て支援等の複数分野の支援を総合的に提供する場合の各福祉制度の人員配置基準、設備基準等に係る現行制度の規制等について、現行制度において運用上対応可能な事項を整理することで、総合的なサービスの提供の阻害要因を解消し、全国で更に取組を推進することを目的としている。自治体においては、本ガイドラインの趣旨を理解し、各制度の人員配置基準、設備基準の適切な運用を行うことで、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を推進することが重要である。また、事業者においても、本ガイドラインを参考に、高齢者、障害者、児童等に係る福祉サービスの総合的な提供を積極的に実施することが期待される。

現行制度において運用上対応可能な事項の整理にあたっては、各地において実施されている多世代交流・多機能型の福祉拠点の取組が、現在、通いや居場所の提供を中心に、泊まりなども含めた形態で行われていることを踏まえ、高齢者、障害者、児童等に対して、通所による居場所の提供や泊まりによる支援を行うことを内容とする福祉サービスにつ

いて、福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービスとして整理を行った。具体的に整理を行った福祉サービスは、以下に挙げたとおりである。

なお、今後も現場の創意工夫の中で、不明点が出てくることは十分に考えられる。このため、本ガイドラインは、今後も必要に応じて見直しを行うこととする。

さらに、新たな福祉ビジョンにおいては、福祉サービスの総合的な提供に向けた各制度の人員配置基準、設備基準の緩和について、必要に応じ報酬改定も視野に入れて、平成 28 年度から平成 30 年度までにかけて検討することとしている。

【福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス】

対象者	福祉サービス
高齢者等	▪ 通所介護（デイサービス） ▪ 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス） ▪ 小規模多機能型居宅介護 ▪ 看護小規模多機能型居宅介護 ▪ 短期入所生活介護（ショートステイ） ▪ 認知症対応型共同生活介護（認知症対応型グループホーム）
障害者 （児）	▪ 生活介護（デイサービス） ▪ 短期入所（ショートステイ） ▪ 機能訓練 ▪ 生活訓練 ▪ 就労移行支援 ▪ 就労継続支援 A 型 ▪ 就労継続支援 B 型 ▪ 共同生活援助（障害者グループホーム） ▪ 児童発達支援 ▪ 放課後等デイサービス ▪ 地域活動支援センター ▪ 日中一時支援
児童	▪ 保育所 ▪ 小規模保育事業 ▪ 家庭的保育事業 ▪ 地域子育て支援拠点事業 ▪ 利用者支援事業 ▪ 一時預かり事業（一般型） ▪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
生活困窮者	▪ 就労訓練事業

2. 高齢者、障害者、児童等に対して複数の福祉サービスを総合的に提供する上で、人員・設備の兼務・共用等が運用上対応可能な事項について

(2) 高齢者、障害者、児童等の各制度の人員・設備基準について

1 (2) の「福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス」で挙げた高齢者、障害者、児童等の各福祉サービスの人員配置基準、設備基準については、以下の表のとおりである。このうち、高齢者、障害者、児童等のサービスを総合的に提供するにあたり、高齢者と障害者、障害者と児童等、対象者が異なる福祉サービス間で兼務、共用が可能な人員、設備については下線を引いた。

なお、兼務・共用が認められない人員・設備の他、高齢者、障害者、児童等の対象者毎の福祉サービス間においてのみ兼務・共用が認められる人員、設備には下線を引いていない。(例 生活介護における生活支援員：生活介護における管理者と兼務可能、小規模多機能型居宅介護における介護支援専門員等：小規模多機能型居宅介護における他の職務等と兼務可能)

【高齢者等を対象としたサービスの例】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
認知症対応型共同生活介護	・ <u>管理者</u>：共同生活住居ごとに 1 ・ <u>代表者</u> ・ <u>介護従業者</u>：3：1（共同生活住居ごとに夜間・深夜の勤務を行う者 1 以上） ・ <u>計画作成担当者</u>：共同生活住居ごとに 1	・ <u>共同生活住居</u>：原則 1 又は 2。定員 5～9 人。<u>居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u>等が必要。 ・ <u>居室</u>：定員 1。床面積 7.43 m²（4.5 畳）以上。 ※家庭的な雰囲気の下で生活する高齢者の住まいであるため、障害者に対する類似のサービスである共同生活援助との設備の共用は可能。

【障害者（児）を対象としたサービス】

サービス	人員基準※下線は兼務可能な人員	設備基準※下線は共用可能な設備
共同生活援助 ※介護サービス包括型	・ <u>管理者</u> ・ <u>サービス管理責任者</u>：利用者 30 人までは 1、以降 30 人増す毎に 1 ・ <u>世話人</u>：6：1 ・ <u>生活支援員</u>：障害支援区分に応じて、2.5：1～9：1	・ <u>共同生活住居</u>：1 以上。定員 2～10。事業所の合計定員 4 以上。1 以上のユニット（1 ユニット：定員 2～10）が必要。<u>居室、居間、食堂、便所、浴室</u>等が必要 ・ <u>居室</u>：定員 1 又は 2。床面積 7.43 m² 以上 ・ <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u> ※家庭的な雰囲気の下で生活する障害者の住まいであるため、高齢者等に対する類似のサービスである認知症対応型共同生活介護との設備の共用は可能。

(6) 福祉サービスを総合的に提供する際の各制度の基準の適用例

(2)～(5)を踏まえ、高齢者、障害者、児童等の各制度を組み合わせる福祉サービスを総合的に提供する際の、人員の兼務、設備の共用ができる事項について、高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスを組み合わせる提供する場合の例を用いて示した。

【泊まりのサービスを組み合わせる例】

例⑦ 認知症対応型共同生活介護（高齢者等）＋共同生活援助（障害者）

兼務可能な人員・基準該当サービス	共用可能な設備・基準該当サービス
○ 管理者、代表者：<u>兼務可能</u>	○ 居間、食堂、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：<u>別々に設ける必要なし</u> ○ 居間、食堂、台所、浴室、便所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備：<u>各サービスの利用者が利用可能</u>
（参考）サービス毎の必要人員※下線は兼務可能な人員 【認知症対応型共同生活介護】 <u>管理者、代表者</u>、介護従業者、計画作成担当者 【共同生活援助】 <u>管理者</u>、サービス管理責任者、世話人、生活支援員	（参考）サービス毎の必要設備※下線は共用可能な設備 【認知症対応型共同生活介護】 居室、<u>居間、食堂、台所、浴室、消火設備</u> 【共同生活援助】 居室、<u>居間、食堂、便所、浴室、消火設備</u>その他の非常災害に際して必要な設備

目的

自ら障害や疾病等の経験を持ち、その経験を活かしながら他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターへの配慮や活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

事業内容

ピアサポーターの養成及び事業所等の管理者等がピアサポーターへの配慮や活用方法等を習得するための研修の実施（6日間）

標準的なカリキュラム（案）

- 基礎研修（2日間）
- 専門研修（2日間）
- フォローアップ研修（2日間）

※ 一部のカリキュラムは障害当事者と事業所の管理者が別々に受講する

受講対象者

- ・ 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用されている（雇用が見込まれる者を含む）障害者
- ・ 当該事業所の管理者等

実施主体

都道府県・指定都市（民間団体へ委託可）

補助率

国50/100以内

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害者ピアサポート研修事業の実施について

自らも障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、障害福祉サービス事業所等で働き、他の障害や疾病のある障害者のための支援を行うピアサポートの取組については、障害者の地域移行や地域生活の支援に有効なものである。

このため、今般、障害福祉サービス等におけるピアサポートを担う質の高い人材を確保する観点から、新たに別添のとおり「障害者ピアサポート研修事業実施要綱」を定めたので、本事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いする。

障害者ピアサポート研修事業実施要綱

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は都道府県又は指定都市とする。

ただし、事業の一部又は全部の事業を適切に実施することができると認められる法人に委託することができる。

3 対象者

① 障害福祉サービス事業所、相談支援事業所等に雇用等されている障害者

なお、雇用等されている障害者は常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、今後、雇用が見込まれる者を含むものとする。

② ①の者が所属する障害福祉サービス事業所等の管理者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者

4 研修内容

標準的なカリキュラムは、別紙のとおりであり、この内容以上のものとする。

なお、必要に応じて時間数を延長することや必要な科目を追加しても差し支えないものとする。

5 研修テキスト

本研修テキストについては、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

なお、平成 30 年度厚生労働科学研究「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に関する研究」において、基礎研修テキスト及び専門研修テキスト、平成 31 年度厚生労働科学研究「障害者ピアサポートの専門性を高めるための研修に係る講師を担える人材の養成及び普及のための研究」において、フォローアップ研修テキストを作成しており、成果物は厚生労働省のホームページで公開するので活用いただきたい。

6 修了証書の交付等

実施主体の長は、研修修了者に対して氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付するとともに、研修修了者の名簿を作成し管理すること。

7 事業実施上の留意点

- ・ 専門研修の受講者は基礎研修の修了者、フォローアップ研修の受講者は専門研修の修了者とする。
- ・ 基礎研修、専門研修及びフォローアップ研修を一体的な研修と捉え、各研修を少なくとも年1回以上実施すること。
- ・ 研修の企画にあたっては、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が携わっていることが望ましい。
- ・ 研修の実施にあたっては、受講者が障害当事者であること、また、事業所等に雇用されている者であることを踏まえ、コミュニケーション支援などの受講環境や休憩時間等に配慮すること。
- ・ 研修参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分及び研修会場までの旅費等については、受講者（所属する事業所等を含む。）が負担するものとする。

(別紙)

基礎研修カリキュラム

1 日目		
科目名	時間数	内 容
講 義	440 分	
1 ピアサポートの理解	30 分	・ 障害領域ごとの歴史や背景 ・ 障害領域ごとの視点
2 演習①	60 分	・ 講義「ピアサポートの理解」の振り返り、気づきの共有
3 ピアサポートの実際・事例	70 分	・ 障害領域ごとのピアサポートの実践
4 演習②	40 分	・ 講義「ピアサポートの実際・事例」の振り返り、気づきの共有
2 日目		
5 コミュニケーションの基本	40 分	・ ピアサポートの視点を取り入れたコミュニケーション技法や経験の共有
6 演習③	60 分	・ 講義「コミュニケーションの基本」の振り返り、気づきの共有
7 障害福祉サービスの基礎と実際	40 分	・ 障害福祉施策の歴史 ・ 障害福祉施策の仕組み
8 演習④	20 分	・ 講義「障害福祉サービスの基礎と実際」の振り返り、気づきの共有
9 ピアサポートの専門性	30 分	・ ピアサポートの具体的な専門性 ・ 倫理と守秘義務
10 演習⑤	50 分	講義「ピアサポートの専門性」の振り返り、気づきの共有

※ 1, 3, 5, 9 は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が講師であること

専門研修カリキュラム

1 日目		
科目名	時間数	内 容
講 義	540 分	
1 基礎研修の振り返り	30 分	・ 基礎研修の振り返り
2 ピアサポーターの基礎と専門性	40 分	・ 障害特性に応じた専門性
3 演習①	60 分	・ 講義「ピアサポーターの基礎と専門性」の振り返り、気づきの共有
4 ピアサポートの専門性の活用	40 分	・ 障害特性に応じたピアサポートの専門性を活かすための視点
5 演習②	30 分	・ 講義「ピアサポートの専門性の活用」の振り返り、気づきの共有
6 関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際（障害者）	各 40 分	・ 関連法、関連施策
6 ピアサポートを活用する技術と仕組み（事業所）		・ 現場におけるピアサポートの活用方法
7 演習③（障害者）	各 40 分	・ 講義「関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際」の振り返り、気づきの共有
7 演習③（事業所）		・ 講義「ピアサポートを活用する技術と仕組み」の振り返り、気づきの共有
8 演習④	20 分	・ 障害者、事業所職員別講義及び演習内容についての共有
2 日目		
9 ピアサポーターとしての働き方（障害者）	各 30 分	・ 労働法規
9 ピアサポーターを活かす雇用（事業所）		・ ピアサポーターを雇用し、協働する上での留意点
10 演習（障害者）⑤	各 40 分	・ 講義「ピアサポーターとしての働き方」の振り返り、気づきの共有
10 演習（事業所）⑤		・ 講義「ピアサポーターを活かす雇用」の振り返り、気づきの共有
11 セルフマネジメントとバウンダリー	30 分	・ ピアサポーターが葛藤しやすい状況 ・ 病気や障害を抱えて働く上でのセルフケア
12 演習⑥	40 分	・ 講義「セルフマネジメントとバウンダリー」の振り返り、気づきの共有

13 チームアプローチ	40 分	・所属機関（チーム）におけるピアサポーターの役割と協働における留意点
14 演習⑦	60 分	・講義「チームアプローチ」の振り返り、気づきの共有

※2, 4, 11は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が講師であること

※13は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者及び専門職が講師であること

フォローアップ研修カリキュラム

1 日目		
科目名	時間数	内 容
講 義	540 分	
1 専門研修の振り返り	30 分	・ 専門研修の振り返り
2 障害特性	60 分	・ 障害領域ごとの障害特性
3 働くことの意義	30 分	・ ピアサポーターとして職場にもたらす効果
4 演習①	60 分	・ 講義「働くことの意義」の振り返り、気づきの共有
5 障害者雇用	40 分	・ 障害者雇用の実際と留意点
6 演習②	60 分	・ 講義「障害者雇用」の振り返り、気づきの共有
2 日目		
7 ピアサポーターとしての継続的な就労	60 分	・ ピアサポーターとしての能力を発揮し、働き続けるために必要なポイント
8 ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法	60 分	・ 職場内や関係機関との連携の中で発信力を高めることによる専門性の発揮方法
9 演習③	70 分	・ 講義「ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法」の振り返り、気づきの共有、事例検討等
10 ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備	30 分	・ ピアサポーターとして雇用される上での準備、留意点
11 演習⑤	40 分	・ 講義「ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備」の振り返り、気づきの共有

※ 3, 7, 8, 10 は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者が講師であること

※ 9 は、ピアサポーター又はこれに準ずる障害当事者及び専門職が講師であること

11 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

(1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について【関連資料1】

① 障害者虐待事例への対応状況等

令和元年12月20日に公表した平成30年度の障害者虐待に関する調査結果では、養護者による虐待と判断された件数は平成29年と比較して3.5%の増加(1,557件→1,612件)となり、施設従事者等による虐待と判断された件数は、平成29年度と比較して28%の増加(464件→592件)となっている。

② 通報の徹底及び虐待事案における適切な対応について

施設従事者等からの相談・通報件数が増加傾向にあることは遺憾であるが、その一方で、障害者虐待防止法(以下「法」という)第16条1項に定める通報義務に関する理解が施設従事者等へ深まりつつある状況と考えられる。障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、法第16条4項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても周知徹底を図られたい。

このため、各都道府県において実施される障害者虐待防止研修における障害者福祉施設管理者等の研修受講を勧奨するとともに、研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、改めて研修受講の徹底を図られたい。

また、報道等で明らかになる重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては事業所に対する適切な事実確認を実施するとともに都道府県等においては、市町村と連携して適切な権限行使を視野に入れた指導をお願いしたい。

さらに、LGBTのような性的指向・性自認を持つ虐待を受けている障害者について、当該障害者の多様な特性に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県においては、事業者や市町村に対して周知を図られたい。

(2) 令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修について

令和2年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修については令和2年11月17日・18日の2日間、埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターで開催する予定である。詳細については決定次第、別途連絡を行うので、適任者を推薦いただく等、ご協力をお願いする。

（３）障害者虐待防止対策支援事業について【関連資料２】

令和２年度の予算（案）における障害者虐待防止対策支援事業（地域生活支援促進事業）については、市町村虐待防止センター及び都道府県権利擁護センターにおける専門性の高い職員の配置等による体制の整備、地域の行政機関や専門機関、住民等との連携協力体制の強化、その他研修や普及・啓発事業を行えるよう引き続き必要な予算を確保することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
 - 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 ③使用者による障害者虐待
 - 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
- ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

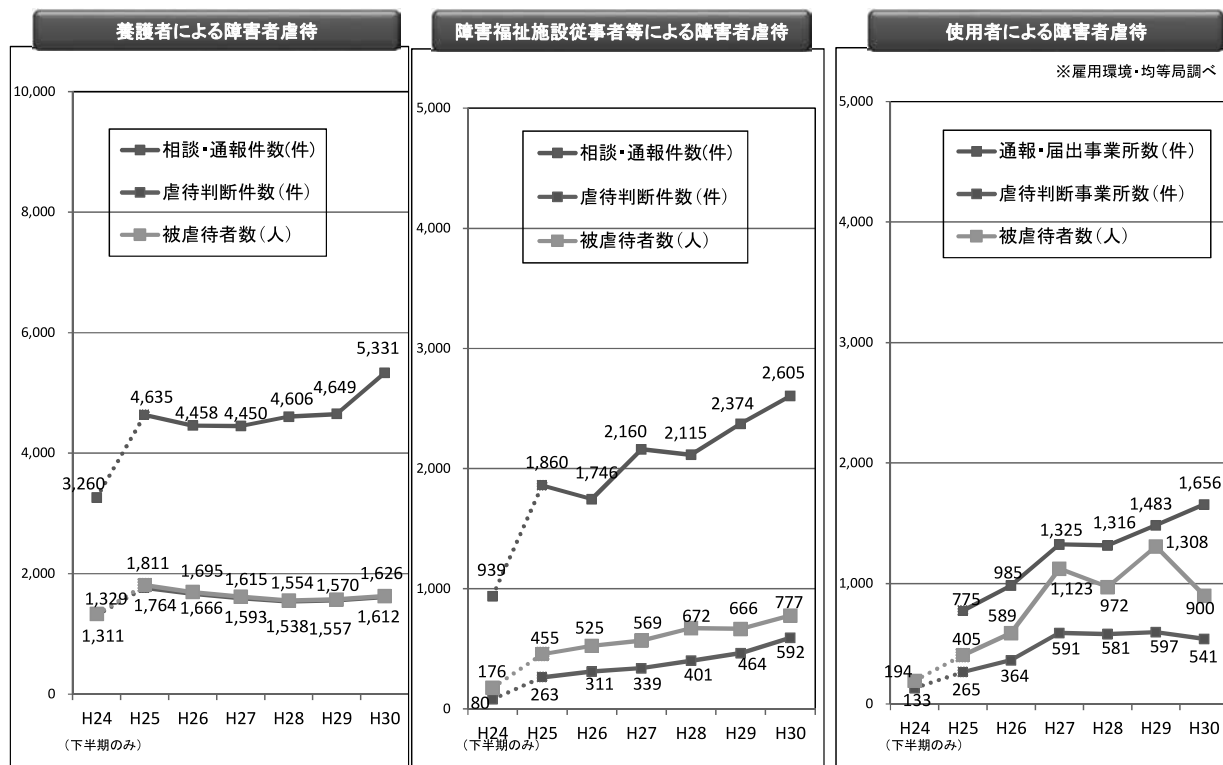
- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] 	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] 	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム]

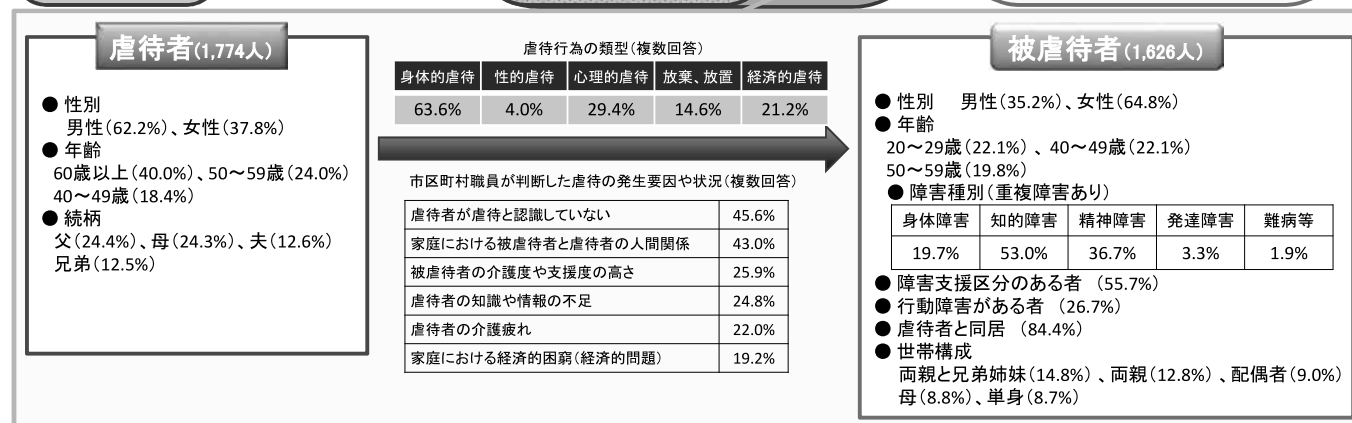
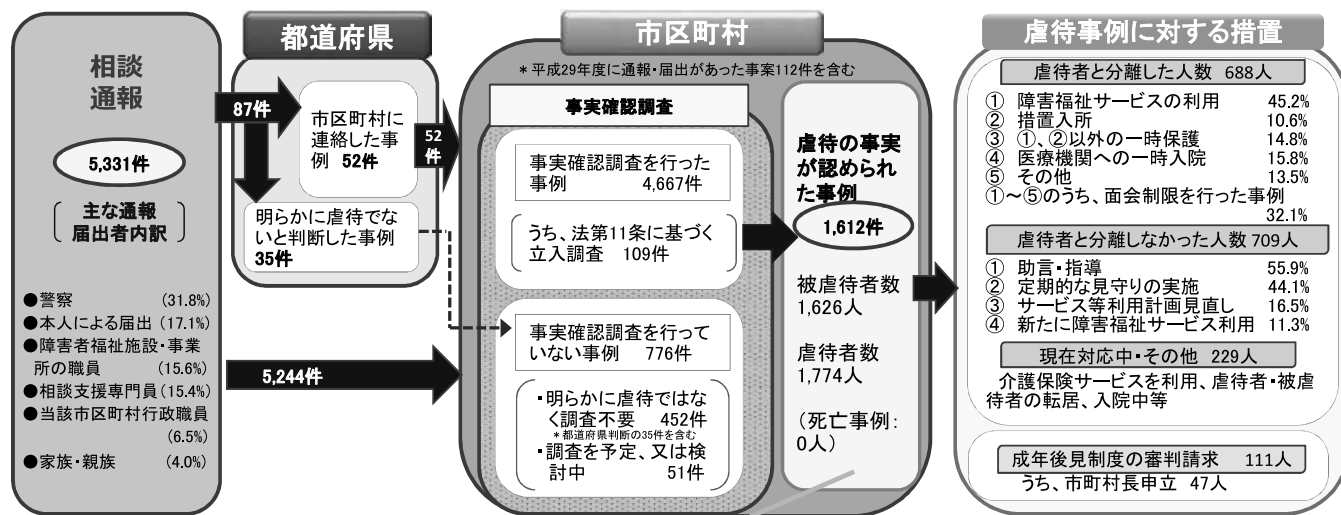
- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

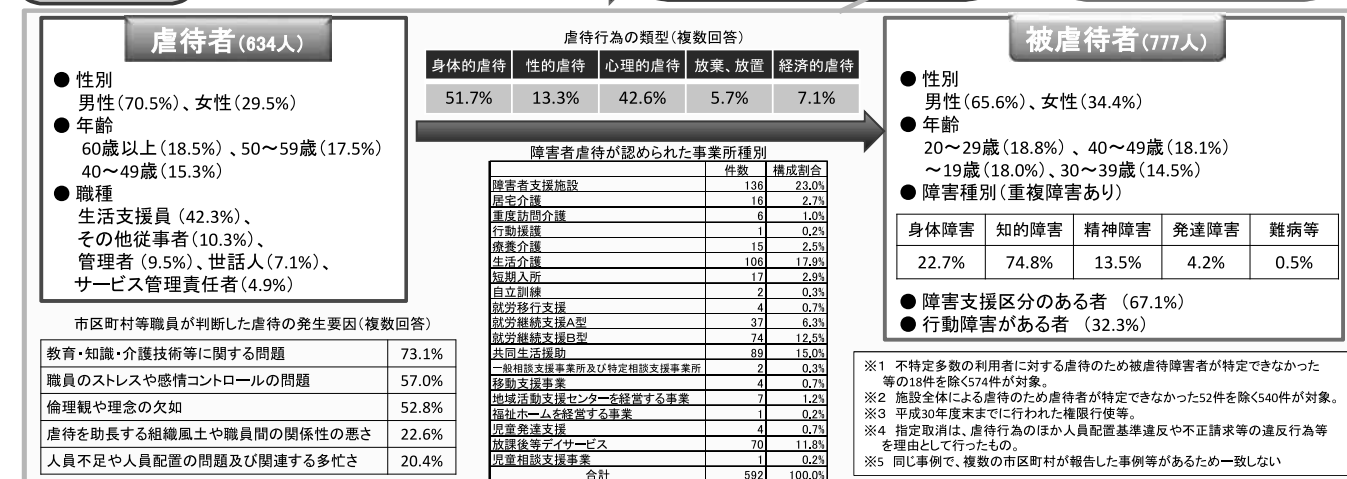
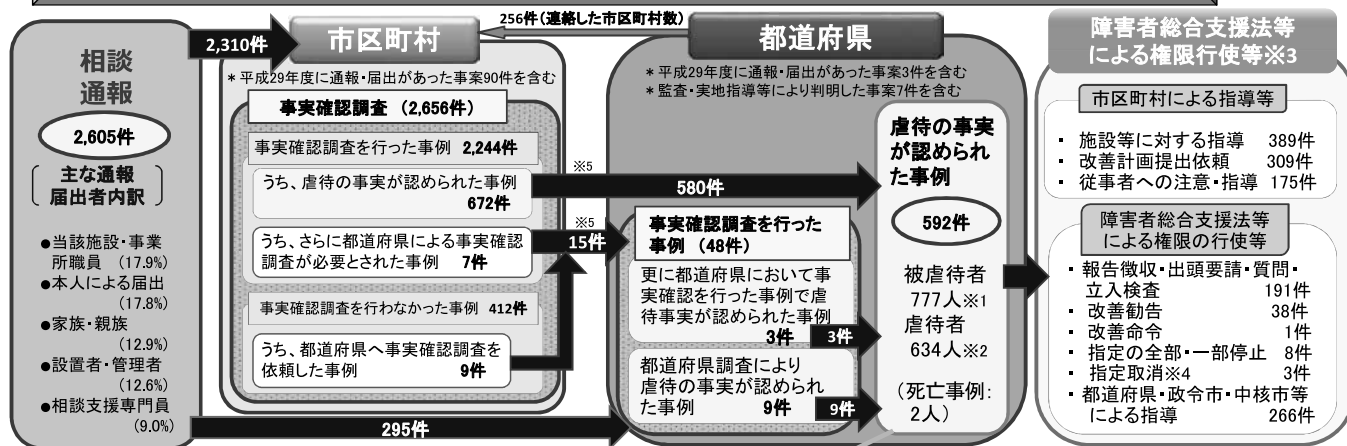
注:平成24年度のデータは下半期のみのデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。



平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



平成30年度 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞



○ 児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待に関する提言(中間報告)(抄)

(平成30年5月31日 自由民主党政務調査会)

【障害者虐待】

1. 障害者虐待防止センター等の体制整備の充実

障害者虐待対応の窓口等となる市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターにおいて、困難事例の場合でも迅速かつ適切に対応することができるよう、専門性の高い職員を配置する等の体制整備の充実を図る。

2. 養護者支援の充実

障害者虐待の未然防止の観点から、養護者の負担軽減に資する取組等を行っている事例について調査研究等を行い、好事例を全国的に周知する等の技術的支援を行う。

3. 適切な成年後見制度利用の普及啓発

必要な場合に成年後見制度の利用に適切につながるよう、障害福祉サービス事業所等の職員や自治体の相談窓口職員に対する研修等の充実を図る。

○ 経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代:「Society 5.0」への挑戦～(令和元年6月21日)(抄)

第2章 5. (7)⑤共助・共生社会づくり(共生社会づくり)

高齢者・障害者虐待の早期発見・未然防止やセルフネグレクトの実態把握等の観点から、関係機関の専門性の向上や連携の強化・体制の整備を図る。

(社会・援護局福祉基盤課作成資料)

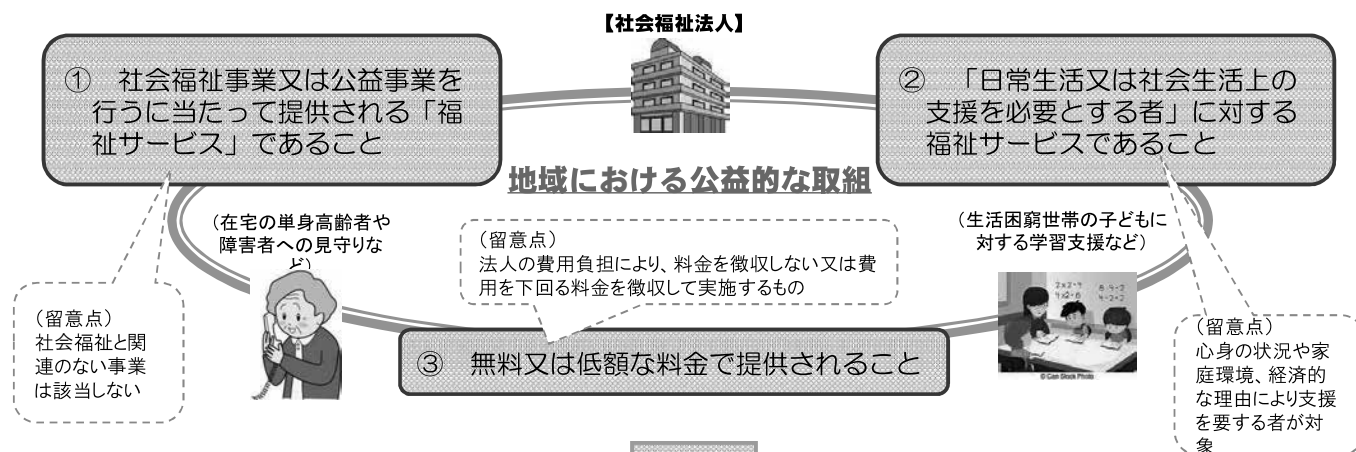
「地域における公益的な取組」について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

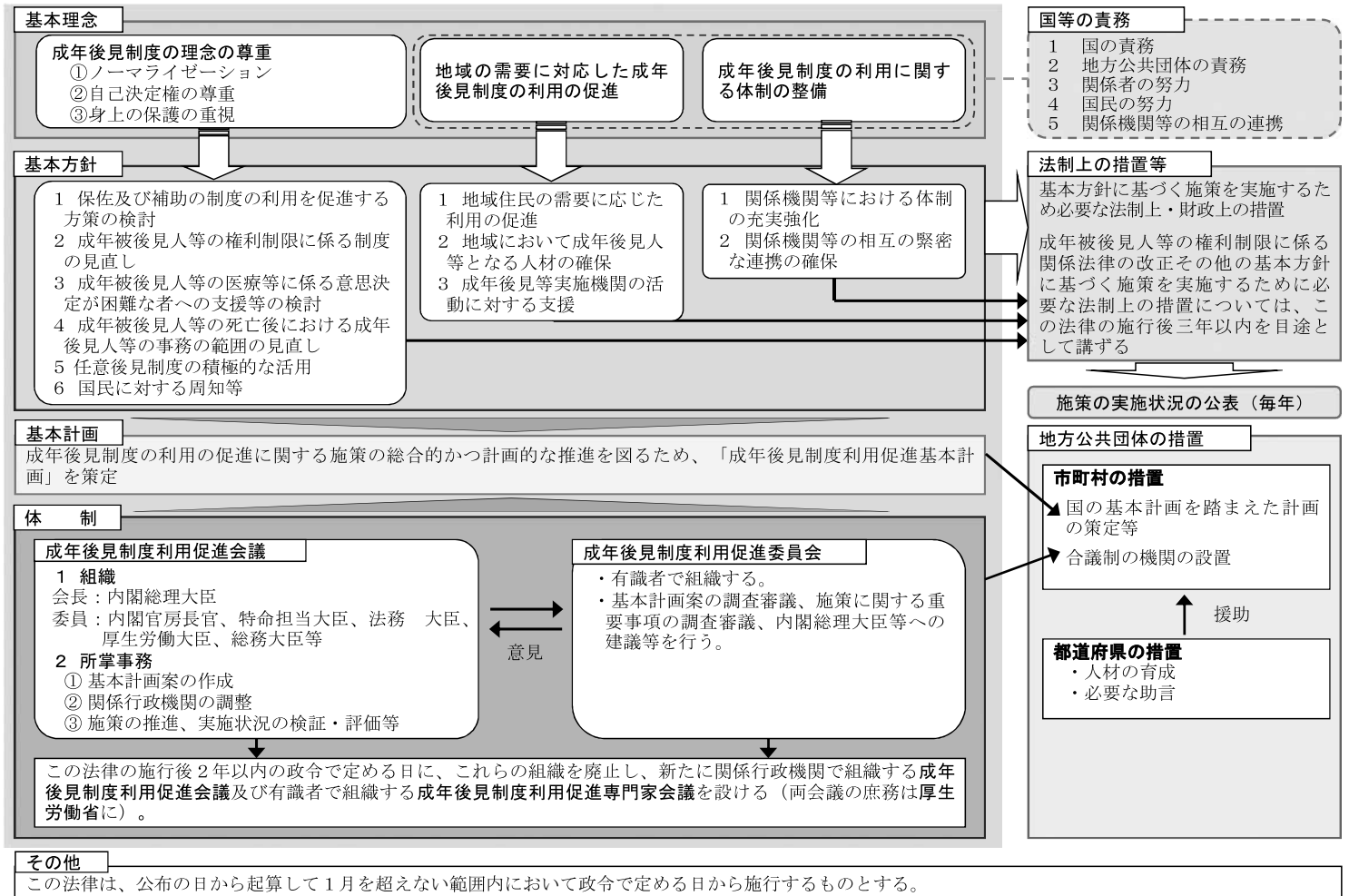


○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



13 障害児支援について

(1) 医療的ケア児等とその家族への支援施策について

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するために令和元年度に創設した「医療的ケア児等総合支援事業」に、令和2年度予算案では、新たに

- ・ 看護職員に対する医療的ケアに関する研修
- ・ 看護職員と就業先とのマッチング

等を行う「看護職員確保のための体制構築」を新たにメニューに追加している。

引き続き、実施主体は都道府県及び市町村であり、身近な地域で実施することは市町村で実施、人材育成や広域な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いします。【関連資料1】

(2) 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について

医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報共有システム」が令和元年度末に本格稼働予定である。

都道府県等におかれては、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページ（今後公表予定）を案内いただく等により、システムの周知をお願いします。

【関連資料2】

(3) 医療的ケア児等に関するホームページについて

厚生労働省のホームページに、医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月に厚生労働省内の関係部局、関係府省の施策等を横断的に紹介するページを開設した。

本ホームページには、地方自治体における医療的ケア児のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置状況や支援のための取組等についても掲載しているので参考にされたい。【関連資料3】

（掲載場所）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

(4) 聴覚障害児への支援の推進について

厚生労働副大臣、文部科学副大臣が共同議長となった「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト会合」において、令和元年6月に提言が

とりまとめられ、聴覚障害児の支援に関しては早期の支援が必要であるが療育の場が少ないこと、また、医療、保健、教育、福祉の連携が十分でないこと等が課題としてあげられた。これらを踏まえ、令和2年度に新たに

- ① 聴覚障害児に対応する協議会の設置
- ② 聴覚障害児支援の関係機関との連携
- ③ 家族支援の実施
- ④ 巡回支援の実施

等を行い、地域における聴覚障害児の支援体制を整備することにより、聴覚障害児に対して切れ目のない適切な情報と支援を提供することを目的とした「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を創設する。

実施主体は都道府県・指定都市であり、上記の施策の実施を検討している自治体におかれては、必要に応じ厚生労働省障害福祉課までご相談いただきたい。【関連資料4】

（５）障害児入所施設の在り方に関する検討会の報告書について

現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、平成31年2月に設置した「障害児入所施設の在り方に関する検討会」において、令和2年2月10日に最終報告書が取りまとめられた。

本報告書では、

- ・ 障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満18歳をもって退所する取扱いを基本とすべきである
- ・ 現在入所している既に18歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである

との提言がなされた。

これを受けて、障害児入所施設に入所している18歳以上の方（いわゆる「過齢児」）について、令和3年度末までに障害者支援施設・グループホーム等への移行や、児者転換、障害者支援施設の併設等の施設側の移行に向けた取り組みを推進する必要がある。

そのため、各都道府県・指定都市・中核市に対し、みなし期限（令和3年3月31日）を見据えた「障害者支援施設・グループホーム等への移行」又は「児者転換」「障害者支援施設への転換」の方策の進捗状況についての調査を実施している。

本調査の結果を踏まえ、6月を目途に各自治体へヒアリングを行う予定であるので、引き続きご協力をお願いする。【関連資料5】

（６）障害児通所給付決定に係る調査項目（５領域 11 項目）と放課後等デイサービスの指標判定の取扱いについて

障害児通所給付費等の支給決定の際に行う 5 領域 11 項目調査と、放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための指標判定については、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年 12 月 23 日閣議決定）において、「地方公共団体等の事務負担の軽減を図るため、障害児通所給付決定時の調査の一部項目に係る聴き取り結果を放課後等デイサービス基本報酬区分決定のための調査に利用可能であることを地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされたことから、令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「障害児通所給付決定に係る調査項目（５領域 11 項目）と放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の状態の判断指標の取扱いについて」により、5 領域 11 項目調査の「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目の放課後等デイサービス指標判定調査への活用についてお示したところであるので、管内市区町村への周知をお願いします。【関連資料 6】

（７）就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について

令和元年 10 月から実施された就学前障害児の発達支援の無償化に関して、令和元年 11 月及び 12 月に国保連システムを用いて行われた障害福祉サービス等報酬請求について、障害児支援受給者台帳の無償化対象区分と請求明細書の利用者負担額が不一致であることによるエラーが多発している。

年度の切り替えと共に対象者の変更対応が特に多い 4 月前後は、自治体の障害児支援受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起こらないよう、関連資料において具体的なエラーメッセージとエラーの発生例をお示しするので、必要に応じて市区町村及び事業者等に周知されたい。

また、令和 2 年度に向けた対応として、各自治体が国保連審査支払事務を委託している場合は、各国保連より、令和 2 年 3 月 31 日をもって無償化の対象外となる児童と、令和 2 年 4 月 1 日から新たに無償化の対象となる児童の候補者情報を抽出し、各自治体に CSV データとして提供される予定。

CSV データは、令和元年 10 月の制度開始前の対応と同様に、抽出ツールのリリース時点（3 月下旬頃を予定）において国保連と連携している受給者台帳を元に、国保連から 1 回目の抽出データが各自治体へ提供される。

それ以降の抽出時点・提供希望日については、各都道府県国保連と各自治体間で調整いただきたい。【関連資料 7】

（８）厚生労働省子ども家庭局所管事業について

厚生労働省子ども家庭局で所管している事業のうち、障害児等配慮を要する子ども等への支援を行うため、令和 2 年度予算案において、以下の通り、新たに拡充を予定している。各自治体の障害福祉主管部局のご担当においても、ご承知お

きいただき、児童福祉主管部局と密に連携することで、障害児支援の更なる推進をお願いしたい。【関連資料 8】

① 利用者支援事業について

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

障害児、多胎児のいる家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、令和 2 年度予算案においては、特別な配慮が必要な子育て家庭等に対応するための加算を新たに計上している。

② 一時預かり事業について

一時預かり事業は、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業である。

在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながることはないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図ることが重要である。

このため、令和 2 年度予算案において、障害児、多胎児を預かる場合の加算の創設を予定している（補助基準額（案） 1 人当たり 3,600 円／日）。なお、その他、本事業について利用児童数 900 人未満の施設等の補助基準額を拡充するとともに、0.3 兆円超メニューの事務経費補助や次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに一時預かり事業の整備費を追加するなど充実を図った。

③ 医療的ケア児保育支援モデル事業について

保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図り、保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

令和 2 年度予算案において、医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、引き続きモデル事業として保育所等における、看護師の配置や保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講等への支援を実施するとともに、新たに医療的ケア児の受入れの判断をするための検討会設置等の事業費を支援する。

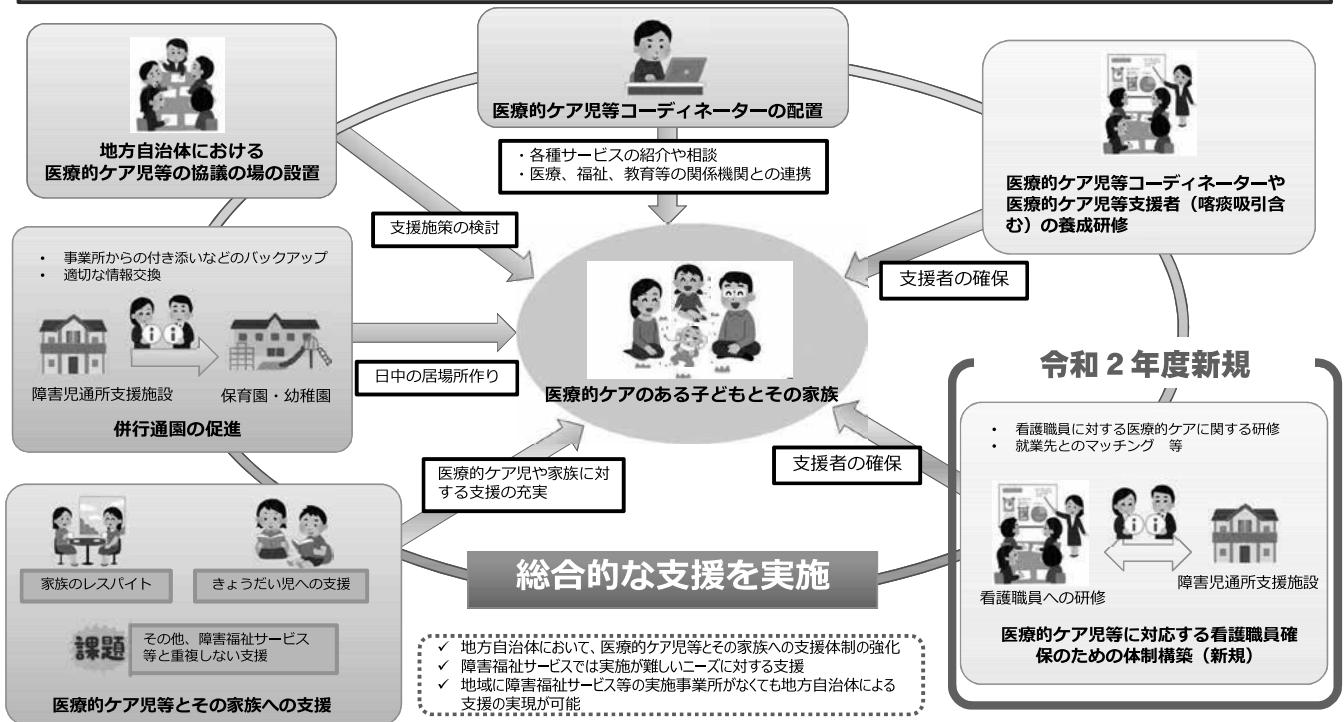
医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

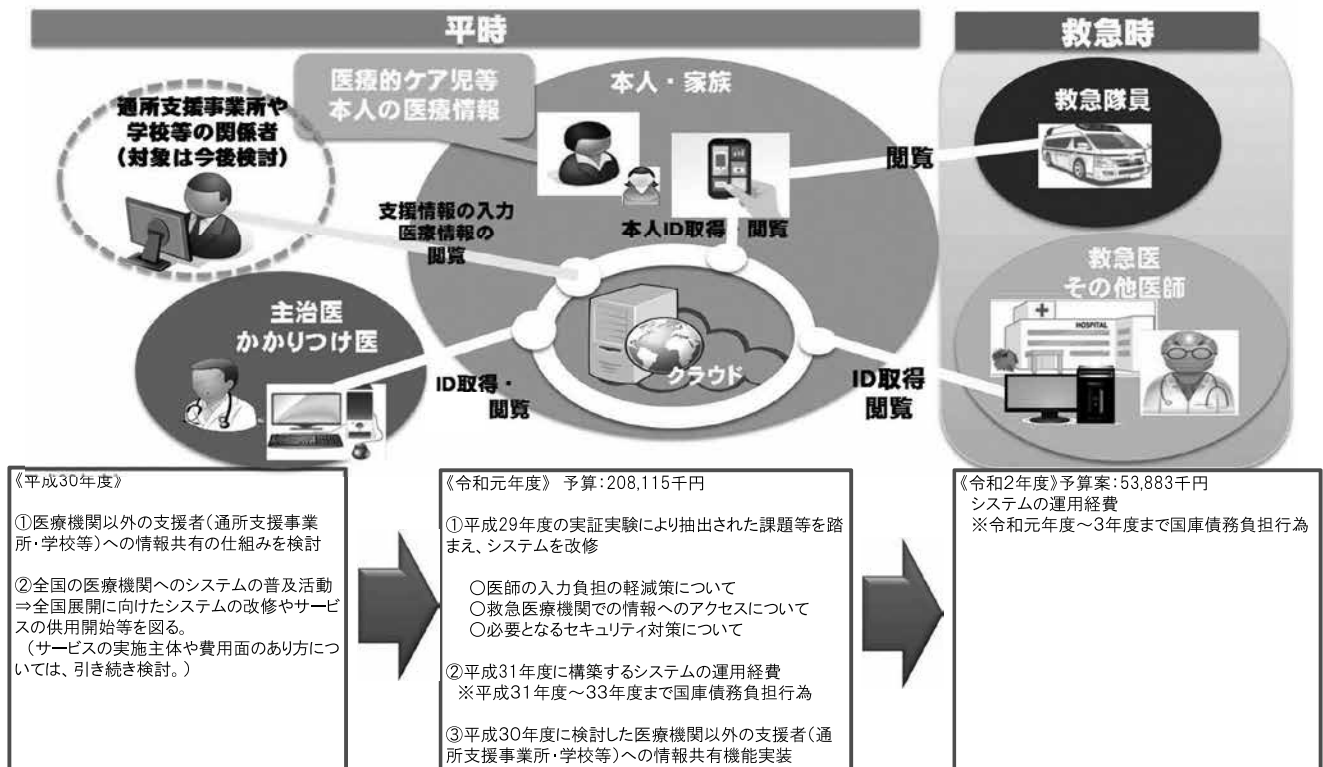
医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日常の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村 【令和2年度予算案】 地域生活支援促進事業 138,543千円（128,543千円）＜拡充＞



医療的ケア児等医療情報共有システムについて

医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにするため、平成28年度の調査研究及び平成29年度のプロトタイプシステムを活用した実証実験をもとに、令和元年度に全国展開に向けたシステムの改修及びプレ運用を行い、令和2年度から本格的にシステムを運用する。



厚生労働省ホームページ 医療的ケア児とその家族に対する支援策について

「厚生労働省のホームページに、医療的ケア児とその家族に対する支援策について、省内関係部局、他省庁の施策等を横断的に紹介するページを開設し、情報発信」。

(掲載場所)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

【掲載情報】

医療的ケア児に関する以下の情報がご覧になれます。

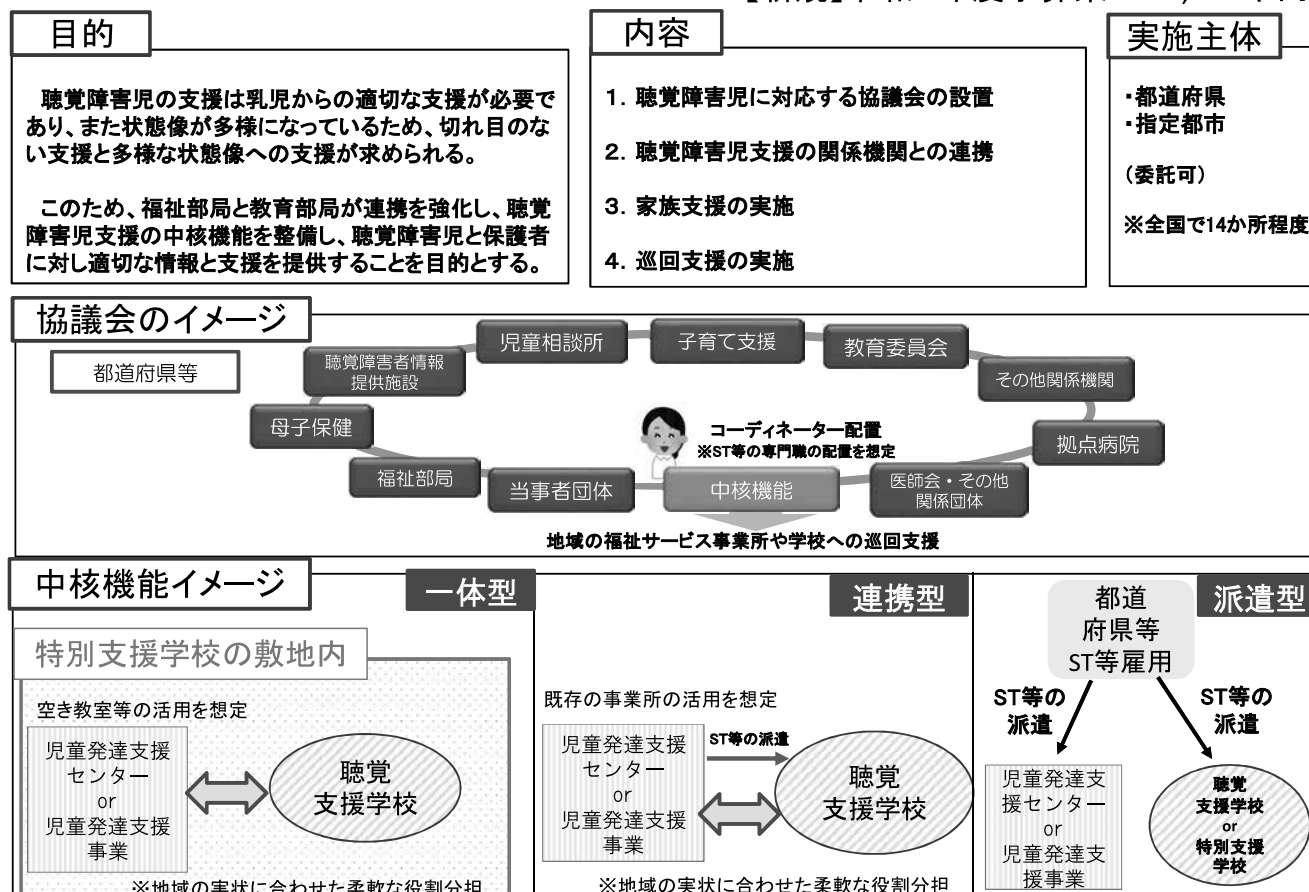
- 関係省庁及び自治体等の施策情報
- 担当者会議(資料、動画)
- 調査研究報告書 等



医療的ケア児等に対する支援制度を厚生労働省、文部科学省の関係部局で連携してマップとしてまとめたもの

聴覚障害児支援中核機能モデル事業(イメージ)

【新規】令和2年度予算案 168,000千円



聴覚障害児支援中核機能モデル事業実施要綱（案）

1 事業の目的

聴覚障害児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になっているため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められる。

このため、福祉部局と教育部局が連携を強化し、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、聴覚障害児と保護者に対し適切な情報と支援を提供することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び政令指定都市であって、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部においてモデル事業としての採択が適当と認めたもの（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等は、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた者に委託することができるものとする。この場合において、都道府県等は、委託先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の対象

都道府県等が行う聴覚障害児支援のための中核機能の構築

4 事業の内容

聴覚障害児の支援体制を整備するため、次の（１）～（４）の事業をすべて実施する。なお、あらかじめ厚生労働省に申請して認められた場合は、（１）～（４）の実施に加えて聴覚障害児の支援のための独自の事業に取り組むことも可能とする。

（１）聴覚障害児に対応する協議会の設置

医療・保健・福祉・教育と関係する部局が連携し体制整備と困難ケースへの対応を行う協議会を設置する。地域の子ども・子育て会議や障害者総合支援法第 89 条の 3 における協議会等、既存の協議会等を活用することも可能である。

（２）聴覚障害児支援の関係機関との連携

医療・保健と切れ目なく連携しつつ、既存の児童発達支援センター等や特別支援学校（聴覚障害）と連携強化し、聴覚障害児の乳児からの対応を強化する。

（３）家族支援の実施

保護者に対する相談、人工内耳・補聴器・手話の情報等を含む適切な情報提供を行う。

(4) 巡回支援の実施

聴覚障害児の通う地域の保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所、学校等への巡回支援を行う。

5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、上記4に定める事業を実施する都道府県等が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない

6 経費の補助

国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。

ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用

ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用

○施設種別ごとの課題と今後の方向性

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1)発達支援機能	・ケア単位の小規模化の推進 ・施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携 ・新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の導入の検討	・福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進 ・医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援
2)自立支援機能	・早い段階から退所後の支援に取組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・18歳以上の入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」) ① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみならず規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない ② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討 - 以上の施策を円滑に進めるための諸措置の検討	・療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施 ・地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援 ・肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討
3)社会的養護機能	・心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施 ・児童相談所との連携	
	・保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達	
4)地域支援機能	・障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進 ・障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援	・短期入所が地域の中で計画・運営されるよう次期障害児福祉計画の中で明示
5)その他	・契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有 ・運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討 ・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボケイト制度を参考とした障害児の意見表明の促進 ・入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討 ・入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化 ・市町村への入所決定権限付与についての検討	
	・現行4.3対1となっている福祉型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ	

➤ 厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。

障害児入所施設の現状

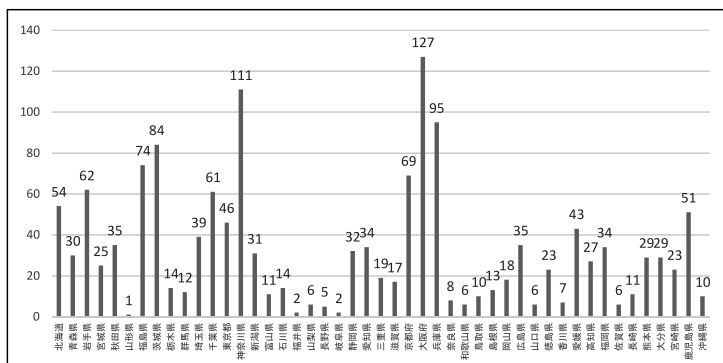
障害児入所施設 指定事業所数、児童数

	福 祉 型					医 療 型			合 計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体	重心	
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)	528
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)	32,874
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)	28,368
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)	8,727
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)	4,549
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)	4,178
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)	19,641

※ 括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数

※ 重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている
出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（平成31年3月26日時点）

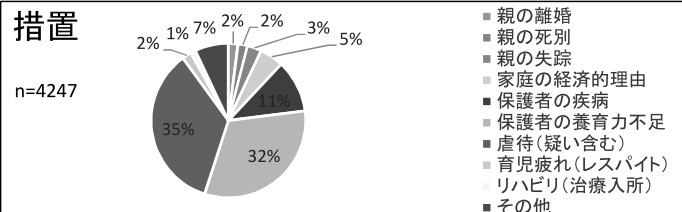
福祉型入所施設における過齢児の数(都道府県別)



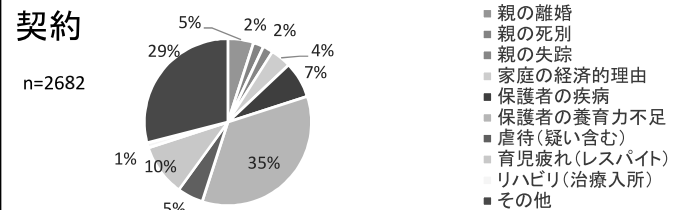
出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（平成31年3月26日時点）

福祉型入所施設の入所理由

措置



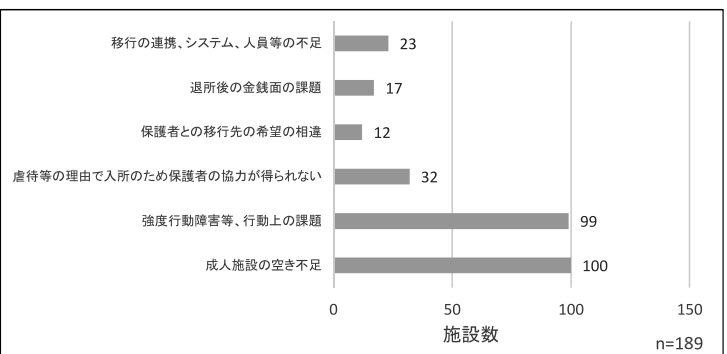
契約



※「保護者の養育力不足」の実際の内容には、子どもの障害の状態や家族へのサポート体制がどのようだったか等、様々な要因があることが考えられることに留意する必要がある。

出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（平成31年3月26日時点）

福祉型入所施設における移行を進める上での主な課題



※ 複數回答

出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（平成31年1月17日時点）

「障害児入所施設の移行状況調べ」の実施について

○ 本報告の中で、

- ・ 障害児入所施設も児童福祉施設であるという原則に立ち返り、福祉型については、満18歳をもって退所する取扱いを基本とすべきである
- ・ 現在入所している既に18歳以上となっている入所者については、障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなすみなし規定の期限（令和3年3月31日まで）を、これ以上延長することなく成人期にふさわしい暮らしの保障と適切な支援を行っていくべきである

との提言がなされたことを受け、障害児入所施設に入所している18歳以上の方（いわゆる「過齢児」）について、令和3年度末までに障害者支援施設・グループホーム等へ移行や、児者転換、障害者支援施設の併設等の施設側の移行に向けた取り組みを推進する必要がある。

- そのため、各都道府県・指定都市・中核市に対し、みなし期限（令和3年3月31日）を見据えた「障害者支援施設・グループホーム等への移行」又は「児者転換」「障害者支援施設への転換」の方策の進捗状況についての調査を実施している。
（自治体回答〆切：5月29日）
- 本調査の結果を踏まえ、6月を目途に各自治体へヒアリングを行う予定。

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所給付決定に係る調査項目（5領域11項目）と
放課後等デイサービス報酬区分を決定するための児童の
状態の判断指標の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

障害児通所給付費等の支給決定に当たっては、平成24年3月30日障発0330第14号障害保健福祉部長通知「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」の「別表 調査項目（5領域11項目）」（以下「5領域11項目調査」という。）を用いて判定を行っていただいております。放課後等デイサービスの報酬区分を決定するための児童の状態の判断については、平成24年厚生労働告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の「別表第2」（以下「放デイ指標判定調査」という。）を用いて判定を行っていただいているところですが、このたび、これらの調査項目・指標判定を併せて実施する場合の取り扱いについて、下記の通り実施することが可能であることを改めてご案内するとともに、判定例を別紙の通りお示しいたしますので、管内市区町村への周知方よろしく願いいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

5領域11項目調査の聞き取りを行う際、「⑤行動障害及び精神症状」の各調査項目について、別紙対応表を参考に、5領域11項目調査の聞き取り結果を放デイ指標判定調査に活用することにより、聞き取り時間の短縮及び調査対象となる児童・保護者の負担軽減を図られたい。

5領域11項目		放課後等デイサービス指標	
項目	判断基準	調査項目	
① 食事	全面的に介助を要する。(全介助) おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
② 排せつ	全面的に介助を要する。(全介助) 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
③ 入浴	全面的に介助を要する。(全介助) 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
④ 移動	全面的に介助を要する。(全介助) 手を貸してもらうなど一部介助を要する。(一部介助)	対応項目なし	
⑤ 行動障害および精神症状	(1) 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動。	大声・奇声を出す	行動障害 4-7
		多動・行動停止	行動障害 4-19
		不安定な行動	行動障害 4-20
		突発的な行動	行動障害 4-24
		てんかん	
	(2) 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動(多飲水や過飲水を含む)。	異食行動	行動障害 4-16
		過食・反ずう等	行動障害 4-25
	(3) 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為。	自らを傷つける行為	行動障害 4-21
		他人を傷つける行為	行動障害 4-22
		不適切な行為	行動障害 4-23
	(4) 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。	そううつ状態	行動障害 4-26
	(5) 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。	反復的行動	行動障害 4-27
	(6) 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていない。	コミュニケーション	意思疎通 3-3
		説明の理解	意思疎通 3-4
		対人面の不安緊張、集団への不適応	行動障害 4-28、4-33
	(7) 学習障害のため、読み書きが困難。	読み書き	意思疎通 3-5

※「⑤行動障害および精神症状」については、障害支援区分における認定調査項目番号を付記している。

支援を要する頻度についての考え方(既存の整理の再掲であり、新たな見解を示すものではありません)		
ほぼ毎日(週5日以上)の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合。	5領域11項目と同様だが、支援の頻度の判断に当たっては、「障害支援区分の認定調査員マニュアル」(厚生労働省)に示す ・意思疎通項目については、「できたりできなかったりする場 合」は「できない状況」に基づき判断する ・行動障害項目については、行動上の障害が生じないように行っ ている支援や配慮、投薬等の頻度を含め判断する 等の基本的な考え方に準拠する (平成30年7月26日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害 福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡「放課後等デイサービ スの運用改善に向けた取組」より 一部追加)
週1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合。	
月に1回以下の支援が必要／支援が不要	該当項目なし	

国保連システムにおける請求エラーについて(注意喚起)

障害福祉サービス等報酬の令和元年11月及び12月請求分において、就学前障害児の発達支援の無償化によると思われる請求エラー及び警告が多数発生している。特に以下2つのエラーについては、障害児支援受給者台帳の無償化対象区分と請求明細書の利用者負担額が不一致により発生している可能性があるものである。

年度の切り替えと共に対象者の変更対応が特に多い4月前後は、自治体の障害児支援受給者台帳の整備誤りや事業所の請求誤りが起こらないよう、必要に応じて市区町村及び事業者等に周知されたい。

エラーコード	エラーメッセージ	エラーの内容・発生例
EN29	請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」に応じた値と一致していません	【エラーの内容】 障害児支援受給者台帳の「無償化対象区分」が「対象」の際に、請求明細書の「利用者負担額②」が0円以外で請求がなされた場合に出力されます。 ▼発生例①（自治体の事務が誤っているケース） 事業所は無償化対象でない児童として正しく請求しているが、自治体が障害児支援受給者台帳の無償化対象区分を「対象外」とすべきところ、誤って「対象」としてしまった。 ▼発生例②（事業者の事務が誤っているケース） 自治体は無償化対象児童として正しく障害児支援受給者台帳を整備しているが、事業所が利用者負担額を「0円」とすべきところ、誤って利用者負担を取った状態の請求をしてしまった。
EN21（※）	請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません	【エラーの内容】 障害児支援受給者台帳の項目（「無償化対象区分」等）が「対象外」あるいは未設定の際に、請求明細書の「利用者負担額②」が1割相当額ではない額で請求がなされた場合に出力されます。 ▼発生例①（自治体の事務が誤っているケース） 事業所は無償化対象児童として正しく請求しているが、自治体が障害児支援受給者台帳の無償化対象区分を「対象」とすべきところ、誤って「対象外」としてしまった。 ▼発生例②（事業者の事務が誤っているケース） 自治体は無償化対象でない児童として正しく障害児支援受給者台帳を整備しているが、事業所が利用者負担を取るとすべきところ、誤って利用者負担額を「0円」として請求してしまった。

（※）エラーコードEN21は無償化実施以前から存在するコードですが、今般の無償化に伴い本エラーが多発しているために注意喚起を促すものです。

就学前障害児の発達支援の無償化の実施状況について②

翌年度の無償化対象児童・対象外児童の抽出について

- 翌年度に向けた対応として、各自治体が国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に審査支払事務を委託している場合は、各国保連より、令和2年3月31日をもって無償化の対象外となる児童と、令和2年4月1日から新たに無償化の対象となる児童の候補者情報を抽出し、各自治体にCSVデータとして提供される予定。
- CSVデータは、令和元年10月の制度開始前の対応と同様に、抽出ツールの実行時点において国保連に連携している受給者台帳を元に、国保連から抽出データが各自治体へ3月目処に提供される予定。

（参考）無償化対象児童数

就学前障害児の発達支援の無償化の対象は以下のとおり。（令和元年10月1日時点）

	3歳児	4歳児	5歳児	計
都道府県・指定都市・中核市	11,492人	14,004人	15,809人	41,305人
その他の市区町村	16,940人	20,997人	24,539人	62,476人
計	28,432人	35,001人	40,348人	103,781人

※ 各年齢階層は満年齢でなく、平成31年4月2日現在の年齢に基づく。

（厚生労働省 障害保健福祉部障害福祉課調べ）

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

母子保健型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○補助単価（令和2年度予算案）

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
	7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】	夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
	1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

○実施か所数の推移

（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915	1,897
30年度	720	375	1,183	2,278

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

【令和2年度新規】特別支援対応加算

配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置した場合に加算を行う

一時預かり事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

1. 事業概要

○ 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業。

実施主体：市町村（特別区を含む。）

補助率：国1/3（都道府県1/3、市町村1/3）

令和2年度補助基準額（案）（一般型基本分）：1か所あたり年額 2,607千円～47,481千円

<事業類型>

（1）一般型

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

（2）余裕活用型（平成26年度創設）

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。

（3）幼稚園型Ⅰ（平成27年度創設）※令和2年度予算案においては、障害児を受け入れた際の日額単価を抜本的に充実。

幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。

（4）幼稚園型Ⅱ（平成30年度創設）

幼稚園において、保育を必要とする2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。

（5）居宅訪問型（平成27年度創設）

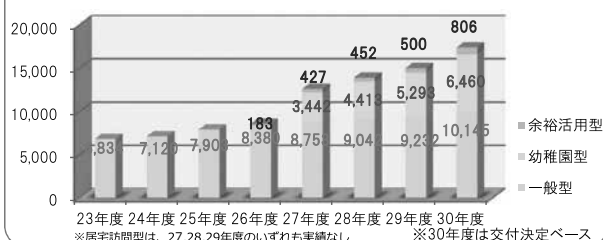
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

2. 令和2年度等における対応（拡充）

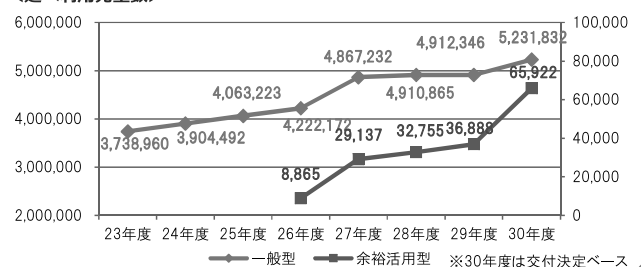
○ 別紙参照

3. 事業実績

<実施か所数>



<延べ利用児童数>



在宅の子育て家庭の育児疲れによるレスパイトや孤立した子育てによって虐待につながるのではないよう、特に、地域子育て支援拠点など、いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場における実施促進を図るため、利用児童数900人未満の施設の補助基準額の充実を図るとともに、利用しやすいシステムの導入支援や障害児や多胎児を預かる場合の加算措置等を新たに実施する。

1. 一時預かり事業の充実

(1) 処遇改善

➤ 利用児童数900人未満の施設の補助基準額を拡充

配置基準を満たす職員配置が可能となるよう、特に運営の厳しい年間延べ利用児童数900人未満の施設について、実勢に見合った補助基準額に充実するため、職員2人分の人件費+事業費等を基本分単価として設定。

※ 補助基準額（例：保育所以外・年額）（案）

利用児童数300人未満 2,607千円（+1,225千円）
300人～900人未満 2,880千円（+1,185千円）

➤ 利用児童数に応じた補助基準額の設定

年間延べ利用児童数が3,900人以上で補助基準額が据え置きとなっている区分について、20,000人の区分まで段階的に補助基準額を設定するとともに、それ以降は別途協議とする仕組みを導入。

(2) 0.3兆円超メニュー（質の向上）

➤ 0.3兆円超メニュー「一時預かり事業の充実」

一時預かり事業の充実中、「保育所以外の施設について事務経費を措置」について、賃借料や、予約、利用料徴収等の事務のための非常勤職員等事務経費を追加。

※ 補助基準額（案）

① 非常勤職員単価 1人当たり 1,630円/日
② 家賃補助単価 1か所当たり 850,000円/年

(3) 特別支援加算の創設

➤ 障害児及び多胎児家庭への支援の充実

職員配置基準に基づく職員配置以上に加配が必要な障害児や、多胎児家庭の育児疲れによる心理的・身体的負担の軽減を図るため、障害児や多胎児を預かる場合の加算を創設。

※ 補助基準額（案） 1人当たり3,600円/日

2. 一時預かり事業への整備費の創設

➤ 一時預かり事業を新設する場合の補助制度の創設

いつでも気兼ねなく集まり、交流できる場において実施することが出来るよう、一時預かり事業の整備費を創設し、次世代育成支援対策施設整備交付金のメニューに追加。

※ 交付算定基礎額（案）（次世代育成支援対策施設整備交付金）

交付基礎点数 8,330点に1,000円を乗じた額（地域子育て支援拠点事業所と同数）

3. 業務のICT化（令和元年度補正予算案）

➤ 業務（予約・キャンセル等）のICT化

空き状況の見える化や予約・キャンセル等のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助。

※ 補助基準額（案）（保育対策総合支援事業費補助金）

① 1自治体当たり 8,000千円（国1/2、市区町村1/2）
② 1施設当たり 1,000千円（国1/2、市区町村1/4、事業者1/4）

医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】

（保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算案：394億円の内数）

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

令和2年度予算案における対応《拡充》

【課題】

- 保育所における医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所において受入れが可能かどうか、関係者間で検討する必要がある。

【対応】

- 都道府県等における受入れの判断をするための検討会の設置など、環境整備を図るための事業費補助（旅費、謝金、会議費等）を創設する。

【補助基準額（案）】

○ 基本分単価 [1市区町村当たり年額 7,915千円]

- ① 看護師等の配置（5,100千円）
- ② 補助者の配置（2,100千円）
- ③ 研修の受講支援（300千円）
- ④ 事業費（415千円）

○ 加算分単価 [1市区町村当たり年額 2,650千円]

- ⑤ 支援者の配置（2,100千円）
- ⑥ ガイドラインの策定（550千円）

【実施か所数】

令和元年度（申請ベース）：73か所

（北海道）札幌市、上富良野町、音更町、蘭越町、（青森県）五所川原市、（宮城県）仙台市、（福島県）南相馬市、（栃木県）鹿沼市、（埼玉県）上尾市、鶴ヶ島市、（千葉県）千葉市、松戸市、佐倉市、習志野市、浦安市、山武市、匝瑳市、（東京都）八王子市、国立市、東大和市、（神奈川県）川崎市、相模原市、茅ヶ崎市、厚木市、（新潟県）上越市、長岡市、（福井県）福井市、小浜市、勝山市、鯖江市、永平寺町、南越前町、（長野県）松本市、伊那市、朝日村、南箕輪村、木曽町、（愛知県）名古屋市、豊橋市、豊田市、長久手市、（三重県）伊勢市、（滋賀県）近江八幡市、草津市、甲賀市、湖南市、東近江市、（京都府）京都市、宮津市、長岡京市、亀岡市、城陽市、（大阪府）大阪市、堺市、茨木市、箕面市、岬町、（鳥取県）米子市、（岡山県）岡山市、津山市、（広島県）東広島市、世羅町、（高知県）高知市、（福岡県）福岡市、北九州市、久留米市、小竹町、筑前町、（長崎県）松浦市、佐々町、（熊本県）菊池市、（鹿児島県）霧島市、（沖縄県）宜野湾市

検討会の設置

<主な役割>

- 医療的ケア児の受入れについて検討。
- 関係機関との連絡体制の構築
- 施設や保護者との調整
- 支援計画の策定



- さらに、各自治体の取組みを推進するため、か所数の増加を図る（60か所→90か所）。

実施主体・補助割合

- 都道府県、市区町村
- 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

14 発達障害者支援施策の推進について

(1) 青年期の発達障害者にかかる支援の促進について

発達障害児者及びその家族を支援するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポートや発達障害児者の家族に対するペアレントトレーニング等の取組みを支援する「発達障害児者及び家族等支援事業」を実施している。

学校卒業後 18 歳を過ぎると放課後等デイサービスといった地域生活の支援施策が整備されていないことから、令和 2 年度予算案では、「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを推進することとしている。

また、ピアサポート推進事業においては、同じ悩みを持つ本人同士や、保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供等を推進することとしている。

各都道府県、指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いしたい。【関連資料 1】

(2) 巡回支援専門員整備事業の拡充について

障害の早期発見・早期対応のため、発達障害等に関する知識を有する専門の職員が保育所や放課後児童クラブ等子育て親子等が集まる施設・場へ巡回し、施設のスタッフや親に対し、助言等を行う「巡回支援専門員整備事業」を実施している。

令和 2 年度より、更に発達の気になる子などに対して継続的な支援を行えるよう個別に家庭訪問を行う等の取組みについても本事業の対象とすることとしている。

各指定都市においては実施についてご検討いただくとともに、各都道府県においては管内市町村への周知及び実施の検討の依頼をお願いする。【関連資料 2】

(3) 発達障害児者とその家族等を支える地域支援体制の充実について

発達障害の早期発見・早期対応を行い、発達障害児者及びその家族に長く寄り添い支援をしていくためには、地域の身近な場所で支援を受けられるよう体制を整備していくことが重要である。

各市町村で実施される乳幼児健診の場や(2)の巡回支援専門員を活用し、早期発見等に努めるとともに福祉・医療・保健・教育等各分野が連携し、障害の特性にあった適切な発達支援ができるよう体制を整えていただきたい。

また、発達障害の初診待機の長期化が課題となっていることを踏まえ、都道府県の拠点医療機関や発達障害に関する地域の専門医療機関（小児科や精神科）がかかりつけ医等地域の医療機関に対し必要に応じて実地研修や指導・助言等を行う等積極的に連携を行うことが望まれる。

市町村独自に資源を整備できない場合などは、都道府県が設置する発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャー、あるいは圏域で設置された児童発達支援

センターが中心となり、近隣の市町村の社会資源を活用できるようコーディネート等を行うことで、比較的小規模な自治体においても必要な支援が届くよう人材確保のための研修等の開催を含めた体制整備を推進していくことが期待される。

各都道府県において、管内市町村の支援体制の充実に向けた支援をお願いしたい。

【関連資料 3】

(4) 「世界自閉症啓発デー」について

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2020・日本実行委員会において、「セサミストリート」の自閉症の特性があるキャラクターである「ジュリア」とその友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」等を起用した啓発ポスターを作成し、2月から各自治体等へ配布している。

また、ポスターの他、フライヤー（チラシ）、リーフレットについても世界自閉症啓発デー実行委員会のホームページに掲載しているため、各自治体におかれても、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるよう積極的な普及啓発をお願いしたい。

（参考）世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を掲載

【関連資料 4】

平成28年に改正された発達障害者支援法において、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援を行うことを努めるよう明記された。これにより、現在、ペアレントプログラムの実施やペアレントメンターの養成等について支援することにより、発達障害児者及びその家族等に対する支援体制の構築を推進しているところである。

さらに、学校や放課後等デイサービスを卒業後、18歳を過ぎると地域生活の支援施策が整備されていないことから、社会でうまく生活できない発達障害者は社会から孤立する可能性が高いため、**「発達障害者等青年期支援事業」を本事業に位置づけることで、発達障害者等の青年期の居場所作り等を行い、社会から孤立しない仕組み作りを行う。**

ペアレントメンター養成等事業

- ・ペアレントメンターに必要な研修の実施
- ・ペアレントメンターの活動費の支援
- ・ペアレントメンター・コーディネーターの配置 等

家族のスキル向上支援事業

- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施 等

ピアサポート推進事業

- ・同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士、きょうだい同士等の集まる場の提供
- ・集まる場を提供する際の子どもの一時預かり 等

その他の本人・家族支援事業

- ・発達障害児者の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)の実施 等

発達障害者等青年期支援事業【拡充】

発達障害者等の青年期の居場所作り等

発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱 改正案について

○発達障害児者及び家族等支援事業の実施について（平成30年4月9日障発0409第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙「発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱」新旧対照表（案）

新	旧
(別紙) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱 (1) 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、<u>ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等</u>を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。 (2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。	(別紙) 発達障害児者及び家族等支援事業実施要綱 (1) 目的 ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入<u>及び</u>ピアサポートの推進等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。 (2) 実施主体 本事業の実施主体は、都道府県及び市区町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、事業運営の一部を適切な運営が確保できると認められる団体や障害福祉サービス実施事業所等に委託することができるものとする。

(3) 事業内容 都道府県等は、以下の①から④に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。 ① ペアレントメンター養成等事業 発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。 また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。 ② 家族のスキル向上支援事業 保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。	(3) 事業内容 都道府県等は、以下の①から④に記載のある事業のいずれかまたは複数の事業を実施するものとする。 ① ペアレントメンター養成等事業 発達障害児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親に対して相談を行うペアレントメンターの養成に必要な研修を行う。 また、ペアレントメンターの活動の支援、活動に関する地域住民等への情報提供、相談希望者とペアレントメンターを適切に結びつける役割を担うペアレントメンター・コーディネーターの配置等を行う。 ② 家族のスキル向上支援事業 保護者が子どもの発達障害の特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するために、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施し、その開催について地域住民へ情報提供を行う。
また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。 ③ ピアサポート推進事業 発達障害の子をもつ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。 また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。 ④ 発達障害者等青年期支援事業 発達障害者等の青年期の居場所作り等を行うため、発達障害者等が集まりやすい場所において、ワークショップ等を開催し、青年期の発達障害者同士が交流する機会を設けるとともに、必要に応じて関係機関との連絡・調整等の取組を行うこと。 なお、実施にあたって、少なくとも5～10人程度が集うことができる場所を確保するとともに、コーディネーター等の役割を担う専任の職員を配置すること。利用者の利便性を鑑みて、週に複数日開催することが望まし	また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施し、これらのプログラムを実施できる者の養成を行う。 ③ ピアサポート推進事業 発達障害の子をもつ保護者や配偶者、兄弟同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援をする。その際、保護者等が活動に参加しやすくなるよう、会場の一部で託児を実施する等の取組を行うこと。 また、活動のファシリテーターとなる者の養成を行う。

い。 ⑤ その他の本人・家族支援事業 発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から③以外の家族支援プログラム等を実施する。 （４）経費の補助 国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。 ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用 イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用 ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用	④ その他の本人・家族支援事業 発達障害児者自身の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング（SST）や、①から③以外の家族支援プログラム等を実施する。 （４）経費の補助 国は、本事業の対象経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。 ただし、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象とならない。 ア 当該事業で実施を予定している事業にかかる費用のうち、交付税措置が行われている費用 イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業にかかる費用 ウ 施設や建物等の整備や改修に要する費用
---	---

巡回支援専門員整備事業【拡充】

関連資料2

発達障害等に関する知識を有する専門員（※1）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援（※2）を行う。

※1 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

（専門性の確保）

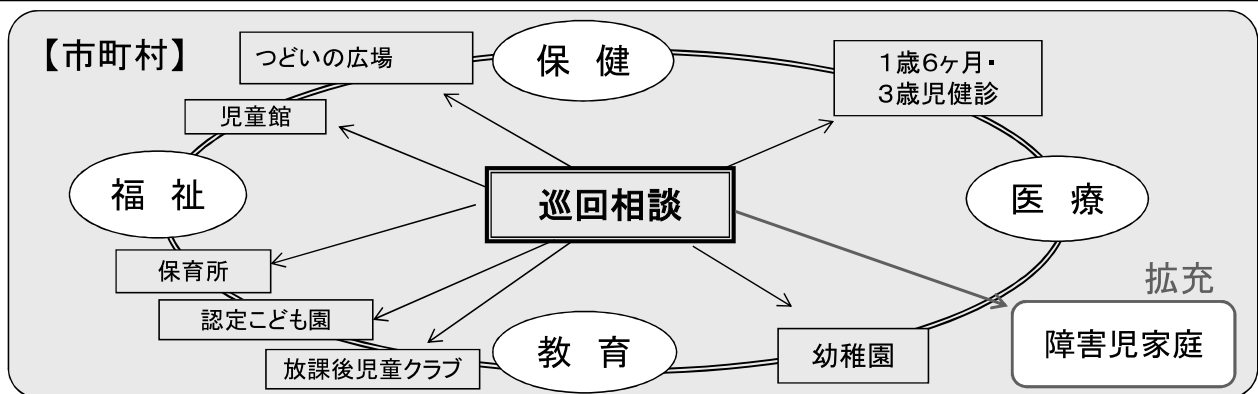
専門員は、国立障害者リハビリテーションセンター学院で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

（戸別訪問等を実施する場合）

専門員は、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は公認心理師等を想定。

※2 「障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援」の例

- ・親に対する助言・相談支援
- ・児童相談所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ
- ・M-CHATやPARS-TR等のアセスメントを実施する際の助言
- ・ペアレントトレーニング（ペアレントプログラム）の実施
- ・ペアレントメンターについての情報提供



巡回支援専門員整備事業実施要綱 改正案について

○地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
別紙 1「地域生活支援事業実施要綱」抜粋 新旧対照表（案）

新	旧
(6) 巡回支援専門員整備 ア 目的 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。 イ 実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ウ 事業内容等 (ア) 事業内容 発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。	(6) 巡回支援専門員整備 ア 目的 保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障害が“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。 イ 実施主体 市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合 ウ 事業内容等 (ア) 事業内容 発達障害等に関する知識を有する専門員（以下「専門員」という。）が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

(イ) 実施方法 a 巡回等の活動計画の作成 実施主体は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。 b 巡回等支援 専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。 c 戸別訪問等 <u>bの取組みにおいて、助言等をした障害のある子ども及びその家庭等に対して、引き続き見守り等が必要であると判断した場合に、専門員が関係機関の担当者と連携して、当該家庭への戸別訪問などを行い、継続的に支援を行う。</u> <u>なお、より困難な事例を担当することが見込まれるため、専門員は障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する者等が望ましい。</u> d 関係機関との連携 ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。 また、発達障害者支援センターや児童相談所等の	(イ) 実施方法 a 巡回等の活動計画の作成 実施主体は、巡回等が必要な施設等の現状を把握し、専門員の活動計画を作成する。 b 巡回等支援 専門員は、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、巡回による支援を基本とするが、その他の方法（特定の場所を拠点とした面談や講習）による支援も行うことができる。 c 関係機関との連携 ケースに応じて、保育所等訪問支援等の適切な支援に結びつけられるよう、障害児相談支援事業所や児童発達支援等関係機関との連携強化に努める。 また、発達障害者支援センターや児童相談所等の
--	--

専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。

e 専門性の確保

専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。

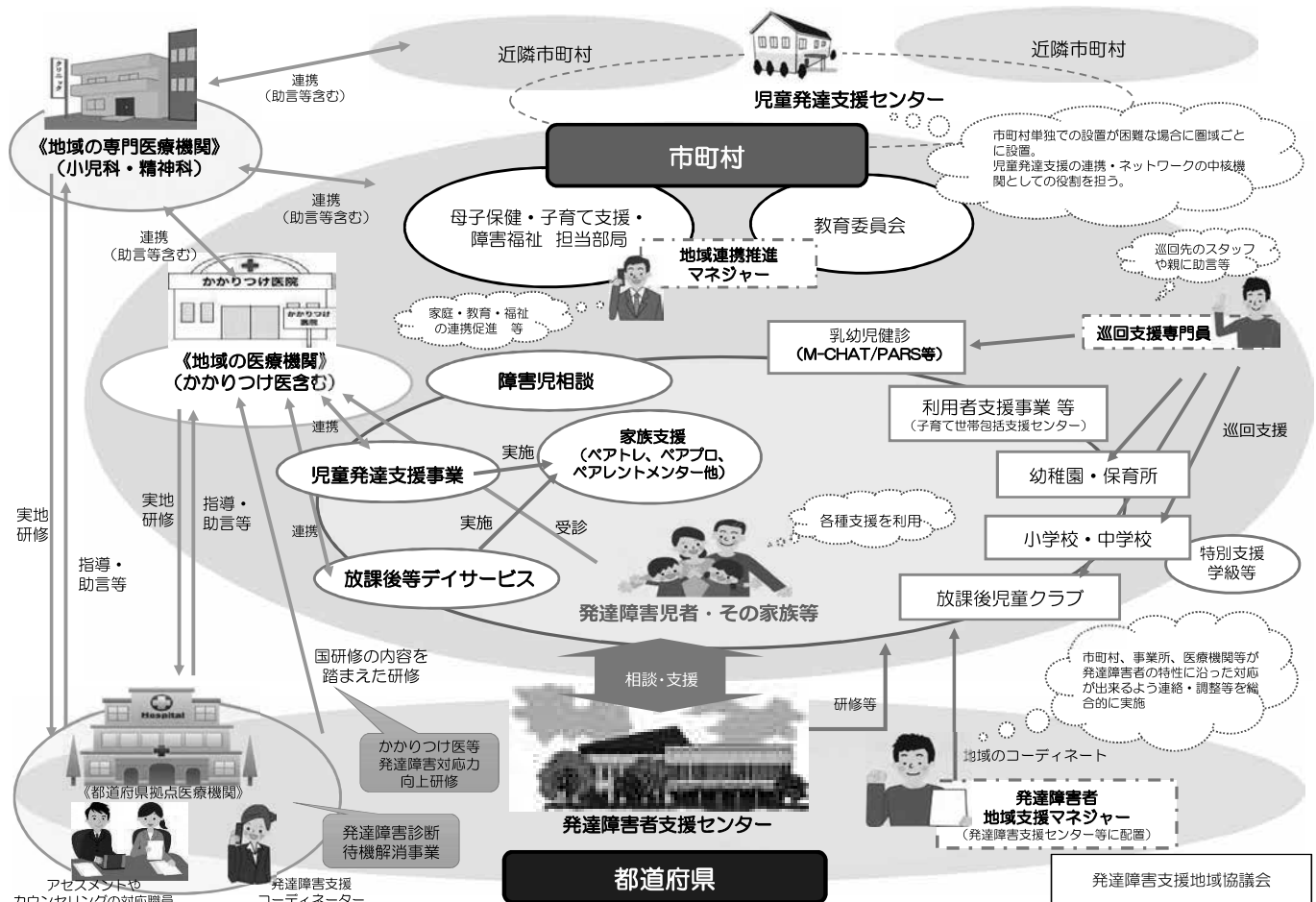
専門機関による専門的な支援を行うことが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの対応を行う。

d 専門性の確保

専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修（アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術）を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。

発達障害児とその家族等を支える地域支援体制のイメージ（市町村）

関連資料3



世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

関連資料4

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタール国の提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

○平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

＜啓発ポスター＞



＜オフィシャルHP＞



15 その他

(1) 療養介護等に係る利用者負担上限月額算定における公的年金等の取扱いについて

① 概要

肢体不自由児通所医療若しくは障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）を受ける障害児の保護者又は療養介護医療若しくは基準該当療養介護医療（以下「療養介護医療等」という。）を受ける障害者（以下「保護者等」という。）について、肢体不自由児通所医療等及び療養介護医療等に係る負担額を軽減する観点から、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第31号。以下「改正政令」という。）により所要の措置を講じたところであり、令和2年7月1日から施行することとしている。

② 具体的な改正内容【関連資料1、2】

これまで、市町村民税非課税世帯の保護者等に係る肢体不自由児通所医療等及び療養介護医療等の負担上限月額は、当該保護者等に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額により算定していた。

このうち、②合計所得金額の一部を構成する雑所得には、①公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額（以下「公的年金等の所得」という。）が含まれる。

そのため、①公的年金等の収入金額と②合計所得金額とを足し合わせる際に、公的年金等の所得については重複して計上することとなるところ、公的年金等の支給を受ける者について、負担額を軽減する観点から、②合計所得金額から公的年金等の所得を控除する。

改正政令の施行に向けた対応については、「肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療に係る支給決定事務等について」（令和2年2月19日付事務連絡）でお示ししているところであり、各市町村におかれては、施行日から改正政令による改正後の所得の計算方法により算定した負担上限月額に変更されるよう、適切な運用をお願いします。

(2) LGBTへの対応について

障害福祉サービス事業所等については、従来より機会あるごとに適切な運営がなされるように要請してきているところであるが、近年においても数々の事件・事故が報告されており、地域における協力体制の整備や支援体制への取組強化が重要な課題となっている。

引き続き、障害福祉サービス事業所等への指導に当たっては、障害者総合

支援法及び指定基準等の規定も踏まえた対応をお願いする。

その際、L G B Tのような性的指向・性自認を持つ方も含む、障害福祉サービス等を必要とする方に対する必要なサービスの提供がなされるように、また、虐待を受けている障害者について、養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護を図るため、障害者虐待防止法等の規定に基づき社会福祉施設への入所措置等を行う際に、当該障害者の多様な特性（例えばL G B Tのような性的指向・性自認を持つ方）に配慮した上で、本人の意思や人格を尊重した適切な措置が講じられるよう、各都道府県においては、改めて管内の事業者や市町村に対して周知徹底を図られたい。

※ 参考

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抜粋）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

- 第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章から第五章まで及び第八章から第十四章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

健 発 0219 第 3 号
障 発 0219 第 1 号
令和 2 年 2 月 19 日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 殿

厚 生 労 働 省
健 康 局 長
社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 31 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布されたところである。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知方を願います。

記

第 1 改正の趣旨

障害児が肢体不自由児通所医療又は障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）を受けたとき、当該障害児の保護者は、肢体不自由児通所医療等に要した費用の一部を負担することとなっている。

また、障害者若しくは障害児が指定自立支援医療を受けたとき又は障害者が指定療養介護医療若しくは基準該当療養介護医療を受けたとき、当該障害者又は当該障害児の保護者は、指定自立支援医療又は指定療養介護医療若しくは基準該当療養介護医療（以下「指定自立支援医療等」という。）に要した費用の一部を負担することとなっている。

障害者又は障害児の保護者について、肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等に係る負担額を軽減するため、所要の改正を行う。

第 2 改正の内容

1 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「児福令」という。）の一部改正について

肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額については、当該肢体不自由児通所医療等を受ける障害児の保護者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該保

護者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 15,000 円となり、80 万円を超えれば 24,600 円となる。

②合計所得金額の一部を構成する雑所得については、その一部を、①公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した額（以下「公的年金等の所得」という。）により構成している。

そのため、①公的年金等の収入金額と②合計所得金額とを足し合わせる際に、公的年金等の所得については重複して計上することとなるところ、保護者の負担額を軽減する観点から、所要の措置を講じる。

具体的には、公的年金等の支給を受ける者について、②合計所得金額から公的年金等の所得を控除することにより、重複計上されないようにする。（児福令第 25 条の 13 及び第 27 条の 13 改正関係）

小児慢性特定疾病医療支援に係る負担上限月額については、公的年金等の所得を重複計上しないようにするための措置を既に講じているが、より簡潔な規定にする観点から、肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額における所得の計算方法と同様の規定に改正する。なお、当該改正によって所得の計算結果に違いが発生するものではなく、負担上限月額に変更が生じることはないので御留意いただきたい。（児福令第 22 条改正関係）

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）の一部改正について

指定自立支援医療に係る負担上限月額については、当該指定自立支援医療を受ける障害者又は障害児の保護者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該障害者又は障害児の保護者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 2,500 円となり、80 万円を超えれば 5,000 円となる。

また、指定療養介護医療又は基準該当療養介護医療に係る負担上限月額については、当該指定療養介護医療又は基準該当療養介護医療を受ける障害者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該障害者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚生労働省令で定める給付を合計した金額が 80 万円以下であれば 15,000 円となり、80 万円を超えれば 24,600 円となる。

指定自立支援医療等に係る負担上限月額の計算方法について、児福令第 25 条の 13 及び第 27 条の 13 と同様の趣旨の改正を行う。（障害者総合支援法施行令第 35 条及び第 42 条の 4 改正関係）

3 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 358 号。以下「難病法施行令」という。）の一部改正について

指定特定医療に係る負担上限月額については、公的年金等の所得を重複計上しないようにするための措置を既に講じているが、より簡潔な規定にする観点から、肢体不自由児通所医療等に係る負担上限月額における所得の計算方法と同様の規定に改正する。なお、当該改正によって所得の計算結果に違いが発生するものではなく、負担上限月額に変更が生じることはないので御留意いただきたい。（難病法施行令第 1 条改正関係）

4 その他所要の改正を行う。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和2年7月1日（以下「施行日」という。）

2 経過措置

改正政令による改正後の児福令第25条の13第1項第3号及び第27条の13第1項第3号並びに障害者総合支援法施行令第35条第4号及び第42条の4第1項第3号の規定は、施行日以後に行われる肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等について適用し、施行日前に行われた肢体不自由児通所医療等及び指定自立支援医療等については、なお従前の例によることとする。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 19 日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
 障害福祉課
 精神・障害保健課

肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療に係る支給決定事務等について

本日付けで公布した「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 31 号。以下「改正政令」という。）の内容については、「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について」（令和 2 年 2 月 18 日付厚生労働省健康局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）でお示しし、令和 2 年 7 月 1 日から施行することとしています。

今般、改正政令により、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者が肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療（以下「肢体不自由児通所医療等」という。）並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療を受けたときの負担上限月額額の算定においては、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 13 号に規定する合計所得金額から所得税法第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる金額（公的年金等の所得）を控除して計算することとなります。

については、改正政令による負担上限月額額の算定方法の変更に伴う留意事項等は下記のとおりですので、運用に当たり遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）、関係者等に対し適切な周知を図っていただきますよう、お願いします。

記

第 1 対象制度

負担上限月額額の算定方法を変更する制度は以下のとおり。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 29 第 2 項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（関連法令） 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「児福令」という。）第 25 条の 13

- ② 児童福祉法第 24 条の 20 第 2 項第 1 号に規定する当該入所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 児福令第 27 条の 13
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 58 条第 3 項第 1 号に規定する当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。)第 35 条
- ④ 障害者総合支援法第 70 条第 2 項又は第 71 条第 2 項において準用する第 58 条第 3 項第 1 号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 42 条の 4

第 2 留意事項

1 肢体不自由児通所医療等並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療について

施行日以後に行われる肢体不自由児通所医療等並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療について、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額算定方法が適用されるよう、各市町村におかれては、支給決定の有効期間の設定に御配慮いただきたい。

具体的には、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日前に支給決定の有効期間が終了するものについて、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 令和 2 年 6 月 30 日までを有効期間として支給決定し、当該障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき改めて施行日を有効期間の開始日とする支給決定を行う、又は
- ・ 肢体不自由児通所医療については児童福祉法第 21 条の 5 の 8 第 2 項、指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療については障害者総合支援法 24 条第 2 項に基づき、職権により通所給付決定又は支給決定の変更を行う、若しくは障害児入所医療については児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 25 条の 7 第 5 項及び第 6 項に基づき、障害児入所医療負担上限月額を変更する。

また、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日以後に支給決定の有効期間が終了するものについては、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の児福令又は障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 肢体不自由児通所医療並びに指定療養介護医療及び基準該当療養介護医療については、職権により通所給付決定又は支給決定の変更を行う、又は

- ・ 障害児入所医療については児童福祉法施行規則第 25 条の 7 第 5 項及び第 6 項に基づき、障害児入所医療負担上限月額を変更する。

2 指定自立支援医療について

施行日以後に行われる指定自立支援医療について、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額の算定方法が適用されるよう、各都道府県及び市町村におかれては、支給認定の有効期間の設定に御配慮いただきたい。

具体的には、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日前に支給認定の有効期間が終了するもの又は施行日前に新規で申請があったものについて、以下に掲げるような対応をとることにより、施行日から、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

- ・ 令和 2 年 6 月 30 日 までを有効期間として一旦支給認定し、当該障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき改めて施行日を有効期間の開始日とする支給認定を行う、又は
- ・ 障害者総合支援法第 56 条第 2 項に基づき、職権により支給認定の変更を行う。

また、改正政令により負担額が軽減される障害者又は障害児の保護者であって施行日以後に支給認定の有効期間が終了するものについては、当該障害者又は障害児の保護者からの支給認定の変更の申請又は職権により、施行日から、改正政令による改正後の障害者総合支援法施行令に基づく負担上限月額に変更することをお願いする。

